

第3部 災害応急対策計画

第1章 震災・風水害・津波災害共通応急対策計画

第1節 災害対策本部と組織動員計画

本市域に地震等の災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、迅速に災害状況を集約し的確な応急対策活動を行うために、組織動員体制について定める。

1 災害対策本部の設置

市長は、市域において地震・風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置し、災害に即応できる組織を編成する。

災害対策本部の組織及び運営については、新潟市災害対策本部条例及び新潟市災害対策本部規程による。

なお、災害対策本部は、市役所本庁舎3階災害対策センターに設置する。災害対策センターが被災したときは、消防局庁舎3階（中央区鐘木地内）又は市長の指定する場所に置く。

2 災害警戒本部の設置

危機管理監は、市域において地震・風水害等の災害が発生し又は発生するおそれがあり、かつ災害対策本部の設置基準に満たない場合、災害に対する警戒のため災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置することができる。

警戒本部の組織及び運営については、新潟市災害警戒本部運営要綱による。

3 職員配備体制及び活動

職員の配備体制については、警戒配備及び非常配備に関する要綱による。

第 2 節 情報収集・伝達計画

地震や風水害等の災害について事前対策を効果的に実施するため、関係機関及び住民に対し迅速かつ適切に気象情報等の伝達を行うための体制について定める。

また、災害発生時に、災害対策の基本的な方針を迅速に決定し、効果的な応急対策活動を円滑に実施する上で必要な被害状況や災害関連情報の収集・伝達を行うための体制について定める。

なお、津波災害における情報収集・伝達計画については第 3 部第 4 章第 1 節「津波災害における情報収集・伝達計画」による。

| | |
|--------|---------------------|
| 実施担当 | 災害対策本部事務局 各対策部 各区本部 |
| 防災関係機関 | 各防災関係機関 |

1 特別警報・警報・注意報

(1) 特別警報・警報・注意報の種類

ア 一般の利用及び水防活動の利用に適合する予報及び警報

特別警報・警報・注意報の発表区域は新潟市である。ただし、報道等では、「新潟県」、「下越」、「新潟地域」などの名称を用いる場合がある。

気象業務法に基づき新潟地方気象台が発表する防災気象情報および発表基準は資料編表3-1-2-1 に示す。

また、信濃川下流・中ノ口川洪水警報及び注意報は、北陸地方整備局信濃川下流河川事務所、新潟県新潟地域振興局地域整備部と新潟地方気象台が共同で発表する。阿賀野川洪水警報及び注意報は、北陸地方整備局阿賀野川河川事務所と新潟地方気象台が共同で発表する。

イ 気象情報等

(ア) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（下越など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（新潟県など）で発表される。大雨又は高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(イ) 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛ける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。大雨特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する新潟県気象情報」、「記録的な大雨に関する北陸地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する新潟県気象情報」、「顕著な大雨に関する北陸地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する新潟県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝える

ため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象情報が発表される場合がある。

(ウ) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（聖籠町を除く）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

(エ) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、観測所名又は地域名（新潟市の場合は区ごと）を示して、気象庁から発表される。

(オ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（上越、中越、下越、佐渡）で気象庁から発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（上越、中越、下越、佐渡）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

ウ 船舶の利用に適合する予報及び警報

地方海上予報及び警報は、新潟地方気象台が担当海域（日本海中部）の海上を対象として発表する。

エ 航空機の利用に適合する警報

航空機の利用に適合する警報は、東京航空地方気象台が発表する。

オ 鉄道・電気事業の利用に適合する予報及び警報

新潟地方気象台は、鉄道気象通報及び電力気象通報を行う。

(2) 特別警報・警報・注意報等の伝達

ア 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報等の伝達

(ア) 新潟地方気象台

新潟地方気象台は、気象警報等（航空機及び船舶の利用に適合するための警報を除く）を発表、切替え、解除したときは、資料編 表3-1-2-2 に示した伝達系統図により、関係機関は速やかに専用通信施設又は公衆通信施設により伝達する。

通知を受けた関係機関は、さらに傘下の関係機関及び一般住民等に速やかに伝達・周知する。市町村は気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは直ちに各種情報手段を用い、住民に周知する。

(イ) 東日本電信電話株式会社

東日本電信電話株式会社（障害時には西日本電信電話株式会社）は、新潟地方気象台から警報の伝達を受けたときは、一般通信に優先し、電話回線（ファクシミリ）により新潟市及び他の市町村へ伝達する。

(ウ) 放送機関

放送機関は、配信された気象警報又は注意報及び水防警報等については、各放送機関の放送マニュアル等に基づき放送する。

なお、災害対策基本法第57条に基づいて、本部長（市長）から災害による避難指示等の放送の要請があったときは、放送の形式、内容、時刻等をその都度決定し、速やかに実施する。

イ 水防活動の利用に適合する注意報及び警報の伝達
 水防計画による。

ウ 船舶の利用に適合する予報及び警報の伝達

新潟地方気象台は、地方海上警報等を発表、切替え、解除したときは、第九管区海上保安本部に通知する他、報道機関に伝達し、航行中の船舶や陸上の関係者に周知するよう努める。

エ 航空機の利用に適合する警報の伝達

東京航空地方気象台は、飛行場警報等を発表、解除したときは、東京航空局新潟空港事務所、県警察航空隊、第九管区海上保安本部新潟航空基地、航空自衛隊新潟救難隊及び航空機運航関係機関に伝達するものとする。

オ 鉄道・電気事業の利用に適合する予報及び警報の伝達

新潟地方気象台は、鉄道事業者に対し鉄道気象通報を、電気事業者に対し電力気象通報を行う。

2 火災警報

(1) 発令機関

消防局長

(2) 火災警報発令の基準

ア 新潟県から新潟地方気象台の火災気象通報を受けた場合で、火災の予防上危険であると認めるとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めるときに発令する。

イ 火災警報発令の具体的基準は、次のとおりとする。

(ア) 風速15メートル以上の風が1時間以上続いて吹く見込みのとき。

(イ) 実効湿度が55%以下であって、最小湿度が25%以下になる見込みのとき。

(ウ) 実効湿度が60%以下であって、最小湿度が30%以下となり、平均風速10m以上の風が1時間以上続いて吹く見込みのとき。

(3) 火災警報伝達系統

火災警報伝達系統図を資料編 表3-1-2-3 に示す。

3 災害情報収集・伝達体制

(1) 災害発生直後における情報の収集

新潟県上中下域に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合、市域で震度5弱以上の地震が発生した場合及び市域で風水害等の災害が発生した場合は、被害の規模を推定し、人命の救助や被害拡大防止など初動期における災害対策の基本的な方針を決定するため、迅速性を最優先として関連情報を収集する。

災害情報の収集・伝達・共有は、災害対応の要であり、正確性、迅速性、総合性、同報性などを期するため、国、県及び関係機関等と連携の上、災害時情報システムを活用する。

なお、平常時からGISデータの整備、人材の育成に努める。

ア 収集する情報の内容

災害発生直後には、以下の情報を中心に収集する。

| 区 分 | 主 な 内 容 |
|---------------|--|
| 気 象 ・ 洪 水 情 報 | ○ 気象及び洪水の情報 ○ 市域及び河川上流域の降雨量 ○ 市域の風向風速の情報 |
| 地 震 ・ 津 波 情 報 | ○ 地震情報・津波警報等の発表状況 |

| | |
|------------|--|
| 人的被害情報 | ○ 死者及び負傷者の発生情報 ○ 生き埋め等要救助者情報 |
| 危険発生情報 | ○ 火災の発生情報 ○ 越水、浸水情報 ○ 土砂災害情報 ○ 河川の被災情報 ○ 危険物の漏洩、ガス漏れ情報 ○ 樹木、建築物等の倒壊情報 |
| 応急対策活動支障情報 | ○ 公共施設などの被害情報 ○ ライフライン情報 ○ 道路などの活動上重要な施設の被害状況 |

イ 情報収集の方法

災害対策本部事務局、各対策部及び各区本部は、災害対策本部規程の分掌事務に基づき、災害発生直後における上記アの災害情報を次の要領により収集する。

| 区分 | 情報収集の方法等 |
|-----------|---|
| 災害対策本部事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災関係機関からの衛星ファクシミリ、電話、メール等による通報 ・ 防災気象情報システムによる状況確認 ・ テレビ・ラジオ等のモニタリング ・ 各対策部、各区本部からの報告 ・ 職員が参集途上で収集した情報（勤務時間外の場合） |
| 各対策部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 119番通報（消防対策部） ・ 高所カメラからの情報（消防対策部） ・ 庁舎周辺の被害確認 ・ 所管施設の被害確認 ・ 市民からの通報 ・ 業務出向中の職員からの情報 ・ 職員が参集途上で収集した情報（勤務時間外の場合） |
| 各区本部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災関係機関からの防災行政無線、ファクシミリ、電話、メール等による通報 ・ 庁舎周辺の被害確認 ・ 所管施設の被害確認 ・ 市民からの通報 ・ 業務出向中の職員からの情報 ・ 避難所からの情報 ・ 職員が参集途上で収集した情報（勤務時間外の場合） |

(2) 被害情報等の収集

被害の状況等について、災害対策本部事務局、各対策部、各区本部及び各防災関係機関は担当する情報の収集にあたる。

ア 災害対策本部が行う情報収集

(ア) 災害対策本部が独自に行う情報収集

災害対策本部事務局、各対策部及び各区本部は、それぞれの担当する所掌事務に関する情報について収集を行う。

第 3 部 災害応急対策計画
 第 1 章 震災・風水害・津波災害共通応急対策計画
 第 2 節 情報収集・伝達計画

| 情報区分 | | 収集する情報 | 担 当 |
|-----------|---|--|------------------------------------|
| 気象情報等 | | <ul style="list-style-type: none"> ・特別警報・警報・注意報等の発表状況 ・水防警報の発表状況 ・河川の水位状況 ・市内の降雨量及び風向風速の情報 | 災害対策本部事務局 |
| 被害情報 | 人的被害 | <ul style="list-style-type: none"> ・発生場所、原因及び被害者数 ・被害者の住所、氏名、年齢等 ・負傷者の負傷程度及び収容先 | 死者 行方不明者 負傷者 区本部 消防対策部 |
| | 建物被害 | <ul style="list-style-type: none"> ・被災棟数及び被害程度 ・建物の名称及び所在地 ・罹災世帯及び罹災者数 | 住家・非住家 区本部 建築対策部 |
| | | | 事業所 区本部 経済対策部 建築対策部 |
| | 市管理施設被害 | <ul style="list-style-type: none"> ・被災棟数及び被害程度 ・施設の名称及び所在地 ・利用者の被災状況及び避難状況 | 福祉施設 区本部 こども未来対策部 福祉対策部 |
| | | | 清掃施設 環境対策部 |
| | | | 教育施設 教育対策部 |
| | | | その他の施設 区本部 所管対策部 |
| 市管理土木施設被害 | <ul style="list-style-type: none"> ・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・道路の通行止め箇所 | 道路・橋梁・ トンネル・公園 区本部 土木対策部 | |
| 農林水産関係被害 | <ul style="list-style-type: none"> ・被害箇所と被害程度 | 農林水産関係 区本部 農林水産対策部 | |
| ライフライン情報 | <ul style="list-style-type: none"> ・被害箇所と被害程度 ・応急措置等の対応状況 ・断水状況 | 下水道関係 下水道対策部 | |
| | | 上水道関係 水道対策部 | |
| 消防情報 | <ul style="list-style-type: none"> ・119番通報の入電状況 ・火災発生状況及び延焼状況 ・救助、救急事案の発生状況及び対応状況 ・危険物施設の被害状況 ・ガス漏れ等の発生状況 ・その他の被害発生状況 | 消防対策部 | |
| 避難情報 | <ul style="list-style-type: none"> ・自主避難の状況 ・避難世帯数及び避難者数 ・避難所の設置状況 | 区本部 福祉対策部 | |
| 医療救護情報 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の被害状況 ・医薬品及び医療資器材の需給状況 ・医療救護所の設置状況 | 保健衛生対策部 | |
| 市職員被災情報 | <ul style="list-style-type: none"> ・本人、家族及び家屋等の被災状況 | 各対策部 区本部 | |

| | | | |
|--------|-------------|------|-----------------------|
| その他の情報 | ・被害箇所と被害の程度 | 土砂災害 | 区本部 土木対策部 建築対策部 |
| | | その他 | 所管対策部 |

(イ) 防災関係機関からの情報収集

災害対策本部事務局、各対策部及び各区本部は、必要に応じて防災関係機関から情報を収集する。

| 収集担当 | 収集する情報 | 収集先 | |
|------------------|--|---|---|
| 災害対策本部 事務局 | ・地震、津波等の情報 ・気象等に係る特別警報・警報・注意報及び気象情報 | 新潟地方気象台 | |
| | ・災害情報 | 北陸地方整備局防災室 | |
| | ・ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数、ガス供給停止状況）と復旧状況 | 東北電力ネットワーク株式会社 東日本電信電話株式会社新潟支店 北陸ガス株式会社 白根ガス株式会社 蒲原ガス株式会社 越後天然ガス株式会社 | |
| | ・県内の被害情報 | 新潟県防災局危機対策課 | |
| | ・死者、行方不明者の状況及び交通規制の状況等 | 県警察本部 | |
| | ・テレビ・ラジオ等のモニタリング | | |
| | 保健衛生対策部 | ・医療施設の被害と診療状況等 ・医療従事者の確保状況 ・DMAT等医療チームの活動状況 | 新潟市医師会 新潟市歯科医師会 新潟市薬剤師会 日本赤十字社新潟県支部 新潟県看護協会 |
| こども未来対策部 | | ・ボランティアの受け入れ状況 | 市社会福祉協議会 |
| 経済対策部 | | ・物流機能の被害と復旧状況 | 新潟県トラック協会 |
| | ・中小企業の被害状況 | 市内商工会 商工会議所 | |
| 農林水産対策部 | ・農作物及び農業用施設の被害と復旧状況 | 土地改良区 農業協同組合 農業共済組合 | |
| | ・県管理農業用施設の被害と復旧状況等 | 新潟地域振興局 新発田地域振興局 | |
| | ・家畜及び家畜飼養施設の被害と復旧状況 | 農業協同組合 農業共済組合 | |
| | ・水産物及び水産関係施設の被害と復旧状況 | 漁業協同組合 | |
| | ・林産物及び林業関係施設の被害と復旧状況 | 新潟県森林組合連合会 森林組合 農業協同組合 | |
| 土木対策部 都市政策対策部 | ・国管理道路、橋梁及びトンネルの被害と復旧状況等 | 新潟国道事務所 | |

| | | |
|-----------------|---|---|
| 建築対策部 下水道対策部 | ・ 県管理公園の被害と復旧状況等 | 新潟地域振興局 |
| | ・ 高速道路の被害と復旧状況 | 東日本高速道路株式会社新潟支社 新潟管理事務所 |
| | ・ 国管理河川及び海岸の被害と復旧状況等 | 信濃川下流河川事務所 阿賀野川河川事務所 |
| | ・ 県管理河川及び海岸の被害と復旧状況等 | 新潟地域振興局 新発田地域振興局 |
| | ・ 土砂災害の被害と復旧状況 | 新潟地域振興局 |
| | ・ 鉄道施設の被害と復旧状況 | JR東日本株式会社新潟支社 |
| | ・ バス交通の被害と復旧状況 | 新潟交通株式会社 |
| | ・ 空港施設の被害と復旧状況 | 東京航空局新潟空港事務所 |
| | ・ 港湾施設の被害と復旧状況 | 新潟港湾・空港整備事務所 新潟港湾事務所 |
| | ・ (市域と隣接する) 県管理道路、橋梁 及びトンネルの被害と復旧状況等 | 新潟地域振興局 新発田地域振興局 三条地域振興局 長岡地域振興局 |
| | ・ 県管理下水道施設の被害と復旧状況 | 新潟県都市局下水道課 |
| 区本部事務局 | ・ 死者、行方不明者の状況及び交通規制 の状況等 | 県警察本部 各警察署 |

イ 防災関係機関が行う情報収集

各防災関係機関は、防災業務計画に基づきそれぞれの機関が必要とする災害情報の収集を行う。

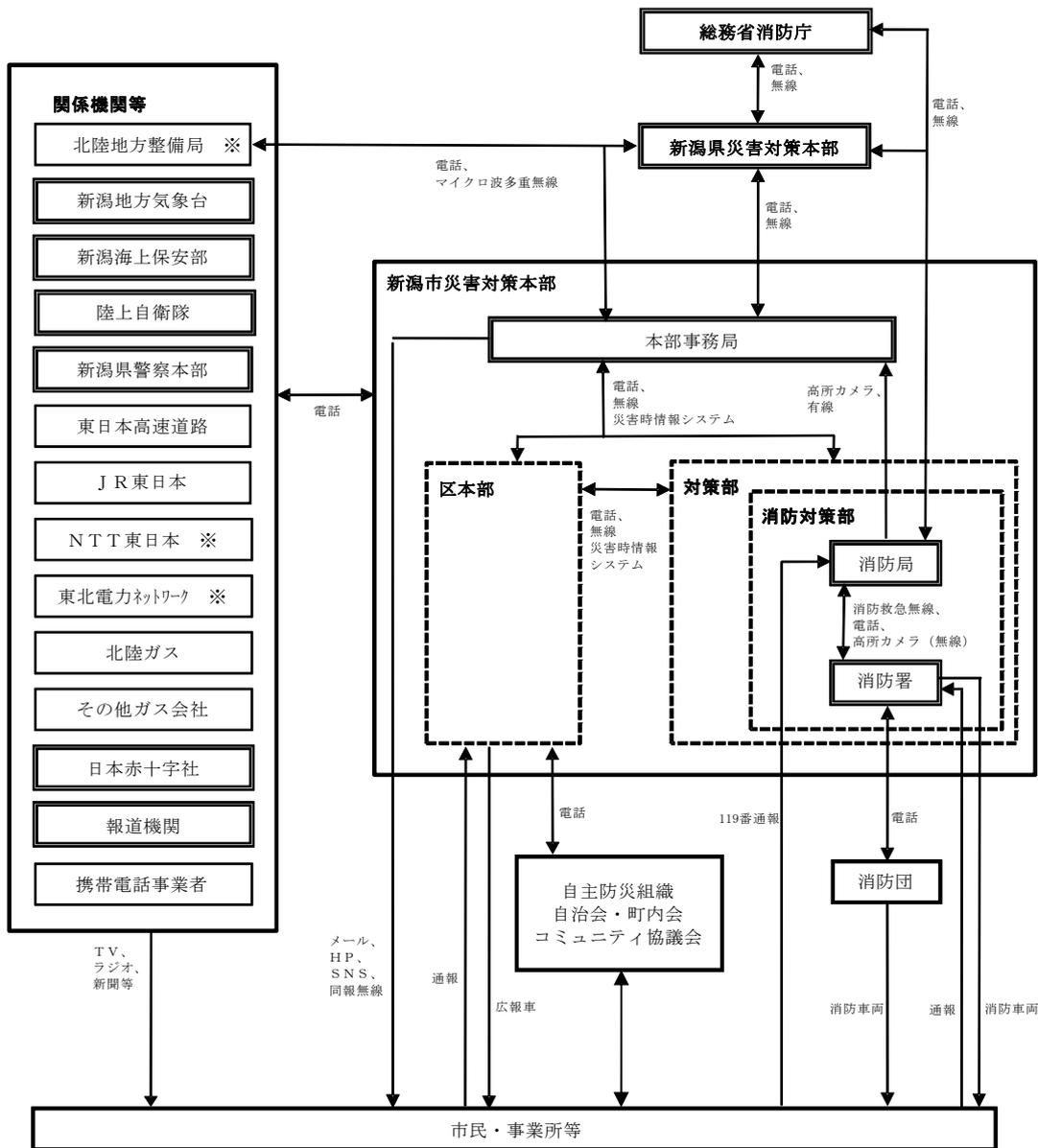
ウ 県への応援要請

被害の調査に技術を要する場合又は被害が甚大で調査が極めて困難なときは、災害対策本部事務局は県に連絡し、関係機関等の応援を求めて情報を収集する。

(3) 被害情報等の伝達系統

災害対策本部事務局、各対策部及び各区本部は、災害発生時の迅速な被害情報等の伝達のため、伝達系統図を作成し、必要に応じ逐次修正する。(連絡先等の詳細は、資料編 表 3-1-2-4 に示す。)

(伝達系統図)



注釈

- (1) ※は新潟市災害対策本部に連絡員が参集予定の機関を示す。
- (2) は、新潟県防災行政無線での通信手段が確保されているもの。

(4) 防災関係機関との情報連絡体制

ア 連絡責任者の指定

災害対策本部事務局、各対策部及び各区本部は、防災関係機関との連絡を確実にするため、連絡責任者をあらかじめ指定し、迅速な連絡体制を確保する。

イ 防災関係機関に対する情報連絡要員の派遣要請

災害対策本部事務局は、情報収集及び応急対策の実施等において緊密な連絡体制を確保するため、必要に応じ、県、県警察本部及び市域を管轄する各警察署、その他の防災関係機関等に対し、災害対策本部事務局に情報連絡要員を派遣するよう要請する。

(5) 非常通信の利用

災害対策本部事務局は、信越地方非常通信協議会に対し非常通信を要請し、非常通信は地方非常通信ルートにより行う。

4 被害状況等の報告

(1) 監視体制時の報告

災害警戒本部を設置した場合、各区災害警戒本部及び警戒本部を構成する課・機関は、配備体制及び監視状況を危機管理防災局へ報告する。

(2) 災害速報

災害が発生し被害を覚知した場合は、区本部事務局及び各対策部は被害状況が十分把握できない場合であっても、直ちに第一報を災害対策本部事務局へ速報する。

(3) 初動対応期^{※1}の被害状況及び活動状況の報告

ア 区本部各班及び「勤務時間外の職員初動体制」における各地区の総括担当は、被害状況及び活動状況（以下この節において「被害状況等」という。）を区本部事務局へ報告する。

区本部事務局は、区域を管轄する消防班へ連絡要員を派遣するなど、連携して区域の被害状況等の収集を行う。

区本部事務局は、区域の被害状況等を集約し、災害対策本部事務局へ報告する。

イ 各対策部は、それぞれ上記 3 (2) に定めた被害情報等及び活動状況を収集し、災害対策本部事務局へ報告する。

(4) 応急復旧期^{※2}の被害状況等の報告

ア 各対策部は、それぞれの所管に係る被害状況等を区本部担当班及び防災関係機関との連携により収集する。

イ 各対策部の総務担当班は、対策部の被害状況等を集約し、災害対策本部事務局へ報告する。

ウ 各区本部事務局は、各区単位の被害状況等を集約し、災害対策本部事務局へ報告する。

※1「初動対応期」

大地震、突発的な土砂災害及び水害の発生直後など、全域の被害状況が不明で、各被災現場での初動対応を優先させるべき期間（概ね発災から 2～3 日間）

※2「応急復旧期」

市長の指示に基づく全市的な対策が可能となった期間（概ね発災 3～4 日目以降）

(5) 報告の手段

被害状況等を報告する際は、防災行政無線、電話、ファクシミリ、電子メール、災害時情報システム及びウェブ会議システム等を利用して報告する。

(6) 国及び県に対する報告

ア 災害発生直後の第一次情報

(ア) 消防対策部は、火災・災害等を覚知したときは、被害状況が十分把握できない場合であっても、直ちに第一報を資料編 表3-1-2-5 「消防庁への火災・災害即報基準」に準じ、県へ報告する。

なお、資料編 表3-1-2-6 「消防庁への直接即報基準」に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県に対してだけでなく、総務省消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き、総務省消防庁に対しても行うものとする。

(イ) 消防対策部は、消防機関へ119番通報等が殺到した場合は、その状況を直ちに総務省消防庁及び県へ報告する。

(ウ) 災害対策本部事務局は、被害規模の概括情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

(注) 県に被害状況等を報告できない場合は、総務省消防庁へ直接報告するものとする。

イ 一般被害情報及び応急活動情報

災害対策本部事務局は、把握した被害状況及び応急対策活動状況、災害対策本部の設置状況等を県へ逐次報告する。

(注) 県の災害報告取扱要領（昭和53年10月9日付消第784号）

第 3 節 応援要請計画

大規模災害時に国、自治体等からの人的応援を迅速かつ円滑に受入れ、応援職員の力を漏れなく最大限に活用するとともに総力をもって災害に対応できるよう、受援が必要となる業務の特定、応援の要請先、要請及び受入れの手順などについて定めるものとする。

| | |
|--------|---------------------------------|
| 実施担当 | 災害対策本部事務局 総務対策部 各対策部 |
| 防災関係機関 | 総務省 指定都市市長会 県 指定地方行政機関 指定公共機関 他 |

1 応援要請について

あくまでも本市職員だけでは災害対応ができない場合に応援を要請するものであり、まずは市内での人員調整を行ったうえで、足りない人員について応援を要請するものとする。

応援要請先については基本的には被災市区町村応援職員確保システム（全国スキーム）、広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画等の包括的応援システム又は新潟県となる。ただし、緊急消防援助隊、DMATなどのように、すでに枠組みが確立されており、経験や専門スキルが必要となる災害対応業務については、指定地方行政機関、指定公共機関、民間協定事業者などを含め、その枠組みを応援要請先とする。

2 受援業務

応援を要請する業務（受援業務）については、業務継続計画（BCP）に基づき、災害対応業務及び通常業務のうち緊急度の高いものとし、本市職員だけでは対応が困難な業務とする。

応援職員からの応援を最大限活用するため、あらかじめ受援業務毎に必要な経験・スキルなどを定めるとともに、受援業務全体のタイムラインを踏まえ、応援を要する期間、人数を定める。

3 受援班の設置

応援職員を有効的に活用するために総務対策部内に受援班を設置し、応援職員の受入れ、活動状況等の情報を一元管理するとともに、全体的なマネジメントを行うものとする。

4 応援側に求める対応について

災害発生直後は、食料や飲料水、衣類、宿泊先、燃料などを本市が確保することが困難になることが予測されるので、応援要請にあたっては応援側の自己完結型による派遣とし、移動手段、宿泊先、食事は原則、応援側で自ら確保するものとする。

その後、小売業や宿泊施設の回復状況に応じて、市は可能な範囲で食事や宿泊施設の斡旋や調整を行うものとする、

発災 1 か月間は比較的短期間に応援職員が交代し、また、応援団体毎に異なるタイミングで交代することが想定されるので、次の応援職員に効率的に引き継がれるためにも引継は応援側双方で完結するものとする。

5 受け入れ環境の整備

応援職員の受入れは応援団体側の自己完結型を原則とするが、被災状況に応じては可能な範囲で受け入れ環境を整備するものとする。

(1) 本庁舎の執務室、駐車場

応援職員の受入のため本庁舎内に執務室、駐車場が必要な対策部は、総務班に対して確保を依頼し、総務班は執務室、駐車場の割り当てを調整する。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

執務室、駐車場は不足することが見込まれるので、災害時の周辺の施設の活用について、平時から施設管理者との協議に努めるものとする。

(2) 車両、移動手段、燃料、宿泊施設の確保

応援職員の受入れにあたり、車両、移動手段、燃料、宿泊施設の確保が必要となる対策部は、総務班に確保を依頼し、総務班は民間協力協定などを活用して確保に努め、確保した資源を当該対策部に提供する。

燃料については、民間協定だけで賄いきれない可能性が高いので、県に対して協力を要請する。

6 経費負担について

本市からの応援要請に係る経費は原則、本市の負担とする。ただし、当該受援業務の枠組みの中で別途経費負担についての定めがある場合はそれを適用する。

災害救助法適用経費については、その経費は本市の負担とせず応援団体が応援団体を包括する都道府県を通じて新潟県に求償するものとする。特別交付税対象経費についても応援団体が国に対して求償する。

7 応援要請・受入れの手順

- (1) 災害対応状況の把握
- (2) 応援要請の検討及び決定
- (3) 応援要請及び受入れ調整
- (4) 応援の受入れ
- (5) 受入れ環境の調整
- (6) 受援状況の共有
- (7) 求償を受けた応援経費の支払い

第 4 節 自衛隊災害派遣要請要求計画

地震や風水害等による災害発生時において住民の生命、財産の保護のため、自衛隊の災害派遣活動を迅速かつ円滑に行うため、その活動内容、派遣要請要求手続き、受け入れ体制について定める。

| | |
|--------|-----------|
| 実施担当 | 災害対策本部事務局 |
| 防災関係機関 | 自衛隊 県 |

1 県知事に対する災害派遣要請要求

(1) 災害派遣要請要求

市長は、災害が発生し又は発生しようとしている場合は、住民の生命又は財産の保護のため必要と認めるときは、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき県知事に対して自衛隊の災害派遣を要求する。ただし、通信の途絶等で県知事と連絡がとれないときは、市長は、自衛隊に対し、その旨及び災害の状況を通知する。その際市長は、事後速やかにその旨を県知事に通知しなければならない。

(2) 災害派遣要請要求の手続き

ア 災害派遣要請要求の手続きは、災害対策本部事務局が行う。

イ 市長は、派遣要請要求を決定した時は、次の「要求にかかる事項」を記載した自衛隊災害派遣要請依頼書（資料編 表3-1-4-1）をもって県知事に要求する。ただし、緊急を要する時は、必要事項を電話等で依頼し、事後速やかに派遣要請依頼書を提出する。

【 要求にかかる事項 】

- (ア) 派遣要請依頼者
- (イ) 担当部課名等
- (ウ) 派遣要請依頼日時
- (エ) 災害状況及び派遣依頼理由
- (オ) 派遣を希望する機関
- (カ) 派遣を希望する区域
- (キ) 現地連絡員
- (ク) 派遣を希望する活動内容
- (ケ) その他必要事項

(3) 派遣要請連絡窓口

ア 新潟県

| 災害派遣担当窓口 | 所 在 地 | |
|--------------|--------|---|
| 防災局 危機対策課 | 住所 | 新潟市中央区新光町4番地1 |
| | 電話 | 025-285-5511 内線6434、6435、6436、6439 025-282-1638（ダイヤルイン） |
| | ファクシミリ | 025-282-1640 |
| | 防災無線 | 8-7-823 |

イ 陸上自衛隊

| 通 知 先 | 所 在 地 | |
|---------------------------|--------|-----------------------|
| 陸上自衛隊 第30普通科連隊 第3科長 | 住所 | 新発田市大手町6丁目4番16号 |
| | 電話 | 0254-22-3151（内線230） |
| | ファクシミリ | 0254-22-3151（切替内線537） |
| | 防災無線 | 8-451-30 |

ウ 海上自衛隊

| | | |
|--------------------------|---|---------------------------------------|
| 海上自衛隊 新潟基地分遣隊 警備科長 | 住所 | 舞鶴市余部下1190番地 海上自衛隊舞鶴地方総監部防衛部 |
| | 電話 | 0773-62-2250 (内線2222) |
| | ファクシミリ | 077-62-2255 (切替) |
| | 連絡窓口 | 海上自衛隊新潟基地分遣隊警備科 |
| | 住所 | 新潟市東区臨海町1番1号 |
| | 電話 | 025-273-7771 (電話応答者に警備科長への接続を依頼) |
| | ファクシミリ | 025-273-7771 (電話応答者にファクシミリへの接続を依頼) |
| 防災無線 | 8-401-16-751-*20 又は 6-751-*20 (新潟基地分遣隊は、260M局器材のみ) | |

エ 航空自衛隊

| | | |
|------------------------|---|---|
| 航空自衛隊 新潟救難隊 飛行班長 | 住所 | 埼玉県狭山市稻荷山2丁目3番地 航空自衛隊航空総隊航空救難団司令部防衛部 |
| | 電話 | 04-2953-6131 (内線3832) |
| | ファクシミリ | 04-2953-6131 |
| | 連絡窓口 | 航空自衛隊新潟救難隊 |
| | 住所 | 新潟市東区船江町3番地135 |
| | 電話 | 025-273-9211 (内線218) |
| | ファクシミリ | 025-273-9211 (内線227) |
| 防災無線 | 8-503-10 (オペレーション)・20 (当直) (平時・作戦中：オペレーション、夜間等：当直) | |

(4) 自主派遣

自衛隊の災害派遣は県知事からの要請で派遣されることを原則とするが、例えば大規模な地震等の災害が発生した場合、関係機関への情報提供を目的とした情報収集のための部隊等の派遣や通信等の途絶等により県との連絡が不可能である場合における人命救助のための部隊等の派遣等天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。この場合、自衛隊は速やかに県知事又は市災害対策本部へ派遣部隊に関する情報を伝達する。

(5) 派遣要請の範囲

派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合で、概ね次のとおりの活動内容を要請する。

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。

イ 避難の援助

避難の指示等が発令され、避難や立ち退き等が行われる必要があるときは、避難者の誘導や輸送等を行い、避難を援助する。

ウ 避難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援作業等に優先して捜索救助を行う。

エ 交通規制

警察官が現場にいない場合、自衛隊用緊急車両の円滑な通行を確保するための交通規制や通行を妨害する障害及び車両の除去を行う。

- オ 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対しては水防活動を行う。
なお、必要な資材については、自衛隊と調整する。
- カ 消火活動
火災に対しては、利用可能な消防車その他の消火用具をもって、消防対策部と協力して消火にあたる。
- キ 道路又は水路の啓開
道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合には、それらの啓開、除去にあたる。
- ク 応急医療、救護及び防疫
被災者の応急医療、救護及び防疫を行う。(薬剤等は、関係機関の提供するものを使用する。)
- ケ 通信支援
災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度における通信支援をする。
- コ 人員及び物資の緊急輸送
緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。
この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
- サ 炊飯及び給水の支援
緊急を要し、他に適当な手段がない場合、被災者に対し、炊飯及び給水を行う。
(米穀及び水は、関係機関から提供されるものを使用する。)
- シ 救援物資の無償貸付及び譲与
「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月10日総理府令第一号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付又は譲与する。
- ス 危険物の除去等
自衛隊の能力の範囲内における火薬類、爆発物(不発弾等)等危険物の除去等を行う。
- セ その他
自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置をとる。

2 派遣部隊の受入体制

市長が自衛隊の派遣要請を要求し、その派遣を受けたときの受入体制は、次のとおりとする。

- (1) 自衛隊との緊密な連絡
災害対策本部及び自衛隊は、災害にかかる各種情報を的確に把握し、相互に迅速な情報交換を行う。
派遣された自衛隊の部隊(以下「派遣部隊」という。)に関する総括担当は、災害対策本部事務局とする。
- (2) 連絡員の派遣
市長は、必要に応じて自衛隊に対し、災害対策本部又は現地災害対策本部に連絡員の派遣を要請する。
- (3) 派遣部隊指揮所の設置
市は、自衛隊の災害派遣業務を調整し、災害応急体制を確立するため、市役所内に派遣部隊の指揮所を提供する。
- (4) 災害派遣部隊の誘導
災害派遣を受け入れる区本部及び対策部等は、派遣部隊の市内進入ルート及び集結地点、又は救援物資の受取場所等を選定し、災害派遣部隊を誘導する。
- (5) 派遣部隊の宿泊及び野営適地等の提供
派遣部隊には、市の公共用建物等を基本とし、概ね次の宿泊又は野営適地を提供する。
(適地を資料編 表3-1-4-2 に示す。)

(6) 緊急ヘリポートの提供

災害派遣要請要求を行う場合、主に次の施設を緊急ヘリポートとして提供する。(ヘリポート適地一覧を資料編 表3-1-4-3 に示す。)

なお、離着陸場の標示等については資料編 表3-1-4-4 に示す。

3 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した費用は、原則として派遣を受けた市等が負担するものとし、下記を基準とする。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費・燃料費（自衛隊装備品に係わるものを除く）水道料、電話、通信費及び入浴料等
- (3) 派遣部隊が活動するために必要な資材、機材等の調達、借上、修理費
- (4) 派遣部隊の救援活動に伴い発生した損害の補償（自衛隊装備品を除く）
- (5) その他、救援活動の実施に要する経費で、負担区分について疑義が生じた場合は、自衛隊と協議・調整する。

4 派遣部隊の撤収要請の手続き

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、県知事や派遣部隊と協議を行い、速やかに知事に対し、自衛隊の撤収を依頼する。

- (1) 撤収依頼事項
 - ア 撤収日時
 - イ 派遣部隊名
 - ウ 事故の有無
 - エ 派遣人員、機材及び従事作業内容
 - オ その他

5 住民の協力

住民は、派遣部隊の作業を傍観することなく、積極的に協力して作業を遂行する。

6 災害対策基本法に基づく自衛官の権限

災害派遣を命じられた派遣部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市職員、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定及びそれに基づく立入制限・禁止並びに退去命令
- (2) 他人の土地、建物等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること

第 5 節 緊急消防援助隊応援要請計画

大規模災害又は特殊災害等発生時において住民の生命、身体、財産の保護のため、緊急消防援助隊の災害応援要請を迅速かつ円滑に行い、災害による被害を最小限度におさえるため、その活動内容、派遣要請手続き、受入体制について定める。

| | |
|--------|-----------------|
| 実施担当 | 災害対策本部事務局 消防対策部 |
| 防災関係機関 | 国 県 |

1 緊急消防援助隊に対する災害応援要請

(1) 災害応援要請

市長は災害の状況並びに市及び県の消防力を考慮して、大規模な消防の応援が必要であると判断した場合は、消防組織法第44条の規定に基づき県知事に対して緊急消防援助隊の応援要請の連絡をする。ただし、県知事に連絡をとることができない場合は、消防庁長官に対して連絡する。

(2) 応援要請連絡の手続き

ア 応援要請連絡の手続きは、消防対策部が行う。

イ 市長は応援要請を決定した時は、次の「応援要請時に必要な情報」を記載した緊急消防援助隊応援要請連絡票(資料編 表3-1-5-1)により県知事又は消防庁長官に連絡する。

【応援要請時に必要な情報】

- (ア) 災害発生日時
- (イ) 災害発生場所
- (ウ) 災害の種別・状況
- (エ) 人的・物的被害の状況（可能な限り集約したもの）
- (オ) 必要応援部隊

(3) 応援要請連絡窓口

ア 新潟県

| 応援担当窓口 | 所在地 | |
|--------|-----|--|
| 防災局消防課 | 住所 | 新潟市中央区新光町4番地1 |
| | 電話 | 025-282-1664（昼間） 025-285-5511（夜間） 015-401-20-6442、6443（地域衛星） |
| | | ファクシミリ |

イ 総務省消防庁

| 応援担当窓口 | 所在地 | | |
|--------|--------|-------------------|---|
| 広域応援室 | 住所 | 東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番2号 | |
| | 電話 | 平日 | 03-5253-7527（NTT） 048-500-90-49013（地域衛星） |
| | | 夜間 | 03-5253-7777（NTT） 048-500-90-49013（地域衛星） |
| | ファクシミリ | 平日 | 03-5253-7537（NTT） 048-500-90-49033（地域衛星） |
| | | 夜間 | 03-5253-7553（NTT） 048-500-90-49036（地域衛星） |

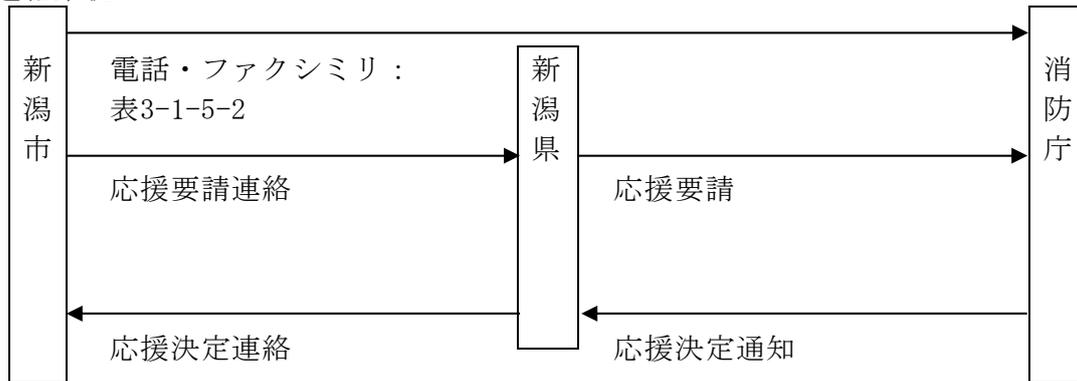
(4) 応援部隊が出動するまでに必要な情報

- ア 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
- イ 緊急消防援助隊の進出拠点
- ウ 緊急消防援助隊の到達ルート
- エ その他必要な情報

(5) 応援要請時の主な連絡先

応援要請時の主な連絡先（資料編 表3-1-5-2）に原則として有線（携帯）電話、有線ファクシミリにより連絡するが、有線途絶時等の場合は、衛星電話、衛星ファクシミリ及び無線電話で連絡する。

(6) 連絡系統



2 緊急消防援助隊の受援体制

(1) 消防応援活動調整本部への派遣

被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動に資するため、新潟県に消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）が設置された場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防対策部から職員を派遣する。

(2) 指揮支援本部との連携

市長は、市に新潟県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うための指揮支援本部が設置された場合は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱に基づき、緊密に連携を図るものとする。

(3) 無線運用体制

緊急消防援助隊活動時の無線運用を円滑に行うため、無線運用体制及び無線運用系統を資料編 表3-1-5-3 に示すとおりとする。

3 応援部隊の活動等

(1) 緊急消防援助隊の進出拠点及び到達ルート

陸上部隊及び水上部隊の進出ルートは資料編 表3-1-5-4 に示すとおりとする。

(2) 進出拠点への連絡体制

各進出拠点担当署の署長は、進出拠点へ職員を配置し、調整本部と進出拠点との連絡体制を確保する。

担当署長は、調整本部からの指示により、配置した職員を通じ都道府県隊に対し、応援を必要とする被災地及び被災状況を連絡する。この場合、道路の被災状況等に応じ、調整本部を通じ県警察本部に部隊の誘導を依頼する。

(3) ヘリポート適地一覧

ヘリポート適地一覧は資料編 表3-1-4-3 に示す。

(4) 燃料補給体制

航空部隊及び陸上部隊の燃料補給場所は資料編 表3-1-5-5 に示す。

(5) 水利状況

消火栓スピンドルドライバーの形状は四角とし、口径は32mm、33mm、35mm及び38mmとする。

(6) 補給体制

緊急消防援助隊に係る発災日より4日目以降の食料品等物資の補給は資料編表3-1-5-7に示すとおりとする。

(7) 宿営可能場所

陸上部隊の宿営可能場所は資料編 表3-1-5-8 に示す。

(8) 資機材の提供

応援部隊の活動に必要な消火栓スピンドルドライバー及びホース媒介金具等の資機材を提供する。

(9) 救急告示病院

市内の救急告示病院は資料編 表3-1-5-9 に示す。

4 緊急消防援助隊の活動終了

市長は、指揮支援本部からの活動報告、現地合同指揮所における調整結果等を統合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、県知事へ直ちに電話によりその旨を報告する。

5 緊急消防援助隊活動経費の負担

(1) 消防庁長官の指示による出動

消防庁長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動経費は、緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱による。

(2) 消防庁長官の求めによる出動

消防庁長官の求めにより出動した緊急消防援助隊の活動経費は、市が負担する。

第 6 節 消防活動計画

災害から市民の生命、身体、財産を保護し、被害の軽減を図るため、消火、救急、救助等の消防活動計画を定める。

なお、地震における細部の取り決めについては、「新潟市消防局震災対策規程」及び「消防局震災対策等活動マニュアル」により、風水害等における細部の取り決めについては「増強警備及び広域消防応援の派遣準備に関する要綱」、「強風時の消防対策規程」及び「都市たん水活動マニュアル」による。

| | |
|--------|-------|
| 実施担当 | 消防対策部 |
| 防災関係機関 | 消防団 |

1 消防体制

災害に伴う被害を軽減するため、次のとおり消防体制の早期確立を図る。

- (1) 消防対策本部の設置
 災害対策本部の設置と同時に、消防活動体制の確立と指揮命令の徹底を期すため、消防対策本部を設置する。
- (2) 消防職員の招集及び参集
 職員の招集は、消防対策本部長の事前命令とし、参集場所は、原則として勤務場所とする。ただし、災害の状況により勤務場所に参集できない場合は、最寄りの消防局、消防署又は、出張所に参集する。
- (3) 消防活動部隊の編成
 災害に対応するため必要があるときは、参集職員で非常用車両等により部隊編成を行う。

2 初動時の措置

- (1) 庁舎及び施設の被害状況を確認する。
- (2) 有線（指令）電話の試験及び通信可否を確認する。
- (3) 無線局の開局、試験及び機器異常の有無を確認する。
- (4) 非常電源を確保し、庁舎照明、各種通信機器等を維持する。
- (5) 市災害対策本部に職員を派遣し、情報連絡に当たる。
- (6) 災害状況の把握及び情報の収集を行う。
- (7) 大隊本部との連絡調整を行い、消防部隊の活動状況を把握する。
- (8) 災害発生直後から高所カメラによる遠方監視を行う。
- (9) その他必要な事項

3 消防活動方針

災害時においては、火災、救助、救急といった事案が同時に多発し、災害全般に対し消防力が劣勢になることが懸念される。

このような状況下で、人的・社会的被害を最小限に食い止めるために必要な消防の任務は、火災の早期発見と一挙鎮圧を最優先とし、初動時においては、全組織力を挙げて消火活動に着手することを活動の方針とする。

4 部隊運用

災害発生時の部隊運用は、消防対策本部運用とする。ただし、指令施設の損壊や災害の多発等で消防指令管制センターの管制が不能な場合の災害対応は、消防対策本部長の命を受け、指令課の宣言に基づき、消防署単位で活動する大隊本部運用とする。

5 火災防ぎょ活動

火災防ぎょは、次に掲げる原則により行う。

- (1) 避難場所、避難路確保の優先
延焼火災が多発した場合は、市民の安全を優先とした避難場所、避難路確保の防ぎょを行う。
- (2) 重点地域防ぎょの優先
同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重点かつ危険度の高い地域を優先に防ぎょを行う。
- (3) 消火可能地域防ぎょの優先
同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先に防ぎょを行う。
- (4) 市街地火災防ぎょの優先
 - ア 高層建築物、地下街及びその他多数の消防隊を必要とする場合で、他への延焼危険の少ない火災は、他の延焼火災を鎮圧した後に部隊を集結し、集中防ぎょを行う。
 - イ 大規模工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災を優先に防ぎょし、それらを鎮圧した後に部隊を集結し、集中防ぎょを行う。
 - ウ 重要施設防ぎょの優先
同時に複数の延焼火災が発生した場合は、避難場所・避難施設、医療救護施設等の重要施設の優先度を考慮し防ぎょを行う。

6 消防活動

風水害等の災害時における消防活動については、避難のための情報伝達、広報及び避難誘導等の活動（以下「避難活動」という。）は原則として、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 避難活動は、市災害対策本部の指示により実施する。
- (2) 消防隊の出動は、消防対策本部長の特命出動とする。
- (3) 避難指示等の発令があった場合は、速やかに避難方向、避難場所等を付近住民に周知徹底するとともに、安全な避難活動を実施する。

7 消防団活動計画

消防団は、早期に活動体制を確立し、消防署部隊等と連携し、有効な火災防ぎょ、救急救助活動及び避難誘導を実施する。

- (1) 消防団員の招集及び参集
消防団員の招集は、消防団長の事前命令とし、参集場所は原則として所属分団器具置場とする。ただし、災害の状況により最寄りの分団器具置場又は各消防署所に参集する。
- (2) 消防団の活動
 - ア 分団長は、分団区域内の被害の概要及び活動状況を方面隊本部に速報する。
 - イ 災害現場活動は、大隊長の指揮下に入り、消防署隊と連携して効果的な活動を行い、消防署隊が作戦上転戦命令により転戦する場合は、災害現場活動を引き継ぐものとする。
 - ウ 火災発生時には、原則として防火水槽、防火井戸等の消火栓以外の水利を活用し、消火活動を行う。
 - エ 火災の進展状況に応じて、飛火警戒を実施するとともに、避難路及び避難住民の安全確保を重点に消火活動を行う。
 - オ 家屋倒壊等による救助事象に出動した場合は、保有資機材等を有効に活用し、救出活動を実施する。
また、必要に応じ、傷病者等を付近住民と協力し、最寄りの医療機関又は応急救護所へ搬送する。
 - カ 消防団長の命令を受けたときは、管轄区域外に出動し、災害防ぎょ活動に当たる。

キ 避難指示等の発令があった場合は、自らの安全を確保したうえで、避難方向及び避難場所等を付近住民に周知徹底するとともに、安全な避難誘導に当たる。

ク その他、消防団長の指示、命令により活動する。

なお、風水害等の災害における消防団の活動について避難指示等の発令があった場合は、速やかに避難方向及び避難場所等を付近住民に周知徹底するとともに安全な避難誘導に当たる。

8 区本部及び他の防災機関との連携

区本部及び各警察署、自衛隊、関係機関等と相互に密接な協力・連携体制を確立し、円滑な消防活動を行う。

9 消防隊等の応援要請

消防対策本部長は、災害の状況を判断して必要と認めるときは、新潟県広域消防相互応援及び新潟県消防防災ヘリコプター等の消防応援を要請する。

第 7 節 救急救助・医療救護応急計画

市は、救急・救助活動について関係機関と緊密な連絡のもと、迅速かつ適切な活動を実施する。

また、新潟市医師会等医療関係団体や医療機関と、緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む）救護について定める。

| | |
|--------|--|
| 実施担当 | 保健衛生対策部 消防対策部 市民病院対策部 各区本部 |
| 防災関係機関 | 県 新潟市医師会 新潟市歯科医師会 新潟市薬剤師会 日本赤十字社新潟県支部 新潟県看護協会 |

1 被災状況の把握

災害発生時に、迅速かつ的確な救急援助活動や医療を提供するため、消防対策部や保健衛生対策部及び各区本部健康福祉班は、関係機関等から以下の事項について情報収集を行う。

- (1) 被災地の交通機関の被害状況
- (2) 医療機関の被害状況
- (3) 負傷者等の状況
- (4) 診療（施設）機能の稼働状況
（人工透析実施の医療機関にあっては、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み）
- (5) 医療従事者の確保状況
- (6) 医療資器材等の需給状況

2 救急救助

- (1) 救急救助活動
多くの救急救助事象が発生することが予想されることから、事故内容から判断して、住民の生命を守るため、緊急性があり効果が大である事象を選択して実施する。
- (2) 消防署所における救護活動
災害発生時において、火災をはじめ建築物の倒壊・流失等により広域的に多くの救急・救助事象の発生が予想されることから、消防署所を応急救護所として活用する。
- (3) 集団救急事象による救護活動
多数の負傷者が発生している災害現場においては、仮設テント等を利用して現地応急救護所を開設し、医師又は救急救命士の指示によりトリアージ及び応急処置活動を行い、医療機関に搬送する。

| | |
|-----------|---|
| 仮設テント等調達先 | 新潟県ディスプレイ協同組合事務局株式会社シーエス新潟内 電話287-2671 |
|-----------|---|

3 医療救護所の設置

保健衛生対策部は、新潟市急患診療センター及び新潟市口腔保健福祉センターに医療救護所を設置し、医療救護班を派遣するほか、被災状況に応じて、区本部と協議のうえ、指定避難所や公共施設等に医療救護所を設置する。

4 医療救護活動

保健衛生対策部は、震災による被害の発生状況に応じ、災害医療コーディネーターを中心として、新潟市医師会等医療関係団体及び後方支援病院等の協力を得て、医療救護所及び後方支援病院等において医療救護活動を行う。必要に応じて、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣に関する調整を県に依頼する。

- (1) 医療救護所の医療救護活動
ア トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）の実施

- イ 診断
 - ウ 応急処置
 - エ 災害拠点病院及び地域災害支援病院等への搬送手配
 - オ 状況に応じて避難所への巡回診療及び相談
 - カ 医療救護活動の記録
 - キ 保健衛生対策部へ医療救護活動状況報告
- (2) 後方支援病院における医療救護活動
- ア 災害拠点病院
 - (ア) 医療救護所及び医療機関等からの患者の受け入れ
 - (イ) 災害支援病院からの患者の受け入れ
 - (ウ) 被災状況等に応じ医療救護班（災害派遣医療チーム〔DMAT〕を含む。）の派遣
 - イ 災害支援病院
 - 災害支援病院は、医療救護所等の後方支援として、主に以下の医療救護活動を行う。
 - (ア) 医療救護所等からの患者の受け入れ
 - (イ) 災害拠点病院への患者の搬送

5 患者等の搬送

保健衛生対策部は、搬送計画に基づき、重症患者等の搬送体制を確保するとともに、速やかに医療救護所及び医療機関に情報の提供を行う。

- (1) 搬送道路等の把握
- 保健衛生対策部は、災害対策本部事務局及び各区本部事務局を通じ、道路の損壊や交通規制等、必要な搬送路の情報収集を行うとともに、速やかに必要な情報を医療救護所及び医療機関へ提供する。
- (2) 搬送車両の確保
- 保健衛生対策部は、必要な搬送車両及び搬送要員を確保するとともに、緊急通行車両の確認申請及び必要な措置を講ずる。
- (3) 医療機関等の確保
- 保健衛生対策部は、近隣を含めた後方支援医療機関等の被害状況及び空床状況等を随時把握し、重傷者の搬送先医療機関を確保するとともに、速やかに必要な情報を医療救護所及び医療機関に提供する。また、被災が著しく、市内の医療機関だけでは対応が困難な場合、県に支援要請し、他地域の災害拠点病院等の搬送先医療機関を確保する。

6 医療資器材等の調達

- (1) 医療品及び医療資器材等の配備
- 保健衛生対策部は、医薬品及び医療資器材等を、医療資器材卸団体等との協定に基づき、医療救護所等に速やかに供給する体制を確保する。
- (2) 医薬品等の補給の確保
- 保健衛生対策部は、災害の発生状況により、医薬品等の補給体制を確保するため速やかに一般用医薬品等集積所及び医薬品供給センターを設置するとともに新潟市薬剤師会に対し、薬剤師の派遣を要請する。

7 県等に対する応援要請

保健衛生対策部は、災害の発生状況に応じ、被災が著しく、市だけでは対応が困難な場合、県、新潟県医師会及び日本赤十字社新潟県支部等に支援要請を行う。

8 医療関係ボランティアの要請

保健衛生対策部は、県、新潟県看護協会等の協力を得て、医療関係ボランティアの正確な把握に努め、医療救護所等における医療救護活動の救援に際しボランティアの支援を要請す

るとともに受け入れ窓口を設置し受け入れ先の調整を行う。

9 消防隊等の応援要請

市長は、災害の状況等を判断して必要と認めるときは、消防組織法に基づく新潟県広域消防相互応援、緊急消防援助隊及び消防防災ヘリコプターの消防応援等を要請する。

10 医療機関の災害時の対応

- (1) 医療機関は、災害時においては、医療救護活動を可能な限り早く行うこととし、予め策定している病院等防災マニュアルに基づき、直ちに医療救護活動を行う。
- (2) 医療機関は、受け入れ可能患者数の状況を保健衛生対策部医療対策班に報告するとともに、保健衛生対策部及び各区本部健康福祉班の要請に基づき、後方支援病院として医療救護活動を行う。

第8節 こころのケア対策計画

避難所等における被災者の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災者のこころの健康の保持・増進を図るために必要な措置等について定める。

| | |
|--------|--------------------------|
| 実施担当 | 保健衛生対策部 教育対策部 総務対策部 各区本部 |
| 防災関係機関 | 県 新潟市医師会 |

1 状況等の把握

保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班は、避難所等における被災者の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するため、以下の事項について情報収集を行う。

- (1) 被災者の精神的健康状況
- (2) 要配慮者等のダメージを受けやすい被災者の状況

2 こころのケア体制の推進と支援要請

こころのケア対策等が円滑に実施できるよう各班は相互の活動の連携を図り、その調整に努める。また、被災者が多く、こころのケア対策に当たる人員が確保できない場合、県及び応援協定締結市町村に対してこころのケアチーム派遣等の支援要請を行う。

3 こころのケア活動の実施

- (1) 保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班は、避難所等における被災者の精神的健康状態を、迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ等の長引く被災生活による精神的不調へ適切に対応して、被災者のこころの健康の保持・増進に努める。
- (2) 保健衛生対策部保健対策班は、必要に応じてこころのケアチーム派遣等の支援を県に要請する。

4 児童・生徒に対するこころのケア対策

- (1) 保健衛生対策部、教育対策部及び各区本部の役割
 - ア カウンセラー派遣計画、該当学校職員への説明会等について、連絡の方法を明確にしたうえで通知を行う。また、「該当学校職員への説明会」に係る会場の手配を行う。
 - イ カウンセラー派遣に係る安全な通勤経路の確認と、派遣されるカウンセラーに対する実施会場への案内を行う。
- (2) 各学校の役割
 - ア 「該当学校職員への説明会」を受け、こころのケアに係る職員研修、生徒児童への説明及び保護者への説明会を実施する。
 - イ カウンセリング実施に係る「こころの健康調査」等のストレスチェックの実施とスクリーニングを実施する。
 - ウ 教員による児童生徒への早期カウンセリングを実施する。
- (3) 活動調整

保健衛生対策部、教育対策部及び各区本部は、円滑なこころのケア対策が実施できるよう、県の協力も含めた活動調整を行う。
- (4) 保護者への啓発

こころのケアに関する保護者の理解を深め、家庭でのこころのケアのあり方等について啓発する。

5 ハイリスク者の把握

精神障がい等、災害により症状の悪化が予想されるハイリスク者を事前に把握しておき、

災害時に備えておくように努める。

6 職員のこころのケア対策

総務対策部職員班及び各区本部事務局は、災害対応にあたる職員に災害対応による惨事ストレス、急性ストレス障害及びうつ等の精神的な問題が生ずることがあることを認識し、職員のこころの健康の保持・増進に努める。

7 市民等の役割

市民等は、急性ストレス障害等の精神的な問題が災害後に生ずることを認識し、自身はもとより要配慮者である乳幼児・高齢者・障がい者等に十分配慮しながらこころの健康の保持・増進に努める。

第9節 災害広報・広聴計画

災害関連情報を市民に迅速かつ的確に伝達するため、報道機関との連携、広報紙の発行など効率的な広報活動を実施する広報計画を定める。

また、被災者に対して生活上の不安や悩みなどの相談に応じ、少しでも不安や悩みを解消し、生活の再建と安定を支援するための広聴計画を定める。

| | |
|---------------|------------------------|
| 実施担当 | 災害対策本部事務局 市民生活対策部 各区本部 |
| 防災関係機関 | 県 にいがた女性会議 新潟市連合婦人会 |

1 広報活動

災害発生時における人心の安定と社会秩序の維持を図るため、災害の状況、災害応急対策の実施状況を市民に周知するよう災害広報を行う。

(1) 広報のポイント

広報は以下の点について留意しながら行う。

| 広報の過程 | 広報のポイント |
|-------|--|
| 情報の収集 | (ア) 情報ルートの多重化を図る。 (イ) 6W3H (いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように、誰に、いくらで、どれくらい) の原則を遵守する。 (ウ) 発信者を確認する。 |
| 情報の分類 | (ア) 緊急性で分類する。 (イ) 地域、世代で分類する。 (ウ) 避難生活者、在宅生活者で分類する。 |
| 情報の周知 | (ア) 対象 (誰に・どこに) を明確にする。 (イ) 的確かつ簡潔な内容とする。 (ウ) 手段 (どう届けるか) を明確にする。 |
| 反応の確認 | (ア) 情報の到達を確認する。 (イ) 次の情報ニーズを収集する。 |
| 情報の蓄積 | (ア) 資料を保存する。 (イ) 写真・映像を保存する。 (ウ) 蓄積情報を探しやすくする。 |

(2) 広報の内容

災害時に市民の求める情報は、時間の経過とともに変化し、被災者を取り巻く状況も刻々と変化することから、おおむね次の区分により市民ニーズに応じた迅速かつ的確な内容について広報を行う。

| | 地震 | 風水害等 |
|--------|---|----------------------------|
| 災害発生前 | | (ア) 気象情報等の警戒情報 (イ) 避難情報 |
| 災害発生直後 | (ア) 災害の発生状況及び余震・津波等に関する情報 (イ) 避難情報 | |
| 初動対応期 | (ア) 災害対策本部の設置状況 (イ) 被害状況の概要 (人的被害、家屋・建物被害等、公共施設被害、その他) (ウ) 避難所・医療救護所の状況 (設置箇所、収容状況、今後の見通し) (エ) 二次災害防止に関する情報 (オ) 救援活動の状況 (カ) 安否情報 | |

| | |
|-------|---|
| | (キ) 災害応急対策の実施状況 (ク) 医療機関の活動状況 (ケ) 水・食料等の物資の供給状況 (コ) その他必要事項 |
| 応急復旧期 | (ア) 避難状況 (イ) ライフラインの被害状況と復旧見込み (ウ) 道路・交通情報 (エ) 衛生・医療情報 (オ) 教育関連情報 (カ) 被災者相談窓口の開設状況 (キ) ボランティア受け入れ情報 (ク) 罹災証明、見舞金・義援金関連情報 (ケ) 入浴に関する情報 (コ) 住宅関連情報 (サ) 各種貸付・融資制度等に関する情報 (シ) その他必要な生活関連情報及び生活再建関連情報 |

(3) 広報手段

おおむね次の区分の中から、被災状況等に照らし実行可能な方法により広報を行う。

なお、災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくい高齢者、障がい者及び外国人等に対する広報については、次の区分に加えて、各種ボランティア団体等との連携を図り、文字情報の点字化、多言語化、手話通訳によるテレビ放送等を可能な限り行う。

ア 報道機関との連携

災害発生後は、報道機関と連携し、広範囲かつ迅速な広報に努める。

(ア) テレビ・ラジオの活用

災害発生直後は迅速かつ広範に情報を伝えることができる放送局と連携し、市民への広報に努める。(放送機関の連絡先について資料編 表3-1-9-1 に示す。)

(イ) 中長期化した場合の広報

災害が中長期化した場合には、地域に密着した生活関連情報等の広報について報道機関と連携し、市民へ広報する。

(ウ) 報道機関への情報提供

災害時は、記者会見・発表、資料提供等により報道機関を通じて市民への広報が必要である。そのため、災害対策本部事務局は、プレスルームを設置し、被害状況、避難の勧告・指示の状況、市民及び被災者に対する注意事項等の情報提供に努める。

なお、プレスルームには、掲示板の設置等により災害関連情報資料を常時閲覧できる体制を整備する。

また、記者会見・発表、資料提供等は、原則として災害対策本部事務局及び各区本部広報班が対応する。

イ 緊急告知FMラジオによる広報

FM放送局の防災発信機能を利用した広報を実施する。

ウ ホームページによる広報

ホームページによる広報を実施し、国内外への情報発信を行う。

エ メールやSNS等による広報

にいがた防災メールや緊急速報メール、新潟市危機管理防災局X（エックス）、新潟市LINE公式アカウントなどを活用した広報を行う。

オ 同報無線による広報

同報無線のサイレン及び音声を使用して防災情報を一斉に広報する。

カ 広報車による広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、状況に応じて広報車による巡回広報を実施する。

キ 広報紙による広報

情報を的確に伝えるため、速やかに文字情報としての広報紙を作成、配布する。

(ア) 発行

平常時の紙面形態にこだわらず、広報紙の印刷発行を行うものとする。

(イ) 配布場所

通常の新聞折り込みによる配布が困難である場合は、避難所、区役所等被災者が共通して見られる場所への配布と街頭での貼り出しを重点的に行う。

(ウ) 配送手段

各避難所等への配送は、物資等の配送ルートを利用するとともに、ファクシミリ等の伝達手段も可能な限り活用する。

ク 各種刊行物等による広報

各種パンフレットやマップ、チラシ等の配布により広報を行う。

(4) 区本部の役割

大規模災害の場合、各区での被災状況が異なるため、できる限り早期に区ごとに広報紙を発行するなど、地域に密着したきめ細かな広報を行う。

2 広聴相談活動

災害時における被災者からの相談、要望、照会等や全国各地からの問い合わせ等に対応するため、速やかに広聴体制の確立を図るとともに、国、県等防災関係機関及び関係する各対策部及び各区本部と連携を密にしながら広聴相談活動を実施する。

(1) 総合相談窓口及び市民相談窓口の設置

災害の状況により必要と認めるときは、被災者からの相談・要望等を受け付けるため、市役所内に総合相談窓口を、また、各区役所及び各出張所に市民相談窓口を設置する。総合相談窓口及び市民相談窓口では、市の行う施策だけでなく、国、県等の他の機関による支援情報を住民に提供する。

(2) 巡回相談の実施

災害の状況により必要と認めるときは、避難所等で巡回相談を実施する。

(3) 専門家による相談

区本部広報班は、災害対策本部事務局と連携し、法律問題、借地・借家問題、土地・建物の登記手続き、減免等の税務相談、住宅の応急修繕など専門的な知識を要する問題解決のため、必要に応じ専門家による相談窓口を設置する。

(4) 女性のための相談の実施

市民生活対策部市民生活班は関係部署や関係機関・団体と連携し、女性のための相談・支援を実施する。

(5) 相談窓口開設の周知

相談窓口を開設したときは、上記1(3)に示す広報の方法に準じて開設の周知を積極的に行う。

第10節 避難及び避難所計画

災害から住民等の生命・身体等の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難活動を実施するとともに、避難に必要な措置と避難所の管理運営等について定める。

| | |
|--------|--|
| 実施担当 | 災害対策本部事務局 福祉対策部 こども未来対策部 財務対策部 消防対策部 教育対策部 文化スポーツ対策部 都市政策対策部 建築対策部 土木対策部 観光・国際交流対策部 各区本部 |
| 防災関係機関 | 県 県警察 各警察署 新潟海上保安部 自衛隊 日本赤十字社新潟県支部 新潟市連合婦人会 にいがた女性会議 |

1 避難情報の発令並びに警戒区域の設定

(1) 避難情報

ア 実施者

避難情報の発令は、原則として市長が行い、必要に応じて防災関係機関等に住民の避難誘導への協力を要請する。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。ただし、市長が発令するいとまがないときは、市長に代わって危機管理監及び区本部長（区長）が行うことができる。この場合、発令後直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

避難情報発令の実施者、根拠法令等は下表のとおりである。

| 区分 | 実施者 | 根拠法令等 |
|--------|------------------------------------|---|
| 高齢者等避難 | 市長 | 災害対策基本法第56条第2項 |
| 避難指示 | 市長 | 災害対策基本法第60条第1項 |
| | 知事 | 災害対策基本法第60条第6項 （当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合） |
| 緊急安全確保 | 市長 | 災害対策基本法第60条第3項 |
| | 警察官又は海上保安官 | 災害対策基本法第61条 （市長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたとき） 警察官職務執行法第4条 |
| | 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る） | 自衛隊法第94条 |
| | 知事 | 災害対策基本法第60条第6項 （当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合） |
| | 知事又はその命を受けた吏員 | 地すべり等防止法第25条 |

| | | |
|--|--------------------------|---------|
| | 知事、その命を受けた 県職員又は水防管理者 | 水防法第29条 |
|--|--------------------------|---------|

イ 避難情報の発令基準

避難情報は、次の状況が認められるときを主な基準として発令する。

なお、浸水等、避難場所等への避難がかえって危険であると判断できる場合は、必要となる地域の住民に対し、緊急安全確保を発令する。また、避難情報の発令にあたっては、専門的・技術的知見を持つ県、国（新潟地方気象台・各河川事務所）の機関に助言を求めるなど連携を図る。

| 区 分 | 発令時の状況 | 住民に求める行動 |
|------------------|--|---|
| 警戒レベル3 高齢者等避難 | (1) 河川の水位が避難判断水位に到達し、かつ、指定河川洪水予報や水防警報等において引き続き水位上昇が見込まれているとき (2) 土壌雨量指数の実況が各メッシュの大雨警報（土砂）発表基準を超え、さらに土砂災害の発生危険が高くなると見込まれるとき (3) その他災害の状況により市長（土砂災害にあつては区長）が必要と認めるとき | 危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 |

| | | |
|----------------|---|---|
| 警戒レベル4 避難指示 | (1) 河川の水位が氾濫危険水位に到達し、かつ、指定河川洪水予報や水防警報等において引き続き水位上昇が見込まれているとき、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 (2) 土砂災害警戒情報が発表され、新潟県土砂災害警戒情報システムのメッシュ情報で「土砂災害警戒情報の基準に到達」するとき (3) 高潮警報又は高潮特別警報が発表されたとき (4) 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し又はそのおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき (5) その他災害の状況により | 災害のおそれ高い 危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 |
|----------------|---|---|

| | 市長が必要と認めるとき | |
|-------------------------|--|---|
| 警戒レベル 5 緊急安全確保 | (災害が発生直前又は既に発生しているおそれ) (1) 河川の水位が氾濫する可能性のある水位又は堤防天端高に到達した場合 (2) 大雨特別警報（土砂災害）が発表され、新潟県土砂災害警戒情報システムの各メッシュの実況で土砂災害警戒情報の基準に到達するとき (3) 潮位が事前に定める危険水位を超えたとき (災害発生を確認) (4) 決壊や越水・溢水が発生したとき (5) 土砂災害が発生したとき (6) 異常な越波・越流が発生したとき (7) その他災害の状況により市長が必要と認めるとき | 災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） 命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 |
| 上記を含まない 避難情報 避難指示 | 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき | 直ちに海岸や河川から離れ、近くの高台や高い建物など、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。 |

※ 1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※ 2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難情報の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波について、居住者等は、津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁からの津波警報等の発表や市町村長からの「避難指示」の発令を待つことなく、自主的かつ速やかに指定緊急避難場所等の安全な高い場所に移動することが必要である。

補足 警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を 5 段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5 段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

ウ 避難情報の周知

(ア) 伝達内容

避難情報を発令するときは、次の事項を明確に伝達する。

- a 避難を要する理由
 - b 避難の対象地域
 - c 避難先
 - d その他必要に応じ、避難経路、火気の始末、ブレーカー断の注意事項等
- (イ) 伝達手段
- a 災害対策本部による避難広報
災害対策本部は、ホームページ、にいがた防災メール、緊急速報メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、サイレン、警鐘、同報無線、緊急告知FMラジオ及び広報車等利用可能なあらゆる広報手段により、住民等に対して速やかに情報を伝達する。また、広報の際は、自主防災組織等地域の協力を得て特に要配慮者への迅速な情報伝達を行う。
 - b 要配慮者関連施設等への伝達
土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域にある要配慮者関連施設や浸水想定区域内にある地下街等に対しては、ファクシミリ又はメールにより災害情報（指定河川洪水予報、土砂災害警戒情報等）及び避難情報を伝達する。
- (ウ) 防災関係機関への避難広報の要請
- a 報道機関
報道機関にテレビ、ラジオ等による避難の広報について要請する。
なお、要請にあたっては、新潟県緊急時情報伝達連絡会が定める情報伝達ルート及び手段を活用する。
 - b 県等
県、県警察本部、第九管区海上保安本部にヘリコプターによる広報の協力について要請する。
- エ 避難情報の解除
- 市長は、避難の必要がなくなったときは、避難している住民等に対して直ちにその旨を公示する。
なお、公示は避難情報の伝達手段に準じた方法により行う。
- オ 報告等
- (ア) 知事への報告
市長は、避難情報の発令を行ったとき若しくは解除したとき、又は警察官等から避難指示を行った旨の通知を受けたときは、速やかに知事に報告する。
- (イ) 関係機関への連絡
市長は、避難情報の発令を行ったとき又は解除したときは、必要に応じ、警察等の関係機関にその旨を連絡する。
- (ウ) 市長に対する通知
警察官等は、避難指示を行ったときは、速やかに市長にその旨を通知する。
- (2) 警戒区域の設定
- 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき警戒区域を設定する。ただし、市長が設定するいとまがないときは、市長に代わって区本部長（区長）又は消防対策部長（消防局長）が行うことができる。この場合、設定後直ちにその旨を市長に報告しなければならない。
- ア 必要な措置
- (ア) 警戒区域を設定した場合は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずる。
 - (イ) 警戒区域を設定したときは、消防対策部や警察に協力を要請し、バリケードや規制ロープの展張等によりその区域を明示するものとする。
- イ 警察官等がこの職権を行う場合について

- (ア) 警察官又は海上保安官は、市長若しくはその委任を受けてその職権を行う職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があった場合は、この職権を行うことができる。
- (イ) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、市長又はその委任を受けてその職権を行う職員が現場にいない場合は、この職権を行うことができる。
- (ウ) 警察官、海上保安官又は自衛官が市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

2 住民等の避難行動

(1) 避難行動の原則

- ア 避難は原則として徒歩による。
- イ 避難所への避難に限らず、自宅に留まることや、親戚・知人宅等へ避難するなど、安全が確保できるところへ避難する。
- ウ 避難にあたっては、自主防災組織及び隣近所等で互いに助け合い、声を掛け合い、自治会・町内会ごとに集団行動をとる。
- エ 避難にあたっては、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者、外国人等の要配慮者に配慮し、防災関係機関等と連携し、可能な限り戸別訪問を実施するなど、被災家屋等に取り残された者の安否を確認する。

(2) 避難開始の時期

住民等が避難行動を開始する時期は次のとおりとする。

- ア 家屋等の損壊や浸水、ライフラインの途絶、付近の出火状況及び土砂災害の前兆現象等から判断し、生命・身体の危険を感じたとき
- イ 当該地域に避難情報が発令されたとき

(3) 避難の準備

- ア 避難に際しては、火の元の始末を完全に行い、電気ブレーカーを切る。家屋の倒壊などの危険がある状況であれば避難を最優先する。
- イ 非常持ち出し品を携行する。
- ウ 隣近所に声をかける。
- エ 底が厚めの履き慣れた運動靴を履き、ヘルメットや帽子をかぶる。
- オ 浸水している場合、足元を確認するための傘や長い棒を持つ。
- カ 事業所にあつては、危険物等の安全措置を講ずる。

(4) 自主的な避難

市が避難所を開設していないときに、自主的な判断により公的施設へ避難する場合には、避難を希望する人数及び施設を区役所総務課（地域総務課）又は出張所に連絡することとし、食料品や日用品などを持参した上で、危険が迫る前に避難を開始する。

3 避難の誘導

(1) 避難の方法

区本部は、消防団のほか消防機関、各警察署及び自主防災組織と協力し、避難対象地域内の住民等を安全かつ適切に避難誘導する。

原則として徒歩で避難するものとし、自治会・町内会ごとに集団で避難させる。

(2) 避難路等の安全確保

ア 安全な経路の選定

避難の誘導にあたっては、火災の延焼、浸水、土砂災害により危険が及ばない十分な幅員を有する安全な経路を選定し、道路管理者や警察官等の協力を得て障害物の撤去等を行い、危険個所については表示やロープの展張等をするなど事故防止に努める。

イ 誘導員の配置

迅速かつ安全な避難を確保するため、消防機関、警察と協力して避難路等の要所に避

難誘導員の配置に努める。

(3) 他の避難場所等への避難

避難場所等が危険と判断された場合は、他の安全な避難場所等へ再避難させるとともに、移動先の周知に努める。

(4) 車両や船艇等の利用

避難の誘導にあたっては、状況に応じて車両を活用する。また、浸水等の場合は、ロープ等を利用して安全を図るほか、必要に応じて船艇やヘリコプター等を活用し、住民を迅速かつ安全に避難させる。

(5) 要配慮者への配慮

避難にあたっては、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等の要配慮者に配慮し、地元の自主防災組織や自治会・町内会等の協力を得て避難の支援を行う。(避難行動要支援者については第3部第1章第11節「要配慮者応急対策計画」参照)

4 避難所の開設及び避難者の受け入れ

(1) 開設の基準

ア 震度6弱以上の地震を観測した場合（区単位で一斉開設）

※ただし震度5弱・5強の地震を観測した区において、危機管理監又は区長が避難所開設の必要があると判断したときは各区の全部又は一部の避難所を開設する。

(地震発生時における避難所開設フローを資料編 図3-1-10-1 に示す。)

イ 洪水や土砂災害等に係る避難情報を発令する場合（対象地域のみ開設）

ウ その他、市長が必要と認める場合

(2) 開設の方法

避難所を開設するときは、施設管理者、市職員、地域住民の相互の協力により直ちにあらかじめ指定された避難所を開設し、避難者を受け入れる。

なお、区本部健康福祉班は、避難所の開設状況を確認し、開設されていない避難所については、職員を派遣し、これを開設する。ただし、避難所のライフラインの回復に時間を要することや、道路の途絶による孤立が続くことがあらかじめ見込まれる場合は、開設することの適否を検討するものとする。

ア 市職員による避難所開設・受入

(ア) 業務時間中に開設する場合

業務時間中（平日の午前8時から午後6時）に避難所を開設する場合は、区が割り当てた担当職員が直ちに避難所を開設し、避難者を受け入れる。

(イ) 業務時間外に開設する場合

業務時間外（平日の午後6時から翌朝午前8時及び土曜日、日曜日、休日）に避難所を開設する場合は、避難所指名職員が直ちに避難所を開設し、避難者を受け入れる。

イ 施設管理者による避難所開設・受入

施設管理者は、あらかじめ指定した鍵の管理者により、直ちに避難所を開設し、避難者を受け入れる。

ウ 地域住民との協同による避難所開設・受入

(ア) 暗証番号式鍵ボックスを活用する場合

暗証番号を伝達された地域住民は、市職員もしくは施設管理者が避難所へ到着していない場合、鍵ボックスを活用して直ちに避難所を開設し、避難者を受け入れる。

(イ) 鍵の管理を委託されている場合

鍵の管理を委託された近隣住民は、直ちに避難所を開設し、避難者を受け入れる。

(3) 避難者の受け入れ

各避難所において、地域住民、施設管理者、市で協議した「部屋割り図面」を活用し避難者の受け入れを行う。

ア 受け入れスペース

避難者の受け入れは、避難所となる施設の体育館、集会室、会議室などをあてるものとし、施設の管理に必要な事務室等は原則として避難所として使用しない。

特に、学校施設については、体育館、普通教室、会議室、避難者を受け入れ可能な特別教室などを優先的にあてるものとし、校長室、職員室、保健室、放送室、図書室、給食室、避難者の受け入れに適さない特別教室（コンピューター室等）などは、原則として避難所の居住スペースとして使用しないこととするが、感染症対策として通常よりも広く居住スペースの確保が必要な場合は、それを妨げない。

なお、和室等各施設の条件の良好な部屋を「福祉避難室」と位置づけ、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児等に優先的に提供するなど、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮した部屋割りの設定を行うとともに、必要に応じて間仕切り用パーティション等の活用等により、プライバシーの確保に努める。

また、救護所が開設される場合には、保健室及び周辺の必要なスペース等を救護所として使用する。医療救護活動を行う場合には、保健室で保管されている医薬品及び医療資機材を必要に応じて使用する。

イ 水害時の対応

洪水や土砂災害の水害時には、上記に加え、想定浸水深等により浸水のおそれがある場合は、施設の上層階を使用する。

(4) 職員の派遣

避難所指名職員が開設にあたった場合には、区本部健康福祉班は、区の体制が整い次第遅くとも概ね24時間以内を目途に、避難所担当職員を派遣し、避難所の管理運営の業務を引き継ぐものとする。

(5) 避難所管理責任者の設置

避難所を開設したときは、避難所担当職員及び派遣職員の中から速やかに管理責任者を置く。

(6) 大量避難者への対応

ア 区本部は、避難者数が避難所の受入可能人員を超えていると判断した場合は、他の避難所と調整を図って避難者を受け入れ可能な避難所へ誘導する。調整が困難な場合には、指定避難所以外の施設についても避難所として指定するよう災害対策本部事務局に要請する。

イ 避難所管理責任者は、避難所の管理運営のため、必要な担当職員の増員を区本部健康福祉班へ要請する。

(7) 避難状況等の報告

避難所担当職員又は避難所管理責任者は、下記の事項を区本部に報告する。区本部は、報告された事項について福祉対策部福祉総務班へ速やかに報告する。

ア 開設場所

イ 開設日時

ウ 周囲の被害状況

エ 施設の状況

オ ライフラインの状況

カ 収容人数及び世帯数（外国人数及びその国籍を含む）

キ 傷病者数及び要配慮者の人数と状況

ク 食糧や物資の必要数

ケ その他必要事項

(8) 関係機関への連絡

災害対策本部事務局は、避難所を開設したときはその状況を速やかに消防対策部並びに県及び県警察本部等関係機関に連絡し、必要な措置をとる。

5 避難所の運営

地域住民、施設管理者、市は、下記の事項に十分留意した上、「避難所運営マニュアル」に基づき避難所を運営する。

(1) 運営体制の整備

ア 関係者相互の協力

区本部は、防災関係機関、自主防災組織、自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、ボランティア、施設管理者等の協力を得て避難所の管理運営を行う。

イ 避難所運営委員会を中心とした運営

避難所運営の主体となる組織（避難所運営委員会）が中心となり、避難所の規模、避難者数等に応じて柔軟に対応するとともに、避難者やボランティア等の協力により、自主的な管理・運営を行う。その際は、多様な世代の参画及び男女共同参画を推進する。

ウ 地域住民による避難所運営

避難所の運営は、「避難所運営マニュアル」に基づき、関係者相互の協力により、地域住民が主体となって行うよう努めるとともに、班の編成及び実際に活動する際は、性別や年齢等で役割が固定化することがないように配慮する。

(2) 物資等の提供

区本部区民生活班は、避難状況等の報告に基づき、避難所生活に必要な物資等の提供を行う。

(3) 地域住民への広報

ア 区本部広報班は、避難者の不安を解消するため、災害状況等について逐次広報を行う。

イ 区本部健康福祉班は、避難者の情報の受発信に配慮し、テレビ・ラジオ、臨時公衆電話等の設置に努める。

(4) 要配慮者に対する配慮

各区本部健康福祉班は、福祉対策部要配慮者班と連携し、要配慮者の実態を速やかに把握し健康調査を実施するとともに、福祉避難室を設置し要配慮者に優先的に提供する。

(5) 感染防止対策

ア 入所時における避難者の消毒、避難者間のスペースの確保、施設の十分な換気、施設の定期的な清掃・消毒等を行い、衛生環境に配慮した円滑な運営に努める。

イ 有症状者への対応として、避難者の健康状態の確認や専用スペースの確保等を行う。

ウ 感染症の自宅療養者については、県が開設している宿泊療養施設又は自宅療養者専用避難所などに誘導するほか、緊急時においては、避難所の専用スペースに避難させる。

(6) 男女それぞれの視点に立った避難所運営

避難所の運営にあたっては、男女双方の視点等に配慮した運営に努める。

特に、女性専用の物干し場や授乳室、男女別の更衣室・トイレ・休養スペースを設置するとともに、女性による女性用品の配布や、避難所における安全性の確保など、男女のニーズの違い等に配慮する。

(7) 避難所における生活環境の整備

避難生活が長期化する場合は、関係機関や医療・保健の専門家の協力を得て避難所生活の環境整備に努める。

(8) 積雪期の対応

ア 全避難者を屋内に収容する。避難者数が避難所の収容力を上回る場合は、速やかに受け入れ可能な避難所等へ誘導する。

イ 暖房器具及び採暖用具の配置並びに温かい食事の早期提供に配慮する。

6 福祉避難所の開設及び運営

(1) 開設の方法

区本部健康福祉班は、福祉対策部要配慮者班及びこども未来対策部こども未来班と連携し、避難者の中に避難所で共同生活を続けることが難しいと判断された要配慮者がいる場

合、あらかじめ指定した施設へ担当職員を派遣し、施設管理者等の協力を得て福祉避難所を開設する。

(2) 避難所管理責任者の設置

福祉避難所を開設したときは、派遣された職員の中から速やかに管理責任者を置く。

(3) 避難者家族への対応

区本部健康福祉班は、福祉対策部要配慮者班及びこども未来対策部こども未来班と連携し、避難者の家族や介護者の受け入れを実施し、要配慮者等の生活環境の整備に努める。

(4) 大量避難者への対応

区本部健康福祉班は、福祉対策部要配慮者班及びこども未来対策部こども未来班と連携し、避難者数が福祉避難所の収容人員を超えていると判断した場合は、他の福祉避難所と調整を図って避難者を受け入れ可能な避難所へ誘導する。調整が困難な場合には、指定避難所以外の施設についても避難所として指定するよう災害対策本部事務局に要請する。

(5) 避難状況等の報告

福祉避難所の管理責任者は、下記の事項を区本部に報告する。区本部は、報告された事項について、福祉対策部要配慮者班及びこども未来対策部こども未来班へ速やかに報告する。

ア 開設場所

イ 開設日時

ウ 周囲の被害状況

エ 施設の状況

オ ライフラインの状況

カ 収容人数及び世帯数

キ 傷病者の人数と状況

ク 食糧や物資の必要数

ケ その他必要事項

(6) 関係機関への連絡

災害対策本部事務局は、福祉避難所を開設したときはその状況を速やかに消防対策部並びに県及び県警察本部等関係機関に連絡し、必要な措置をとる。

(7) 福祉避難所の運営

ア 運営体制の整備

区本部健康福祉班は、福祉対策部要配慮者班及びこども未来対策部こども未来班と連携し、防災関係機関、避難者の家族、介護者、自主防災組織、自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、ボランティア、施設管理者等の協力を得て福祉避難所の管理運営を行う。運営にあたっては、多様なニーズに配慮する。

イ 物資等の提供

区本部区民生活班は、避難状況等の報告に基づき、避難所生活に必要な物資等の提供を行う。

ウ 情報の提供

区本部広報班は、避難者の不安を解消するため、災害状況等に関する情報を逐次提供する。

エ 福祉避難所における生活環境の整備

避難生活が長期化する場合は、関係機関の協力を得て避難所生活の環境整備に努める。

(8) 積雪期の対応

ア 全避難者を屋内に収容する。避難者数が避難所の収容力を上回る場合は、速やかに受け入れ可能な避難所等へ誘導する。

イ 暖房器具及び採暖用具の配置並びに温かい食事の早期提供に配慮する。

7 避難所外避難者の支援

市は地域の公共的空き地や自治会館、車中など、市があらかじめ指定した避難所以外に避難をしている住民へ、情報の伝達、物資の供給及び指定避難所への移送など必要な支援を行う。

(1) 避難所外避難者の把握

区本部健康福祉班は、避難所外避難者の避難場所、避難者数、避難者のニーズ及び健康状態等の調査を県の協力を得て行う。また、調査について関係機関の支援を要する場合は、その旨を県に要請する。

また、区本部広報班は自治会・町内会、地域コミュニティ協議会等で把握している避難所外避難者の情報収集に努める。

(2) 避難所外避難者への支援

上記(1)に基づき、避難所外避難者へ情報の伝達、食料・物資の提供等、必要な支援を行う。

(3) 要配慮者に対する配慮

民生委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、在宅や避難所外の避難行動要支援者の所在や安否確認に努め、把握した情報を区本部へ提供する。

避難所外に避難した要配慮者は、できるだけ早く避難所、福祉避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。

(4) 車中避難者等への配慮

車中避難者等に対するエコノミークラス症候群などを防止するため、注意喚起広報を行う。

(5) 在宅避難者への配慮

応急危険度判定や被害認定調査等により、在宅での避難が危険を伴う在宅避難者を把握した場合、区本部が避難者の状況を確認し、安全な避難先へ誘導するよう努める。

(6) 避難所外避難者の役割

避難所外避難者は、最寄りの区役所・出張所・連絡所、消防署所、警察署又は避難所等に避難状況を連絡する。

8 避難者の居住先の確保及び避難所の閉鎖

避難が長期化する場合は、避難者の健全な居住生活の早期確保のため、応急仮設住宅や市営住宅の空き住戸の迅速かつ適切な提供等により避難者の居住先確保を図る。

また、施設の本来機能の早期確保のため、避難スペースの適正配置に努めるとともに、避難所の統廃合・閉鎖に向けた計画を策定し、避難所及び福祉避難所の早期閉鎖に努める。

9 帰宅困難者の支援

災害時は、公共交通機関の運行停止等により、多数の通勤者、通学者、旅行者等の帰宅が困難になると予想されるため、公共交通機関の運行状況を広報するとともに、トイレ、休息場所及び支援情報の提供などが必要となる。市は一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会等の協定締結事業者等と連携して帰宅困難者を支援する。

帰宅困難者に対する支援対策は、情報提供・支援設備・支援物資・支援体制などの準備を中心に、地域・施設・団体・法人ごとに検討し、実施するように努める。

第11節 要配慮者応急対策計画

風水害の災害が発生するおそれがある場合の事前周知・事前避難や、災害発生直後の避難誘導や避難所での生活環境、健康状態の把握など、要配慮者の応急対策について計画を定める。

| | |
|--------|---|
| 実施担当 | 福祉対策部 子育て未来対策部 観光・国際交流対策部 建築対策部 総務対策部 財務対策部 消防対策部 各区本部 |
| 防災関係機関 | 県 県警察 自衛隊 日本赤十字社新潟県支部 |

1 避難行動要支援者に対する対策

(1) 名簿の提供

市は、災害対策基本法に基づき、個人情報提供に同意した避難行動要支援者の名簿（同意者名簿）を平常時から避難支援等関係者へ提供し、災害発生時には、避難支援等関係者その他の者に対し必要に応じて全体名簿を提供する。

(2) 情報伝達及び安否確認

ア 各区本部健康福祉班は、災害が発生、又は発生するおそれがある場合、自治会・町内会、自主防災組織、消防対策部、県警察、各警察署等と連携し、速やかに避難情報の情報伝達や安否確認を行う。

イ 地域による情報伝達及び安否確認

自治会・町内会及び自主防災組織は、民生委員・児童委員と連携し、避難行動要支援者名簿等により、情報伝達及び安否確認を行う。把握した安否情報は、各区本部健康福祉班又は避難先の避難所担当職員に伝達する。

(3) 避難誘導

ア 防災関係機関による避難誘導

各区本部健康福祉班、消防対策部及び県警察、各警察署等は、避難行動要支援者名簿等により、避難行動要支援者が自治会・町内会、自主防災組織及び近隣住民等の協力を得て安全かつ迅速に避難できるよう努める。

イ 地域による避難誘導

自治会・町内会及び自主防災組織は、民生委員・児童委員と連携し、避難行動要支援者名簿等により、避難所までの避難誘導を行う。

なお、避難行動要支援者の状態や道路の被害状況等を勘案し、必要に応じて搬送用具を使用する。

2 避難所等における対策

(1) 要配慮者の実態把握

各区本部健康福祉班は、福祉対策部要配慮者班及び子育て未来対策部子育て未来班と連携し、高齢者や障がい者、妊産婦等を対象とした実態調査を実施し、要配慮者の実態を速やかに把握するよう努める。

(2) 高齢者や障がい者等の健康状態の把握

各区本部健康福祉班は、福祉対策部要配慮者班及び子育て未来対策部子育て未来班と連携し、実態調査により把握した高齢者や障がい者等を対象として健康調査を実施する。

(3) 避難所等での生活が困難な高齢者や障がい者、妊産婦等の福祉避難所等への移送

健康調査の結果、避難所等での生活が困難な高齢者や障がい者、妊産婦等については、あらかじめ把握してある社会福祉施設や病院及び指定された福祉避難所等へ移送する。（福祉避難所については、第2部第1章第17節「避難計画」参照）

(4) 宿泊避難所の開設・受入れ

災害の規模や避難者の状況に応じ、あらかじめ協定を締結してあるホテル・旅館等を宿泊避難所として開設し、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦及び乳幼児等を受け入れる。

- (5) 福祉避難室の設置
避難所内の和室等の条件の良好な部屋を「福祉避難室」と位置づけ、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦及び乳幼児等に優先的に提供する。
- (6) 要配慮者のための情報機器等の設置
各区本部健康福祉班は、福祉対策部要配慮者班と連携し、聴覚障がい者や視覚障がい者等の避難している避難所に、いち早く災害情報を把握できる文字放送テレビ、FAX、ラジオ等の機器を設置するよう努める。
- (7) 手話奉仕員等の派遣
各区本部健康福祉班は、福祉対策部要配慮者班と連携し、実態調査により手話通訳等を必要とする避難所に、市ろうあ協会やボランティア等の協力による手話奉仕員や要約筆記奉仕員を、体制が整いしだい派遣する。
- (8) 障害者手帳、補装具、日常生活用具の交付・修理等
各区本部健康福祉班は、福祉対策部要配慮者班と連携し、災害により紛失や破損した障害者手帳、車椅子、補聴器、杖などの交付・修理等について、障がい者やその家族等からの申し出により速やかに対応する。
- (9) 要配慮者用窓口の設置
各区本部健康福祉班は、福祉対策部要配慮者班と連携し、各避難所内に要配慮者用窓口を設置し、要配慮者からの相談対応、確実な情報伝達と必要な支援物資の提供等を実施する。
なお、窓口の設置・運営については、自主防災組織、自治会・町内会及び福祉関係者等の協力を得る。
- (10) 医師、カウンセラー、ケースワーカー等の巡回相談等の実施
実態調査により把握した要配慮者に対しては、県、日本赤十字社新潟県支部等と連携し、医師、歯科医師、カウンセラー、ケースワーカー等による定期的な巡回相談を実施する。
- (11) 在宅援護（ケア）
在宅で援護可能な高齢者や障がい者等の要配慮者に対してはホームヘルプサービス・訪問看護等福祉サービスを優先的に提供し、在宅生活の支援をする。

3 外国人等に対する対策

- 観光・国際交流対策部国際班は、災害時に新潟国際友好会館に新潟市国際交流協会とともに新潟市災害時多言語支援センターを設置し、外国人の被災情報を収集するほか、外国語ややさしい日本語による情報提供や相談活動を実施する。
- (1) 外国人の被災情報の収集
 - (2) 外国語ややさしい日本語による災害情報の提供
外国人への災害情報の提供のため、多言語での翻訳を行う。
 - (3) 外国人相談者への対応
日本語によるコミュニケーションが困難な外国人に対して、災害後の生活全般について外国語で相談を受け付ける。
 - (4) 通訳ボランティアの配置
市内外の国際交流団体や外国語学習グループ、外国語の堪能な市民の協力を求め、外国人からの問い合わせや各種相談、救援情報の提供に当たる通訳ボランティアを配置する。

4 要配慮者のための応急仮設住宅の建設および提供

車椅子等の使用が可能なバリアフリー設備を備えた要配慮者向け応急仮設住宅を市街地の公共空地などに建設し、提供する。

5 要配慮者の一元的対応の整備

福祉対策部、こども未来部及び各区本部は、地震発生後に要配慮者の安否、避難先、社会

福祉施設の被害状況、福祉ニーズ等の情報の一元化を図り、円滑な救護活動を実施するための専門チームを設ける。

6 社会福祉施設等における対策

(1) 事前避難

避難情報が発表された場合、施設管理者は直ちに避難体制を整え、入・通所者の安全な避難誘導を行うものとする。

(2) 施設の安全確認

地震発生直後、施設管理者は直ちに組織的な防災体制を取り、出火の防止等、二次災害を最小限に止めるための措置をとる。

(3) 入・通所者の安否確認、所在の把握（施設の被災状況報告）

地震発生直後、施設職員は定められた防災業務計画に基づき、入・通所者の安否確認や施設の被災状況等を確認する。

なお、避難をする際は状況により（電話等の通信が可能な場合）保護者や家族に連絡をとり、必要な措置を取る。

(4) 避難場所への誘導

施設管理者は施設の被災状況を判断し、避難が必要な場合は施設内の入・通所者を最も適切な方法により、あらかじめ決められた避難場所へ入・通所者を誘導する。

なお、避難する際は近隣住民や自主防災組織の協力を得るよう努める。

(5) 入・通所者の安否情報や施設の被災状況の報告方法

施設管理者は、入・通所者の安否情報、施設の被災状況を取りまとめ、的確かつ迅速に各区本部健康福祉班へ報告する。被害が甚大で電話による通信が不能の場合は、近くの出張所等の地域防災無線により報告する。各区本部健康福祉班は、報告された情報を福祉対策部福祉総務班へ報告する。

福祉対策部福祉総務班は市域の状況を取りまとめ、災害対策本部事務局及び県へ報告する。

(6) 高齢者、障がい者等の被災者の緊急入所（短期・長期）の対応

施設管理者は、福祉対策部要配慮者班及び各区本部健康福祉班から避難所や在宅での生活が困難となった高齢者や障がい者の緊急受け入れ（短期・長期）について依頼された場合、定員の許す範囲で受け入れる。

なお、定員枠を超えて高齢者や障がい者を受け入れるよう通知があった場合は、定員枠を超えて受け入れを行う。

(7) 施設設備の開放

社会福祉施設管理者は、状況に応じ、災害時に浴室、食堂、医務室等、利用可能な施設設備を地域住民に開放するものとする。

(8) 施設使用不能の場合の対応

地震時の被災状況から施設設備が使用不能になった場合、施設管理者は入・通所者を介護可能な他の社会福祉施設への移送や保護者等の同意による自宅待機とする対応をとる。

また、保育園等の園児については保護者に直接引き渡す。

なお、保護者の都合等により緊急に保育が必要な園児については、保育が可能な近隣の代替施設で保育を行えるように努める。

第12節 愛玩動物保護対策計画

災害時には、愛玩動物の保護や、避難所等で飼い主が愛玩動物の適正飼育ができるような支援を行うなど、愛玩動物の保護対策を講じることにより、動物の愛護、環境衛生を維持できるようにする。

| | |
|--------|---------------------------------|
| 実施担当 | 保健衛生対策部 各区本部 |
| 防災関係機関 | 県、公益社団法人新潟県獣医師会、一般社団法人新潟県動物愛護協会 |

1 被災動物の保護

災害時には、被災地において飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じることが予想されるため、市は動物の保護に関し、県に新潟県動物救済本部の設置を要請し、新潟県獣医師会及び新潟県動物愛護協会と共に、被災動物やその飼養者に対する支援を行う。

(1) 被災地における動物の把握

被災のため負傷した動物や飼い主が不明な動物、被災地に残された動物の把握に努める。

(2) 被災地での動物の保護

被災地の巡回や住民からの情報などにより必要な場合は保護を行う。

危険動物等が対象である場合には、住民に被害がないよう飼養管理者及び警察署等と連携し捕獲に努め、飼養管理者に返還するなど安全のための措置を講ずる。

2 避難所等における愛玩動物飼育補助

災害時には、多くの住民が愛玩動物とともに避難所に避難してくることが予想されるため、市は避難所において飼い主が愛玩動物を適正に飼育できるよう、関係機関と協力し愛玩動物の飼育補助にあたる。

(1) 愛玩動物同行可能な避難所の設置と周知

避難所を設置するにあたり、避難所の指定された場所に愛玩動物の飼育場所を設置し、愛玩動物同行可能な避難所の情報をあらかじめ住民に周知するよう努める。

(2) 避難所での愛玩動物の把握

避難所において飼い主が適正に愛玩動物の飼育ができるよう補助対策を講じるために、市内各所の避難所において飼い主とともに避難してきた愛玩動物の把握に努める。

(3) 避難所等での飼育補助

避難所において飼い主が適正に愛玩動物の飼育ができるよう補助対策を講じる。

ア ペットフードやペット飼育用品などの飼育物品を確保する。

イ 避難所での飼育状況を把握し、必要に応じて獣医師の派遣を要請する。

ウ 避難所において愛玩動物が適正に飼育されるよう支援を行う。

エ 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等について、関係機関と連携して調整を図る。

(4) 避難所等における相談窓口の開設

避難所で住民が愛玩動物を適正に飼育するため、あるいは避難所の環境衛生を維持するために、相談窓口を設置する。

3 その他の対策

(1) 知識の普及啓発

市は愛玩動物との同行避難を想定し、飼い主にしつけ及び日頃からの備えや避難訓練等について、関係機関等と連携し普及啓発に努める。

(2) 動物の一時預かり

住民が被災したため一時的に飼えなくなった動物、飼い主不明の動物を保護し、一時的に関係施設において預かる。

(3) 飼い主探し

被災のため飼えなくなった動物や飼い主が不明の動物を引き取ってくれる新たな飼い主を探すための情報の収集と提供を行う。

(4) 仮設住宅での動物飼育支援

仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。

(5) 被災動物の健康管理支援

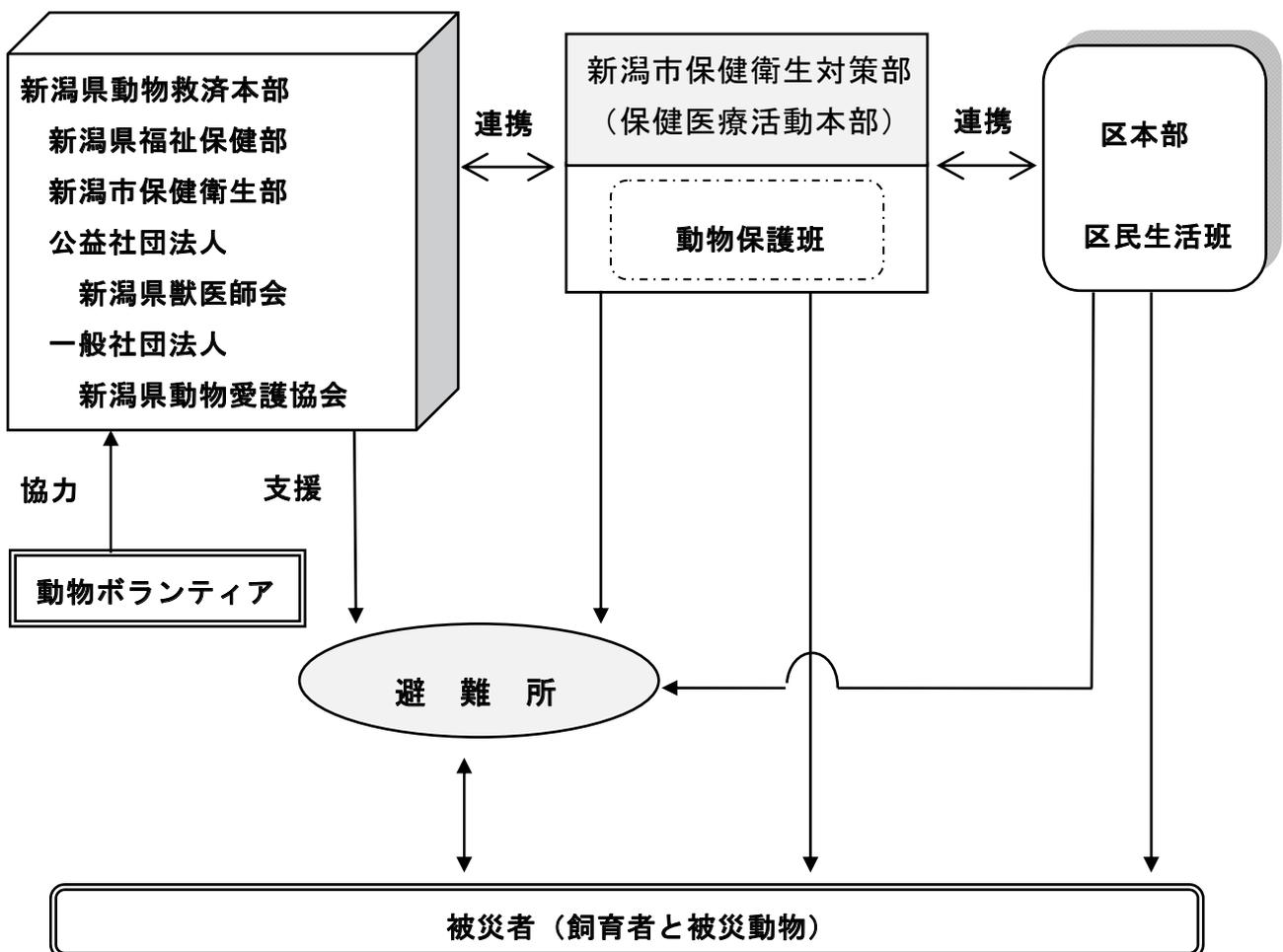
被災動物間の感染症の発生や拡大を防止するため、被災動物の健康管理に十分な配慮をする。

4 飼い主の責務

災害発生時に動物と同行して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておく。

また、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品や備蓄品の確保に努める。

5 被災動物の救済体制



第13節 応急住宅対策計画

災害による家屋の全壊等で住居を失った被災者のうち、自己の資力で住宅を確保することが困難な被災者に対し、応急仮設住宅の建設や被害住宅の応急修理、公営住宅等の提供などを実施し、居住の安定を図る。

| | |
|--------|------------------------|
| 実施担当 | 建築対策部 財務対策部 福祉対策部 各区本部 |
| 防災関係機関 | 県 |

1 応急仮設住宅の建設

- (1) 設置主体

応急仮設住宅の設置は災害救助法の適用により県知事が行い、市長はこれに協力する。
- (2) 設置戸数等
 - ア 規模

1戸当たり29.7㎡（9坪）を基準とする。
 - イ 費用限度額

原則として新潟県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。
 - ウ 着工

災害発生の日から20日以内に着工するものとする。ただし、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。
- (3) 設置場所

仮設用地は公有地、又は被災前の住宅の建設地等の場所に建設することとし、次の事項に留意するものとする。

なお、建設候補地については、「災害時応急仮設住宅建設等候補地リスト」を参考に選定する。

 - ア 交通機関、教育機関等社会施設の便利な場所
 - イ ガス、水道、電気等供給施設の布設可能な場所
 - ウ 災害地の応急措置の用に供するときは国有財産の無償貸与又は使用許可を受けることができることになっているので、財務大臣あて国有財産の貸付申請又は使用許可申請をする必要がある。
 - エ 民有地の借上による使用料は救助費の対象とならない。
- (4) 工事の発注及び資材の確保（市が委任を受けた場合）
 - ア 工事は原則として請負工事とする。
 - イ 施工業者の選定にあたっては、市の入札参加資格者名簿登録事業者を優先するが、緊急時であることからその他業者、又は建設関連の業界団体等からも適宜選定し又、状況によっては県へ要請するなど臨機応変の措置を講ずる。
 - ウ 建築資材の確保については、県へ要請すると同時に、市内の事業者、団体に対し建築資材の安定供給について協力を要請する。
- (5) 入居者の選定

応急仮設住宅に収容する入居者は、下記アの対象者のうちから、下記イに該当するなど、住宅の必要度の高い者から選定する。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が決定するが、市長に委任された場合は、市長が決定する。

 - ア 次のいずれにも該当するもの
 - (ア) 災害のため住家が全壊（焼）や流出、大規模半壊（焼）、半壊（焼）したもの、又は道路の通行止め、がけ崩れなどの危険により住宅に住めないもの
 - (イ) 居住する仮住家がないもの
 - (ウ) 応急修理制度を利用しないもの
 - イ 下記要件のいずれかに該当するものを優先とする。

- (ア) 生活保護法の被保護者並びに要保護者
 - (イ) 特定の資産のない失業者
 - (ウ) 特定の資産のない寡婦、母子世帯、父子世帯
 - (エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者、身体障がい者
 - (オ) 特定の資産のない勤労者
 - (カ) 特定の資産のない小企業者
 - (キ) 前各号に準ずる経済的弱者
- (6) 供与期間
応急仮設住宅供与期間は建築工事完了の日から2年以内とする。

2 被害住宅の応急修理

- (1) 対象世帯の選定
住宅が半壊（焼）し、日常生活に欠くことができない部分についての応急修理を自らの資力では行うことができない世帯
建築対策部は、対象世帯の選定にあたり、財務対策部調査班及び福祉対策部及び各区本部と十分連絡をとり、被災者台帳から対象世帯（生活困窮者等）を選定する。
- (2) 被害者住宅の調査及び修理箇所の範囲
- ア 対象世帯として選定された住宅の被害箇所及び程度を的確に把握するため、速やかに現地調査を実施すると同時に応急修理箇所を決定する。
 - イ 住宅の修理部分は、日常生活に欠くことのできない破損箇所で居室、炊事場及び便所等必要最小限度の部分とする。
 - ウ 費用限度額
新潟県災害救助条例施行規則別表に定める範囲内とする。
 - エ 応急修理の期間
災害発生の日から1か月以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。
 - オ 工事の発注及び資材の確保（市が委任を受けた場合）
 - (ア) 工事は、原則として請負工事とする。
 - (イ) 施工業者の選定にあたっては、緊急時であることから、市内の建築組合及び建設団体などを通じ業者に請負わせ、人手不足を生じるときは、県を通じ県内外業者の援助を要請する。
 - (ウ) 建築資材の確保については「応急仮設住宅の建設」に準じる。

3 被災者生活再建支援金

住宅が全壊（焼）又は半壊（焼）した世帯に対し、世帯の収入に応じて、生活の再建に必要な物品の購入や修理、居住に係る経費等の助成を行う。
（第4部第2節「被災者援護計画」参照）

4 公営住宅等の提供

- (1) 被災者への仮住宅として公営住宅等の空き住戸を提供する。
（行政財産の使用許可手続きによる。）
- (2) 提供可能な住戸を広報するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、あつせんに努める。
なお、広報の手段等については、第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に準じる。
- (3) 入居者の選定は「応急仮設住宅の入居者の選定」に準じる。

第14節 警備・保安計画

災害発生時には、さまざまな社会的混乱及び道路交通渋滞等が発生するおそれがあるため、県警察、新潟海上保安部等の関係機関との緊密な連携の下に、地域住民の安全確保、社会的混乱に乗じて発生する各種犯罪の予防、交通秩序の維持等を目的とした警備・保安体制を確立し被害状況を的確に把握することにより、住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

| | |
|--------|---|
| 防災関係機関 | 県警察 各警察署 新潟海上保安部 自衛隊 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所 日本赤十字社新潟県支部 |
|--------|---|

1 県警本部、各警察署

災害発生時においては、災害時の非常事態に対処するため、警察本部、市域を管轄する各警察署（以下「各警察署」という。）は、関係機関と緊密な連絡の下に、早期に警備体制を確立し被害状況の収集等に努め、住民の生命及び身体の保護に努めるため、「新潟県警察大規模災害警備基本計画」に基づき的確な災害警備活動を行うものとする。

(1) 県警察における警備活動

ア 災害発生予測時の対策

(ア) 市等の関係機関に対する通報

各警察署は、被害を及ぼす可能性のある洪水等の状況を把握し、又は予想した場合は、県警察本部に速報するとともに、市等関係機関に速やかに通報する。

(イ) 要請があった場合の措置

市長から応急措置の実施に必要な準備を要請された場合、各警察署はこれに応じる。

(ウ) 住民の避難誘導

市長が地域住民に対する避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要請があったときは、各警察署は必要と認める地域住民に対し、避難のための立退きを指示するものとする。

(エ) 災害未然防止活動

各警察署は、通常勤務を通じて管内の河川堤防等を巡回し、風水害等に対する防ぎよ措置が必要と思われる箇所を発見した場合は速やかに市長に通報する。

イ 災害発生時の対策

(ア) 警備体制の確立

大規模災害が発生した場合には、警察本部に警備本部、各警察署に署警備本部を設置して警備体制を確立する。

(イ) 警備要員の確保

大規模災害が発生し、必要があると認めた場合は、警備要員の非常招集を行う。

(ウ) 市災害対策本部等への職員の派遣

警備本部長又は署警備本部長は、県、市町村、消防、その他関係機関の協力を得て、それぞれの活動状況を把握するとともに、救助活動等を効果的に行うため、市町村災害対策本部へ連絡員を派遣し、情報の収集と交換に当たる。

(2) 警備活動の重点

ア 警備体制の確立

イ 情報の収集・連絡

ウ 救出救助活動

エ 避難誘導

オ 検視・身元確認

カ 二次災害の防止

キ 社会秩序の維持

ク 緊急交通路の確保

- ケ 被災者等への情報伝達活動
- コ 報道対応
- サ 情報システムに関する措置
- シ 関係機関との相互連携
- ス 自発的支援の受入れ
- セ その他災害警備活動上必要な警察活動

(3) 道路交通対策

大規模災害が発生した場合は、速やかに道路の被害状況及び交通状況を把握に努め、緊急車両の通行路確保、危険箇所及び迂回路の標示、交通情報の収集及び提供、車両の使用抑制、その他運転者のとるべき措置についての広報等危険防止、混雑緩和及び被害の拡大防止のため、次に掲げる措置を行う。

ア 交通規制の基本方針

- (ア) 被災地域での一般車両の走行及び被災地域への流入は原則として禁止し、被災地以外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- (イ) 避難路及び緊急交通路は、機能確保を図るため原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他、防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。
- (ウ) 高速道路は、緊急交通路としての活用を図るため、広域的に通行禁止とし、一般車両の流入を禁止又は制限する。
- (エ) 一般道についても、道路中央部を住民の避難路及び緊急自動車等の通行路として確保するとともに、速やかに管内の道路被害状況等を調査する。

イ 交通規制の実施

道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に適した規制を実施するとともに、必要に応じ警備業者等に交通誘導の協力依頼を行う。また、交通規制の結果車両が停滞した場合は、適切なる迂回路を指示するとともに、関係機関と協力し必要な対策を講ずる。

ウ 交通規制を実施した場合の広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、地域住民等に対して、適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図るものとする。

(4) 関係機関との連携、協力

災害に対処するため、関係機関との連携を密にし、情報の交換を行うとともに、それぞれの活動状況をお互いに把握し担当区分の分担の調整を行い、相互に協力し警備・保安活動及び災害応急活動等を迅速かつ効果的に行う。

2 新潟海上保安部

(1) 通信の確保、情報収集及び警報等の伝達に関する措置

ア 通信の確保

- (ア) 巡視船艇を含めた応急通信系による連絡体制を確保する。
- (イ) 必要に応じ、市災害対策本部へ無線機を携帯させた連絡調整員を派遣し、連絡体制を確保する。

イ 情報の収集

災害の発生が予想されるとき又は発生したときは、関係機関等と密接な連絡をとり情報収集に努めるとともに、巡視船艇及び航空機を活用し、積極的な情報収集活動を実施する。

ウ 警報等の伝達

- (ア) 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、航行警報及び安全通報等により、船舶等に周知するとともに、必要に応じ関係事業者等に周知する。
- (イ) 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速

やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報を行い、船舶等に対し周知する。

(ウ) 大量の油の流出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行通報、安全通報及び巡視船艇による巡回等により、船舶等に対し周知する。

(エ) 調査により収集した情報について、必要と認める場合は、市災害対策本部及び関係機関へ通報する。

(2) 海難救助等

ア 船舶の海難、人身事故が発生したときは、速やかに巡視船艇及び航空機等によりその捜索救助を行う。

イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇によりその消火を行うとともに、必要に応じて消防機関に協力を要請する。

ウ 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

エ 海上における行方不明者の捜索並びに遺体の収容及び検視を行う。

オ 救助活動に関し、その規模が大であるため、又は事態が急迫し必要と認めるときは、自衛隊に部隊等の派遣を管区海上保安本部長を通じて要請する。

(3) 流出油等の防除

ア 大量の油が流出したときは、防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、巡視船艇及び航空機等により流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

イ 防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。

ウ 緊急に防除措置を講じる必要がある場合において、必要があると認められるときは、海上災害防止センターに防除措置を講じることを指示し、又は巡視船艇等により応急措置を講じるとともに、関係機関等に必要な資器材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。

関係機関及び関係事業所等が実施すべき流出油等の防除措置

- ・ 防除対策推進のための組織体制の整備
- ・ オイルフェンス、吸着材、処理剤等の油防除資材の調達
- ・ 防除作業の実施、援助及び協力
- ・ 住民等の危険防止に関する火気使用の制限、避難勧告及び陸上交通規制等の措置

(4) 海上交通安全の確保

ア 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

イ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

ウ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

エ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

オ 河川からの流出物等により、水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

カ 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

(5) 危険物の保安処置

- ア 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- イ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- ウ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(6) 警戒区域の設定

人命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法に定めるところにより、警戒区域を設定し、巡視船舶等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うとともに、市災害対策本部に対し警戒区域設定に係る通知を行う。

(7) 治安の維持

- ア 治安機関等からの情報収集に努めるとともに、巡視船艇等を災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- イ 巡視船艇等により、警戒区域又は重要施設の周辺海域の警戒を行う。

(8) 関係機関等への支援活動

新潟海上保安部は次に掲げる支援活動を行う。

ア 緊急輸送

負傷者、避難者、救急・救助要員、医師等の人員及び必要な機材並びに飲料水、食料、その他緊急に必要とする物資等の緊急輸送について要請があったとき、又は必要性を認めたとときは、巡視船艇及び航空機により緊急輸送を行う。

イ 物資の無償貸付け又は譲与

物資の無償貸付け若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」に基づき被災者に対し海上災害救助用物品を無償で貸付け又は譲与する。

無償で貸付け又は譲与する海上災害救助物品

・ 無償貸付物品

被服、寝具、修理器具、曳航器具又は同物品以外の海上災害救助のため特に必要な生活必需品又は機械器具

・ 譲与物品

食料、飲料水、ちゅう暖房用及び灯火用燃料、医薬品、衛生材料、その他の救じゅつ品（消耗品に限る。）

ウ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援

海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、関係機関等からの要請に基づき、陸上における救急・救助活動等について支援するほか、巡視船による医療活動場所の提供並びに災害応急対策従事者に対する宿泊所の提供等を行う。

(9) 関係機関との協力、連携体制

地震、津波、風水害等による海上災害に対処するため、新潟海上保安部、市災害対策本部、県警察、消防機関、自衛隊等はそれぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力し災害応急活動を効果的に行う。

ア 市災害対策本部

(ア) 被災状況、避難の必要性、避難者の動向など情報交換を密接に行う。

(イ) 港湾管理者及び漁港管理者は関係機関と協力し、港湾区域内及び漁港区域内で流出油の防除及び航路障害物の除去等にあたる。

(ウ) 災害応急活動が、迅速・的確に展開できるように協力するとともに、緊急輸送など支援を必要とするときは新潟海上保安部を通じて海上保安庁に対し速やかに要請する。

(エ) 海上における災害応急活動に自衛隊の有する機動力等が必要なときは、関係自衛隊の支援を県に要請する。

イ 県警察

- (ア) 関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導、救助にあたる。
- (イ) 油及び有害液体物質等が流出したときは、事故防止のため、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。
- (ウ) 関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難指示及び避難誘導にあたる。

ウ 消防機関

- (ア) 関係機関と協力し、負傷者、被災者等の避難誘導、救助にあたる。
- (イ) 初期消火、延焼の防止に当たっては、相互の情報を交換し担当区域の調整を図り、迅速な活動を行うものとする。
- (ウ) 負傷者の収容先医療機関の選定、後方医療施設への搬送、負傷者の救急措置を行う。
- (エ) 流出油及び流出有害液体物質等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故防止の支援措置を行い、沿岸における現場への立入禁止、制限及び警戒にあたる。
- (オ) 関係機関と連携し、沿岸住民及び危険物貯蔵所等に対し、火気管理等の指導を行う。

エ 自衛隊

- (ア) 要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救援活動を行うための部隊を派遣し、積極的に支援する。
- (イ) 被災者の捜索・救助活動にあたっては、相互に情報交換をするとともに、担当区域の分担の調整を行い、迅速な活動を実施する。

オ 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所

関係機関と連絡をとり、流出油の防除等災害応急対策に協力する。

カ 日本赤十字社新潟県支部

関係機関と連絡をとり、負傷者の救護にあたる。

第15節 交通規制計画

災害発生時の交通混乱に対処し、応急対策の的確な実施を確保するため、交通規制措置等について定める。

| | |
|--------|---|
| 実施担当 | 土木対策部 各区本部 災害対策本部事務局 |
| 防災関係機関 | 北陸地方整備局新潟国道事務所 県 県警察 各警察署 東日本高速道路株式会社新潟支社新潟管理事務所 |

交通規制等の実施者、根拠法令等は次のとおりである

| 区分 | 実施責任者 | 範 囲 | 根 拠 法 |
|-------|---------------------------|---|---|
| 道路管理者 | 国土交通大臣 県 知 事 市 長 | 1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認めるとき。 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認めるとき。 | 道 路 法 (46条) |
| 警 察 | 公安委員会 警 察 署 長 警 察 官 | 1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき。 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路においての交通の危険が生じ、又はそのおそれがあり、緊急の必要があると認めるとき。 | 災害対策基本法 (76条) 道路交通法 (4・5・6条) |

1 計画の基本方針

- (1) 被災地域での一般車両の走行は原則として禁止する。
- (2) 被災地域への一般車両の流入は原則として禁止する。
- (3) 被災地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- (4) 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。

その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。

- (5) 走行中の全車両を道路の左端に寄せて停止させ、道路中央部を避難路、緊急自動車等の通行路として確保するとともに、速やかに道路被災状況等を調査する。

2 交通規制の実施

警察及び各道路管理者は、大規模な災害が発生した場合、交通の混乱を防止し、住民の避難路及び緊急交通路を確保するなど、円滑な防災活動を実施するため、次の交通規制を実施する。

- (1) 被災地域内の一般車両の流入制限
 主要各道路においては被災地域内に流入する車両のうち、緊急自動車、除雪機械及び緊急輸送等災害応急対策に従事する車両（以下「緊急通行車両」という。）以外の車両を極力抑制する。
- (2) 高速道路の通行禁止と流入制限
 高速道路にあっては、被災地を中心に全面通行禁止とし、道路の損壊状況を確認するとともに、本線上の車両を直近のインターチェンジから流出させる。

各インターチェンジにおいては、緊急通行車両以外の車両の流入を制限する。

(3) 緊急交通路の指定

ア 公安委員会（県警察本部交通規制課）は主要道路の被害調査結果に基づいて、災害対策基本法第76条の規定により、区域又は道路の区間及び期間を定めて緊急交通路を指定する。

緊急交通路については、各検問所及びルート内主要交差点において、緊急通行車両・規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）以外の車両の通行を禁止する。

また交通規制資機材を活用し支線からの車両の流入を防止する。

イ 津波危険予想地域等へ通ずる道路については、その危険地域境界線上において緊急通行車両等以外の車両の区域内への流入を禁止する。

(4) 緊急交通路における車両等の措置

ア 緊急交通路を走行中の一般車両については、直ちに同路線以外の道路又は路外へ誘導退去させるとともに、その走行を極力抑制する。

イ 緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる物件がある場合、直ちに立ち退き・撤去の広報、指示を行う。

著しく妨害となる物件については、高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）・各警察署・道路管理者等が協力して排除するほか、状況により必要な措置を講ずる。

(5) 交通規制の結果生ずる滞留車両運転者及び同乗者の措置

交通規制の結果車両が停滞し、その場で長時間停止することになった場合は、適切なる回路を指示するとともに、関係機関と協力し必要な対策を講ずる。

また、道路管理者は、災害により道路の車両が停止又は著しく渋滞し、緊急通行車両の通行を確保する必要があると認められる場合において、災害対策基本法第76条の6を適用し、指定した区間について車両等を移動するなどの必要な措置を行うことができる。

3 緊急通行車両等の確認等

緊急通行車両等の確認等の手続きは、次により行うものとする。

(1) 緊急通行車両等の確認者

緊急通行車両（緊急自動車以外）の確認は、車両の使用者の申出により知事（県防災局危機対策課）又は公安委員会（県警察本部交通規制課・高速隊・各警察署）が行う。

(2)に掲げる緊急通行車両のうち、市やその他の者が所有するものについては公安委員会を確認する。

(2) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要として政令で定められた車両であり、主に次の業務に従事する車両とする。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの

イ 消防、水防、道路維持、電気・ガス・水道その他応急処置に関するもの

ウ 被災者の救護、救助、その他の保護に関するもの

エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの

オ 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの

カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの

キ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの

ク 緊急輸送の確保に関するもの

ケ 上記のほか、災害の発生防止又は拡大の防止のための措置に関するもの

(3) 規制除外車両の範囲

規制除外車両の範囲は、緊急通行車両に該当せず、次のいずれかに該当する車両とする。

ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

- ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- オ 燃料を輸送する車両（タンクローリー）
- カ 路線バス・高速バス
- キ 霊柩車
- ク 一定の物資（被災地への必要物資等）を輸送する大型貨物自動車

※オ～クの事前届出はない。

(4) 緊急通行車両等の確認申出

緊急通行車両等の確認申出は確認申出書により確認を受けるものとする。

受け付けは、知事が確認する車両にあっては危機対策課、公安委員会が確認する車両にあっては県警察本部交通規制課、高速隊、各警察署及び交通検問所において行う。ただし、交通検問所の確認にあっては、事前届出済証交付車両に限る。

(5) 緊急通行車両等の事前届出

公安委員会（署経由）は、(2)(3)で掲げる緊急通行車両等のうち、市が保有し、もしくは他の関係機関・団体等から調達する車両については、あらかじめ災害応急対策用として届出があった場合、審査し、届出済証を交付するものとする。

(6) 標章及び確認証明書の交付

ア 公安委員会は、緊急通行車両等の確認後、速やかに所定の標章及び証明書（資料編 図 3-1-15-1）を交付する。

イ 標章及び証明書は、車両 1 台についてそれぞれ 1 通とし、通行日時はその車両が緊急通行車両として使用する期間（発行日の翌日から 1 か月以内）とする。

ウ 標章等の交付を受けた緊急通行車両等の使用者は、当該車両の前面の見やすい箇所に標章を掲示するとともに、証明書を携帯しなければならない。

4 関係機関との協力・連携

交通規制の実施に際しては、高速隊・各警察署・各道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に即した交通規制を実施するとともに、必要に応じ警備業者等に交通誘導の協力依頼を行う。

5 市民への周知

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、通勤者、市民等に対してラジオ、テレビ、交通情報板、看板等により適時、適切な広報を実施しその周知徹底を図るものとする。

6 運転者のとるべき措置の周知徹底

警察は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底するものとする。

(1) 車両を運転中である場合には、次の要領により行動すること。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

イ 停止後は、カーラジオやSNS等により災害情報及び交通情報を収集し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。

エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。

ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

- イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。
- (3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、一般車両が同区域等内に在る場合は次の措置をとること。
- ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
- (ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
- (イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること（その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。）。

第16節 障害物除去計画

災害により発生した倒壊家屋や工作物等の障害物を速やかに除去し、道路等の交通を回復することにより、人的、物的輸送を確保するとともに、被災者の日常生活の円滑化を図るための計画を定める。

| | |
|--------|--|
| 実施担当 | 都市政策対策部 建築対策部 土木対策部 農林水産対策部 環境対策部 消防対策部 各区本部 |
| 防災関係機関 | 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所 北陸地方整備局新潟国道事務所 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所 新潟海上保安部 自衛隊 県 県警察 各警察署 東日本旅客鉄道株式会社 東日本高速道路株式会社新潟支社新潟管理事務所 |

1 被災地における障害物の情報収集

災害対策本部は被災地全体の状況把握のほか、救命、救助及び緊急輸送の関連で障害物除去を必要とする道路・河川・港湾等の公共管理施設について各関係機関との連携のもとに情報を収集する。

なお、被災状況が広範かつ甚大な場合は、国、県等の関係機関と連携を図りながら、障害物除去を実施する。

2 障害物処理の実施

(1) 障害物処理の実施主体

障害物除去は、原則として各施設管理者が実施する。

ア 道路管理者

(ア) 国：北陸地方整備局道路管理課

北陸地方整備局新潟国道事務所並びに新潟維持出張所及び黒埼維持出張所（黒埼維持出張所は一般国道8号三条市境から黒埼インター手前までの間及び一般国道116号旧西川町から燕市境までを担当）

(イ) 市：土木対策部及び各区本部

(ウ) その他：東日本高速道路株式会社新潟支社新潟管理事務所

イ 河川管理者

(ア) 国：北陸地方整備局河川管理課、信濃川下流河川事務所、阿賀野川河川事務所、各出張所

(イ) 県：土木部河川管理課及び新潟地域振興局地域整備部治水課、新潟地域振興局新津地域整備部工務課

ウ 港湾管理者（港湾施設及びその区域内の障害物除去）

県：交通政策局港湾整備課、新潟地域振興局新潟港湾事務所

※県は必要に応じ北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所に協力を要請する。

エ 漁港管理者（漁港施設及びその区域内の障害物除去）

(ア) 県：農林水産部漁港課

(イ) 市：農林水産対策部、関係区本部

オ 建物関係障害物除去実施主体（災害救助法を適用した場合の障害物除去）

市：建築対策部、各区本部

カ その他（各施設管理者が上記管理者のほか連携を図る必要のある関係機関）

新潟海上保安部、県警察本部及び各警察署、自衛隊、JR東日本、消防対策部等

(2) 各施設の障害物処理

ア 道路関係障害物処理

(ア) 道路管理者は、その管理区域の道路上の車両及び周辺構築物が落下倒壊することによる路上障害物の状況を調査し、災害対策本部に報告するとともに、路上障害物を除去する。特に、緊急輸送道路については最優先に実施する。

道路管理者以外のものが路上障害物を除去する場合には、その管理区域の道路管理者の指示のもとに行う。

(イ) 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、本章第15節「交通規制計画」による。

(ウ) 歩道橋、跨道橋の落橋等については、迅速に切断、除去を行うため集中的に重機や特殊機材等を投入するなどしてこれらの排除にあたる。

イ 河川・港湾関係障害物除去

河川管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する河川区域、港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、災害対策本部に報告するとともに、障害物除去等に努める。

また、港湾管理者及び漁港管理者は、その管理する道路において、緊急通行車両の通行が災害による道路の車両等によって妨害され、この通行を確保する必要がある場合において、災害対策基本法第76条の6を適用し、指定した区間について車両等を移動するなどの必要な措置を行うことができる。

ウ 建物関係障害物の除去（災害救助法を適用した場合）

災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等が日常生活に著しく支障を及ぼす場合は、建築対策部及び各区本部が主体となり除去する。

(3) 除去障害物の集積、処分方法

障害物の集積場所は本部長が定めた所とする。

また、障害物処理の実施者は、がれき等の処理・処分方法にあたり、適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努め、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適正な処理を行う。

(4) 産業廃棄物処理業者との協力体制

円滑に除去障害物の集積、処分をおこなえるよう、産業廃棄物処理業者との協力体制を整備する。

第17節 輸 送 計 画

災害応急対策を迅速かつ適切に行うためには、被災者及び救助・救急・消火等の活動に従事する要員並びに必要な資機材、物資を輸送するための陸上等の交通路の確保が重要である。

そのため、緊急輸送道路ネットワークの構築を図るとともに、救援物資等の集積場所等について、計画を定める。

| | |
|--------|---|
| 実施担当 | 災害対策本部事務局 文化スポーツ対策部 経済対策部 総務対策部 財務対策部 市民生活対策部 都市政策対策部 土木対策部 各区本部 |
| 防災関係機関 | 北陸地方整備局新潟国道事務所 県 県警察 新潟海上保安部 自衛隊 日本郵便株式会社新潟中央郵便局 新潟運輸株式会社 日本通運株式会社新潟支店 新潟交通株式会社 東京航空局新潟航空事務所 |

(1) 輸送対象

輸送にあたっては、人命の安全、災害の拡大防止、応急活動の迅速な実施等の最重点に、次の事項を輸送対象とする。

また、輸送対象については、被災の状況や応急対策の進捗状況に応じて優先順位を定める。

ア 第1段階

- (ア) 重傷等の傷病者
- (イ) 医療従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- (ウ) 消防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- (エ) 避難を要する被災者
- (オ) 緊急輸送路確保のための緊急復旧要員及び資機材等
- (カ) 交通規制等に必要の人員及び物資

イ 第2段階

- (ア) 飲料水
- (イ) 食糧
- (ウ) 緊急を要する生活必需品
- (エ) 遺体
- (オ) 災害応急対策要員及び救援用資機材

ウ 第3段階

- (ア) 生活必需品
- (イ) 災害復旧対策要員及び復旧用資機材

(2) 輸送手段

ア 自動車による陸上輸送

(ア) 緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路ネットワークとして、県が指定した大規模地震等発生時の緊急交通路と整合を図り、市内の各主要防災拠点を結ぶ緊急輸送道路をあらかじめ指定する。

【第1次緊急輸送道路】(路線図：資料編 図3-1-17-1)

- a 高速道路市域全線(北陸自動車道及び磐越自動車道及び日本海東北自動車道)
- b 国道7号(新潟バイパス・新新バイパス含む)…起点(本町通7番町本町交差点)から聖籠町境までの間
- c 国道8号(新潟バイパス含む)…起点(本町通7番町本町交差点)から三条市境までの間
- d 国道49号…阿賀野市境から終点(明石2丁目栗の木橋交差点)までの間

- e 国道113号…起点（中央区万代3丁目（国道7号））から聖籠町境までの間
 - f 国道116号…燕市境から終点（本町通7番町本町交差点）までの間
 - g 県道新潟亀田内野線…江南区太右衛門新田（新潟中央 I.C.）から中央区出来島1丁目（国道116号）までの間、江南区江口（新潟空港 I.C.）から東区中興野までの間
 - h 県道新潟村松三川線…東区柳ヶ丘から東区津島屋8丁目（国道113号）までの間
 - i 県道新潟港沼垂線…中央区沼垂東5丁目（国道113号）から中央区沼垂東2丁目（国道7号）までの間
 - j 県道新潟港横越線…東区竹尾（国道7号）から東区小金台（国道113号）までの間
 - k 県道新潟中央環状線…北区笹山（国道113号）から北区木崎（国道7号）まで
 - l 県道新潟停車場線…中央区花園1丁目から中央区東大通1丁目（国道7号）まで
- ※緊急輸送道路については、新潟県緊急輸送道路ネットワーク計画を参照すること。
- (イ) 緊急輸送道路の確保
- a 交通情報の収集
災害時の指定緊急輸送道路等の交通情報の収集は、県警察本部や道路管理者と県防災行政無線や地域防災無線等により行う。
 - b 道路管理者の行う交通規制
道路管理者は、災害による道路の陥没、破損等の事由により通行に危険を及ぼすと認められる場合や道路沿いの建物や工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる場合、また、道路区域内に存する障害物が直ちに除去できないときは、通行禁止等の措置を講じるとともに、県警察本部及び管轄警察署並びに他関係機関に速やかに連絡する。
 - c 県警察の行う交通規制
警察は、緊急交通路を確保するため、必要な安全施設の整備又は交通管理対策についてあらかじめ定めておく。
- (ウ) 緊急輸送道路の啓開
- a 緊急輸送道路啓開の実施体制
災害発生後、速やかに緊急輸送道路の調査を行い、早期に通行確保が必要な路線から啓開を実施する。
なお、道路上に障害物等があり通行不能の緊急輸送道路については、緊急に障害物等を除去するよう努める。
また、道路管理者は、災害により道路の車両が停止又は著しく渋滞し、緊急通行車両の通行を確保する必要があると認められる場合において、災害対策基本法第76条の6を適用し、指定した区間について車両等を移動するなどの必要な措置を行うことができる。
 - b 情報収集
土木対策部、各区本部及び国、県等の関係機関は、緊急輸送道路を最優先としながら、市内全域で調査、点検を行う。
また、必要に応じ災害時応援協定を締結している建設業協会等や市ハイヤータクシー協会、市個人タクシー事業協同組合、赤帽新潟県軽自動車運送協同組合及び日本郵便株式会社新潟中央郵便局及び佐川急便株式会社に応援を要請し、調査、点検、報告等を依頼する。
- 【調査・点検内容】
- ・ よう壁又は法面の崩壊、落石
 - ・ 橋梁、トンネル、ボックスカルバート等立体構造物の落下又は崩壊
 - ・ 路面陥没、水没等

- ・ 地下埋設物破損
 - ・ 標識類、照明、電柱、電線等の倒壊又は落下
 - ・ 道路沿いの建築物、工作物の倒壊又は落下
 - ・ 街路樹の倒木、枝の落下、流木
 - ・ 放置車両
 - ・ その他
- c 道路啓開に必要な資機材の確保
道路啓開は、平常時に使用する業務用資機材による他、災害時応援協定を締結している建設業協会等の協力により資機材を確保する。
- (エ) 輸送車両等の確保
- a 輸送車両等の確保
市で行う輸送は、原則として各対策部及び各区本部で所管する車両を使用し、不足が生じる場合は、総務対策部総務班が所管する車両を使用する。
上記の方法により、なお不足が生じるときは次の事項（概要）を明らかにして、県（危機対策課。ただし県災害対策本部が設置された場合は統括調整部。）に調達のあつせんを要請する。
【要請事項】
- ・ 輸送区間及び借り上げ期間
 - ・ 輸送人員又は輸送量
 - ・ 車両等の種類及び台数
 - ・ 集積場所及び日時
 - ・ その他必要事項
- なお、必要に応じトラック等の車両については、指定公共機関や指定地方公共機関ならびに災害時応援協定を締結している業者等に借り上げを要請する。
（要請先：資料編 17 災害時応援協定一覧を参照）
- b 運用方法
災害対策本部事務局、各対策部及び各区本部からの配車要請について、総務対策部総務班は、所管する車両や借り上げた車両で対応する。なお、車両の配分や借り上げ料金等の負担については次に定めるところによる。
- (a) 配車要請
車両を必要とするときは、使用目的、日時、車種、乗車人員、積載トン数、台数、引渡場所等を明示のうえ、総務対策部総務班に要請する。
- (b) 配車
総務対策部総務班は、必要車両を調達し、要請した災害対策本部事務局、各対策部及び各区本部に引き渡す。
- (c) 借り上げ料金等
借り上げに要する費用は、総務対策部総務班が当該輸送業者等の団体若しくは当該業者と協議して定める。
- c 緊急通行車両等の確認手続き
- (a) 緊急通行車両・規制除外車両の確認
災害対策基本法第76条第1項に基づき交通規制が行われた場合は、緊急通行車両又は規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）であることの確認を県警察本部交通規制課、各警察署及び交通検問所において受ける。
- (b) 事前届出車両の確認
事前届出を行っている車両は、車両を所管する各対策部及び各区本部が県警察本部交通規制課、各警察署及び交通検問所のいずれかにおいて届出済証を提示し、証明書及び標章の交付を受ける。

なお、交付された標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に提示し、証明書を携帯する。

(c) 事前届出車両以外の車両に係る確認

届出済証の交付を受けていない車両については、車両を所管する各対策部及び各区本部並びに総務対策部総務班で借り上げ等で調達した車両については総務対策部総務班が確認申出書により、各警察署に申出手続きを行い、証明書及び標章の交付を受ける。なお、交付された標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に提示し、証明書を携帯する。

イ 船艇による水上輸送

(ア) 海上輸送路の確保

災害時の大量輸送という有効性から市街地に最も近い新潟西港区を海上輸送の緊急物資集積地として位置付ける。

なお、震災時は、オープンスペースと耐震強化岸壁を有する山の下地区を、水害時は広大なオープンスペースを有する万代島地区を、海上輸送の拠点基地として確保する。

(イ) 河川輸送路の確保

防災船着場を整備し、民間船艇等を活用した輸送の確保に努める。(防災船着場所在地：資料編 図3-1-17-2)

(ウ) 舟艇による輸送

水害時に浸水等により他の輸送手段が使用できない場合、ゴムボート等の舟艇を活用し輸送を行う。

なお、舟艇が不足する場合は、関係機関及び民間業者からの借り上げ等により確保する。

ウ 航空機等による空路輸送

(ア) ヘリポート

災害発生時に災害応急活動に必要な人員、重傷者、物資等の搬送を行うため、ヘリポート等を確保する。(ヘリポート適地一覧：資料編 表3-1-4-3)

(イ) 管制及び誘導等

ヘリコプター等の管制や発着場所での誘導方法については、県や東京航空局新潟空港事務所、各輸送実施機関と協議して行う。

エ 燃料の確保

車両等の燃料については、協定締結団体及び他の燃料供給業者等に対して燃料の供給を要請することとするが、確保が困難な場合は、県や関係団体に対して協力を要請し確保する。

第18節 支援物資供給計画

被災者に支援物資を迅速かつ的確に供給するため必要な事項を定める。

| | |
|--------|--|
| 実施担当 | 市民生活対策部 文化スポーツ対策部 経済対策部 こども未来対策部 総務対策部 財務対策部 教育対策部 各区本部 |
| 防災関係機関 | 国土交通省北陸信越運輸局 自衛隊 県 日本赤十字社新潟県支部 物流事業者 物資供給事業者 |

1 物資供給の対象者

- (1) 食料供給の対象者
 - ア 避難所等に避難した者
 - イ 災害により、自宅で炊事ができない者
 - ウ 通常の流通機関が一時的にマヒ混乱し、食料の確保ができない者
 - エ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者及び帰宅困難者
 - オ 被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者
 - カ 災害応急対策活動従事者
 - キ 市があらかじめ指定した避難所以外に避難した者
- (2) 生活必需品の供給対象者
 - ア 災害により住家に被害を受けた者
 - イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
 - ウ 被服、寝具その他生活必需品がないため、直ちに日常生活を営むことが困難である者

2 物資の種類

- (1) 食料の種類
 - ア 主食
 - イ 副食
- (2) 生活必需品の種類
 - ア 寝具
 - イ 被服
 - ウ 身の回り品
 - エ 炊事道具
 - オ 日用品
 - カ 光熱材料
 - キ その他

3 支援物資の供給体制

- (1) フェーズ毎の供給体制
 - ア 発災直後からプッシュ型支援開始まで（発災当日から概ね3日目まで）
市並びに県が避難所又は備蓄拠点に備蓄している物資を市（避難所担当職員、区本部
区民生活班）が県と連携し、避難者に配布する。
 - イ プッシュ型支援期間（発災3日から概ね14日目まで）
災害規模が大きく被災自治体で支援物資の調達が困難な場合に、国がプッシュ型支援
により被災市町村に対して供給する支援物資を、市（市民生活対策部市民生活班）が物
流事業者の協力を得ながら避難所等まで供給する。
 - ウ プル型支援（発災14日目以降）
市（市民生活対策部市民生活班）が避難者のニーズに応じて物流事業者及び物資供給

事業者の協力を得ながら支援物資を調達し、避難所等まで供給する。

なお、国によるプッシュ型支援が行われない場合はプル型支援により速やかに物資を調達・供給する。

エ 避難所開設期間

主に避難所での避難者に対して、市（区本部区民生活班）はボランティア等の協力を得ながら炊き出しにより食料を供給する。

(2) 支援物資供給の基本方針

ア 民間事業者との連携

大量の支援物資を迅速に避難所まで供給するためにはノウハウのある物流事業者、物資供給事業者等の民間事業者の協力が不可欠であるため、市民生活班は運営の初期段階から協力を要請し、積極的に連携するものとする。

イ 国・県との一体的運営

主にプッシュ型支援期においては、国（北陸信越運輸局、自衛隊）、県との情報の一元化、役割分担の明確化を図り一体的な調達・供給体制を構築し迅速に物資を供給する。

ウ 要配慮・長期避難者への配慮

高齢者、障がい者、要介護者、子ども、妊産婦等の要配慮者は、避難生活のために必要となる物資が異なる。また、要配慮者以外の一般の方でも避難生活が長期化する場合は健康維持のために多種多様な物資が必要となる。

支援物資の調達にあたっては、避難者一人ひとりの状況を配慮する。また、避難者への物資の配布にあたっては、女性用品は女性が配布する、食物アレルギーについて配慮するなど要配慮者に配慮する。

また、避難所に避難していない被災者に対しても、物資の提供を行うよう努める。

なお、在宅の高齢者や障がい者等で、避難所に出向くことの困難な者に対しては、各区本部健康福祉班がこども未来対策部と連携し、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら巡回配布に努める。

エ 避難所外避難者への供給

指定避難所以外の避難者（避難所外避難者）を的確に把握することは困難なことから、避難所外避難者に支援物資を迅速に配布できない可能性がある。

避難所外避難者への物資配布は避難所において行うものとし、市民生活班、区本部区民生活班は市民にその旨周知する。

ただし、避難所外避難者の状況が区本部健康福祉班において把握できている場合は、その避難先において供給することができる。

なお、広報の手段等については、第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に準じる。

物資の調達・配布にあたっては避難所外避難者分の数量も踏まえて確保する。

4 物資の調達・供給の手順

(1) 備蓄物資の配布

ア 避難者への配布

避難所担当職員は避難所の避難者、施設管理者と協力し、指定避難所の避難者及び避難所外避難者（以下、「避難者」という。）に対して、適宜、当該避難所に備蓄している支援物資を配布する。

初動対応期において備蓄物資の不足が見込まれる場合は、迅速に物資を供給するため備蓄拠点の備蓄物資を供給するものとし、避難所担当職員は区本部区民生活班に対して当該避難所への物資供給を要請し、区本部区民生活班は備蓄拠点から避難所に物資を供給する。

イ 供給手段の確保

区本部区民生活班は備蓄を輸送するため車両が必要な場合は、総務対策部総務班に車

両の確保を要請する。総務班は車両を確保し、区本部区民生活班に引き渡す。

(2) プッシュ型支援における物資の調達・供給

ア 避難者の状況把握及び県への報告

国又は県が物資の調達体制を迅速かつ的確に判断できるよう市民生活班は開設避難所、避難者数を把握し、国及び県と共有する。

イ 国、県及び物流事業者への支援要請

備蓄物資では避難者への供給が不足する場合は、市民生活班は県を通じ国に対して物資の供給を要請する。

国がプッシュ型支援の実施を決定した場合は、市民生活班は物流事業者に対し物資集配施設の運営、物資の輸送について協力を要請する。

ウ 物資集配施設の開設及び運営

市民生活班は物流事業者との連携により物資集配施設を開設・運営する。

市民生活班及び物流事業者は物資集配施設（資料編 表3-1-18-1 参照）で受け入れた物資を避難所毎に仕分けをし、避難所へ輸送する物流事業者に引き渡す。

エ 避難所への輸送・配布

物流事業者は避難所に物資を輸送する。避難所担当職員は避難所の避難者、施設管理者と協力し物資を受け入れるとともに、物資を避難者に配布する。

(3) プル型支援における物資の調達・供給

ア 避難者ニーズの把握

避難所担当職員は、避難所の避難者、施設管理者と協力して、当該避難所における避難者ニーズを把握し、各区本部区民生活班が各区避難所を取りまとめ、市民生活対策部に報告する。

イ 物資の調達・輸送

市民生活対策部は、必要に応じて経済対策部経済班及び財務対策部調査班と連携、協力し、物資供給業者から支援物資を調達する。

物資供給事業者は受注した支援物資を避難所又は集配施設に配送する。

市民生活班及び物流事業者は、集配施設に輸送された支援物資を受入れ、避難所毎に仕分けをし、避難所へ輸送する物流事業者に引き渡す。

物資を引き渡された物流事業者は支援物資を避難所へ輸送する。

ウ 物資の受入れ・配布

避難所に輸送された支援物資について、避難所担当職員は避難所の避難者、施設管理者と協力し物資を受け入れるとともに、物資を避難者に配布する。

5 炊き出し

各区本部区民生活班は教育対策部保健給食班等と調整のうえ、自主防災組織、自治会・町内会、赤十字奉仕団等の協力を得て炊き出しを行う。

なお、学校及び給食センターにおいては、学校給食再開までは調理員も炊き出しに協力する。

ア 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決める。

イ 炊き出し等が緊急を要する場合は、県に対し自衛隊の派遣要請をするとともに、日本赤十字社新潟県支部を通じて赤十字奉仕団による炊き出しを要請する。

ウ 炊き出しは、原則として小・中学校の給食室及び学校給食センター（学校給食再開まで）とするが、災害の状況によりコミュニティセンター等の他の公共建築物を利用して実施する。（資料編 表3-1-18-2 参照）

エ 炊き出しの要員及び用具等が不足する場合は、各区本部は、災害対策本部を通じて、次の事項を明示したうえ、県、応援協定締結市町村及び協定締結団体等に応援を要請するものとする。

- (ア) 必要な人員及び器具の数量
- (イ) 炊き出しを行う期間・場所
- (ウ) その他必要な事項

第19節 応急給水計画

災害時において飲料水及び生活用水の確保は被災者の生命維持、人心の安定を図るうえで極めて重要である。

応急給水にあたっては、優先順位を明確にし、被害状況に応じた適切な飲料水・生活用水等の給水計画を定める。

| | |
|------|-------|
| 実施担当 | 水道対策部 |
|------|-------|

1 目標水準

被災後の応急給水は、当面の生命維持に必要な飲料水のみから、炊事、洗面等の生活用水へと、時間の経過とともに、量的にも、用途の面でもその重要性が高まってくる。そのため、被災者 1 人あたりの応急給水量は、災害発生後 3 日以内（第 1 段階）は 1 人 1 日 3ℓ、その後 1 週間以内（第 2 段階）は 1 人 1 日 20～30ℓ、さらに 2 週間以内（第 3 段階）は 1 人 1 日 30～40ℓと、段階的に目標水準を定める。

また、復旧の進捗状況に応じて、応急給水拠点の増設・給水量の拡大を図る。

応急給水の目標水準

| 災害発生 | 3 日 | 1 週間 | 2 週間 |
|------|-------------|---------------|-----------|
| 段階 | 第 1 段階 | 第 2 段階 | 第 3 段階 |
| 目標水準 | 3ℓ/人日 | 20～30ℓ/人日 | 30～40ℓ/人日 |
| 主用途 | 生命維持に必要な飲料水 | 炊事、洗面等の最低生活用水 | 生活用水の確保 |

2 応急給水に係る用語

(1) 応急給水拠点

住民に対し、応急給水を行う場所。避難所など、事前に設定された地点及び仮設水槽等を設置した地点。

(2) 拠点給水所

災害時に応急給水活動を行う場所として新潟市が指定している場所。

浄水場施設 6 か所、配水場施設 10 か所及び飲料水兼用耐震性貯水槽設置施設 14 か所の、合計 30 か所。

(拠点給水所位置図 資料編 図 3-1-19-1)

(拠点給水所（浄・配水場）一覧 資料編 表 3-1-19-1)

(拠点給水所（飲料水兼用耐震性貯水槽）一覧 資料編 表 3-1-19-2)

(3) 給水基地

応急給水隊（応急給水班）に水を補給する浄水場や配水池等。

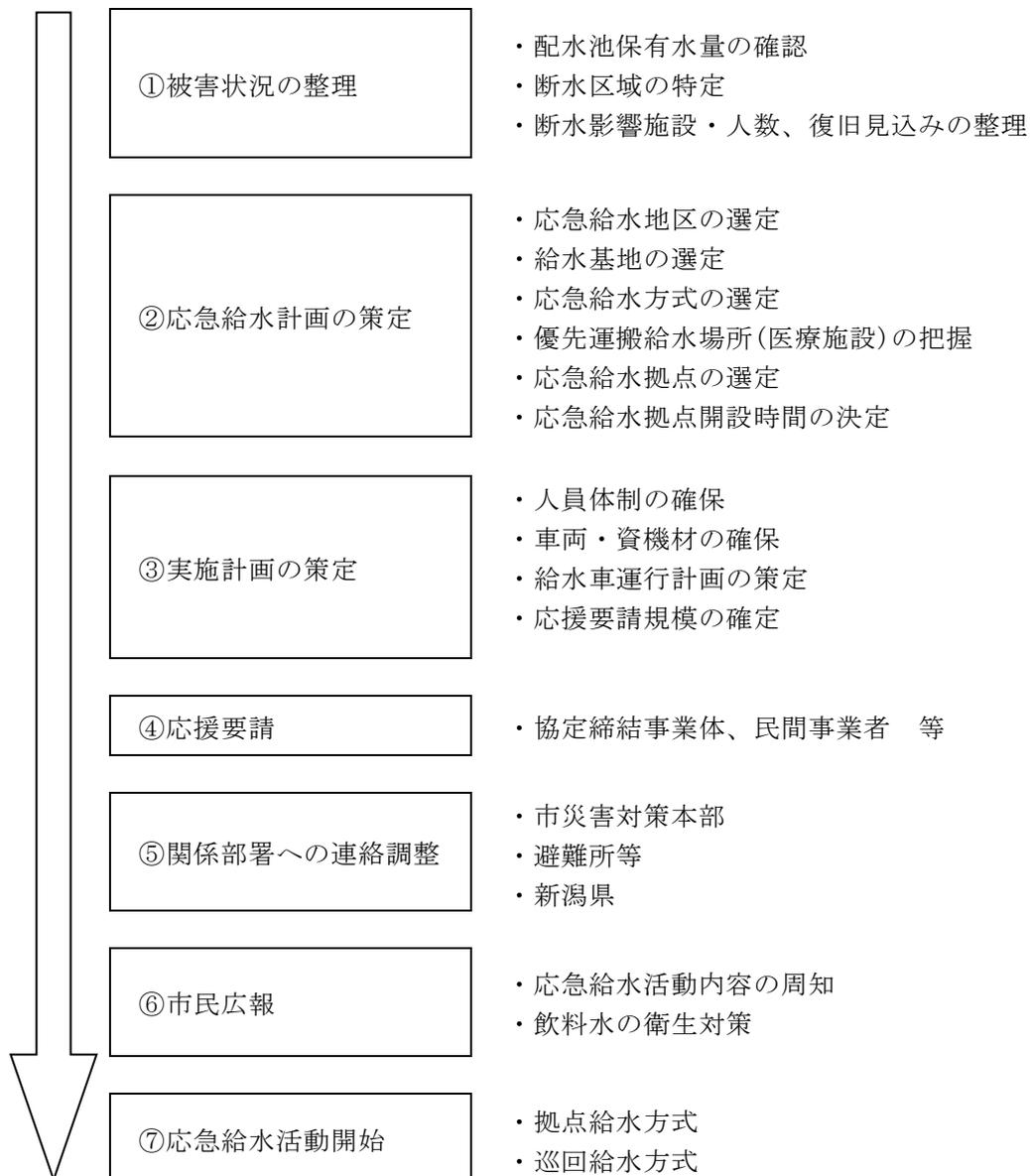
3 応急給水方式

被害状況に応じて適切な方法を選定し、効率的な応急給水を実施する。

| 給水方式 | 内 容 | 給水方法 |
|--------|--|---|
| 拠点給水方式 | 応急給水拠点において給水する方式。 | <ul style="list-style-type: none"> ・拠点給水所での給水 ・仮設水槽による給水 ・復旧排水管の消火栓からの給水 |
| 巡回給水方式 | 指定場所に給水車等で巡回し、直接応急給水を行う方式。状況に応じて場所を移動し、市民へのきめ細かい給水を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・給水車、トラック等による運搬給水 ・トラック等による簡易容器の直接配布 |

4 応急給水活動の流れ

応急給水のフロー図



5 応急給水方法

(1) 給水基地の選定

主要な浄配水施設を給水基地（応急給水隊（応急給水班）に水を補給する場所）とする。
給水地区、給水車の運行計画は、被害状況に応じ、給水基地ごとに策定する。

(2) 応急給水方式の選定

ア 拠点給水方式

応急給水拠点において給水する方式

(ア) 拠点給水所での給水

市内30か所の拠点給水所に仮設給水栓等を設置し、応急給水を行う。

(イ) 仮設水槽による給水

避難所等に仮設水槽（キャンバス水槽又は設置型組立式給水タンク）を設置する。

仮設水槽の設置先は、被災者の収容先となる避難所のほか、道路事情、人口密集度等に配慮したうえで、できるだけスペースに余裕のある地点（公園、広場など）を応急給水拠点として指定する。

(ウ) 復旧配水管の消火栓からの給水

応急復旧の進捗状況に応じ、復旧した配水管の消火栓に仮設給水栓を設置し、応急給水拠点とする。

イ 巡回給水方式

給水車やトラック等により飲料水を運搬し、直接応急給水する。又は、トラック等により簡易容器で直接配布する。

(ア) 給水の優先順位

人命にかかわる医療施設を最優先とする。次点で福祉施設及び避難所を優先する。
特に、地域の基幹病院や人工透析を行う病院など、大量の水を必要とする施設へは、加圧式給水車を優先的に派遣し、治療に支障がないよう配慮する。

6 人員・車両・資機材の確保

水道対策部の人員体制・保有資機材では不十分な場合、関係団体、関係業者等に支援を要請する。

（応援要請は、第 3 部第 1 章第 28 節「上水道施設等災害応急対策計画」参照）

7 飲料水の安全衛生対策

水質の安全性を確保するため、塩素消毒を強化するとともに、飲用に供される水の残留塩素濃度を測定し、適切に消毒されていることを確認する。

第20節 入浴対策計画

災害による避難所生活が長引くとともに入浴の機会が確保されないと、衛生面での不安や心的ストレスによる心の病など、二次被害を招くおそれがある。

そのため災害時において市は、自宅の被災又はライフラインの長期停止により、入浴できない被災者に対し、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図るものとする。

| | |
|--------|--|
| 実施担当 | 災害対策本部事務局 環境対策部 福祉対策部 こども未来対策部 保健衛生対策部 水道対策部 教育対策部 各区本部 |
| 防災関係機関 | 県 自衛隊 |

1 入浴施設の提供

災害時において、被災者に対し入浴サービスを提供するため、入浴施設関係団体へ施設の提供を要請するとともに、県に対し支援を要請する。

- (1) 市内入浴施設
被災を免れた市内の入浴施設管理者へ施設の提供を要請する。
- (2) 近隣市町村入浴施設
市内入浴施設では被災者の需要をまかないきれない場合を考慮し、入浴施設を有する近隣の市町村へ協力要請をする。
- (3) 県に対する自衛隊への支援要請
野営用入浴施設を所有する自衛隊に対して協力要請を行うよう県に依頼する。
- (4) 県に対するその他の協力要請
近隣市町村への協力要請では被災者の需要をまかないきれない場合を考慮し、県内市町村及び隣接県への協力要請を県に依頼する。
- (5) 県に対する入浴施設関係団体への協力要請
入浴施設の提供等の調整について、公衆浴場組合、旅館組合等事業者団体に対して協力要請を行うよう県に依頼する。
- (6) 入浴施設の広報
入浴施設が施設提供の要請に応じた場合には、被災者へ随時広報を行う。
なお、広報の手段等については、第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に準じる。

2 入浴施設の再開支援

入浴施設に対し提供を要請するうえで、被災した入浴施設の早期再開に向けて浴場用水やボイラー燃料等の供給について支援する。

浴場用水については給水計画に基づき、ボイラー燃料については関係団体の協力のもと、供給計画を定め、支援する。

3 入浴機会確保の目標

入浴機会の確保は、災害発生から概ね3日以内を目標に実施する。

4 入浴施設までの交通手段の確保

提供に応じた入浴施設までの交通手段の確保について配慮する。

- (1) 関係団体への協力要請
入浴施設までの交通手段の確保について、関係団体へ協力を要請する。
- (2) 交通手段の広報
入浴施設までの交通手段を確保した場合には、被災者に対し広報媒体を通じ広報を行う。

5 要配慮者に対する配慮

要配慮者が入浴機会を得るためには、入浴施設までの移動やその他、人的・物的支援が必要な場合もあることから、入浴機会の確保について特に配慮する。

(1) 入浴施設までの交通手段の確保

要配慮者が入浴施設まで移動する手段を選定するにあたり、福祉事業者の協力を得ながら要配慮者について個々に判断して確保する。

(2) 要配慮者が利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保

要配慮者が利用できる入浴施設や移動入浴車等を確保するにあたり、福祉事業者の協力を得ながら要配慮者について個々に判断して確保する。

(3) 要配慮者への入浴施設の広報

要配慮者が利用できる入浴施設や移動入浴車等を確保した場合には、要配慮者やその家族への広報を行う。

なお、広報の手段等については、第 3 部第 1 章第 9 節「災害広報・広聴計画」に準じる。

6 市内入浴施設の指定

災害時において、市内入浴施設に対し施設の提供を要請するとともに、必要であれば入浴施設関係団体の協力のもと、災害時入浴施設として指定する。

(1) 災害時入浴施設の指定

業務再開可能な市内の入浴施設に対し、災害時入浴施設として施設の提供を打診し、施設提供について協力を申し出た入浴施設を、市指定の災害時入浴施設として指定する。

(2) 被災者の優先的入浴

市指定災害時入浴施設として指定した場合には、被災者に対し一般利用者より優先して入浴する機会を与えることを要請する。

(3) 浴場用水、ボイラー燃料等の優先的供給

市指定災害時入浴施設として指定した場合には、浴場用水やボイラー燃料等について、供給計画に基づき優先的に供給する。

(4) 入浴施設までの交通手段の確保

市指定災害時入浴施設として指定した場合には、当該入浴施設までの交通手段について、関係団体の協力のもと確保する。

(5) 入浴施設の広報

市指定災害時入浴施設として指定した場合には、被災者へ随時広報を行う。

なお広報の手段等については、第 3 部第 1 章第 9 節「災害広報・広聴計画」に準じる。

7 その他入浴対策の留意事項

浴場用水の入れ替え及び塩素消毒について配慮し、浴場の衛生確保に努めるよう衛生指導を行う。

第21節 廃棄物処理応急計画

災害によって生じた廃棄物を迅速かつ適正に処理し、市民の生活基盤の早期回復と生活環境の改善に万全を図るため、「家庭ごみ」及び「し尿」については保健衛生上、また、「災害ごみ」については応急対策上、速やかに処理するための収集運搬及び処理計画について定める。

| | |
|--------|---|
| 実施担当 | 土木対策部 下水道対策部 環境対策部 保健衛生対策部 各区本部 |
| 防災関係機関 | 北陸地方整備局新潟国道事務所 東日本高速道路株式会社新潟支社 新潟海上保安部 |

1 被害状況調査及び把握

環境対策部環境総務班は、廃棄物処理施設等の被害状況を調査及び把握し、速やかに県に報告する。

2 家庭ごみの処理

災害時における住民の生活活動から生じる「家庭ごみ」の処理計画を策定する。

(1) 体制

災害時における「家庭ごみ」の収集については、環境対策部環境総務班が応急計画を策定し、実施する。ただし、被害状況に応じ、市のみで対応が困難な場合は、県及び応援協定締結市町村等に応援を要請する。

(2) 収集

ア 「家庭ごみ」については、市内全域を対象に収集するが、道路状況、集積場等の被災状況及び避難所の開設状況を的確に把握し、速やかに収集計画を策定する。

イ 市民へは、ごみの収集計画等の広報を行うとともに、曜日や排出区分ルールを守るよう協力と呼びかける。

なお、広報の手段等については、第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に準じる。

なお、指定袋やごみ処理券の使用については、必要に応じて適正に対応する。

ウ 環境対策部各清掃班は、特に被害の多い地域に対し、環境対策部環境総務班及び各区本部区民生活班と協議の上、効率的で迅速な収集作業を実施する。

エ 収集については、直営及び市委託業者を基本とし、災害規模によっては、速やかに県及び近隣市町村等に応援を要請する。

(3) 臨時集積場の設置

環境対策部及び各区本部区民生活班は協議・連携し、ごみ集積場の被害又は道路の被害等により収集が困難な場合は、避難所や公園等収集可能な場所に臨時集積場を設置する。

(4) 処理

ごみの処理は、処理施設の被災状況を的確に把握し、処理計画を策定し実施する。

(処理施設は資料編 表3-1-21-1 に示す。)

環境対策部環境総務班及び各区本部区民生活班は、分別排出の徹底について市民に広報するとともに、指導を行う。

ごみ処理については、市の焼却場等で処理するが、被災状況によっては、県及び近隣市町村等に応援を要請する。

(新潟市周辺市町村等の施設は資料編 表3-1-21-2 に示す。)

3 災害ごみの処理

災害時において発生する建築物の損壊・焼失等から生じる家具・廃木材等「災害ごみ」の処理計画を策定する。

(1) 体制

ア 道路、下水道及び河川等の応急措置並びに復旧による災害ごみの処理は、それぞれの管理者が行う。

イ 家庭の災害ごみの処理は、次により行う。

(ア) 災害ごみの処理

災害により発生した多量の災害ごみについては、市が分別を定めたいえで設置する仮置場に所有者が直接搬入できるものとするほか、状況に応じて市が収集を行う。

(イ) 特定家庭用機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）及び廃パーソナルコンピューターの処理

特定家庭用機器及び廃パーソナルコンピューターは、所有者の責任においてリサイクルすることを原則とするが、必要に応じ市が設置する仮置場に直接搬入できることとする。

ウ 災害により発生した建築物の損壊、焼失等による廃材等の災害ごみは、環境対策部環境総務班及び各区本部区民生活班が第一義的に対応する。

エ 災害ごみの収集、処理等が市のみで対応が困難な場合は、県及び近隣市町村等に応援を要請する。

オ 事業所の災害ごみの処理は、それぞれの事業所が行うことを基本とする。

ただし、災害の規模、処理施設の能力、廃棄物の種類等を総合的に判断して、市による処理の可否を検討する。

(2) 仮置場の確保

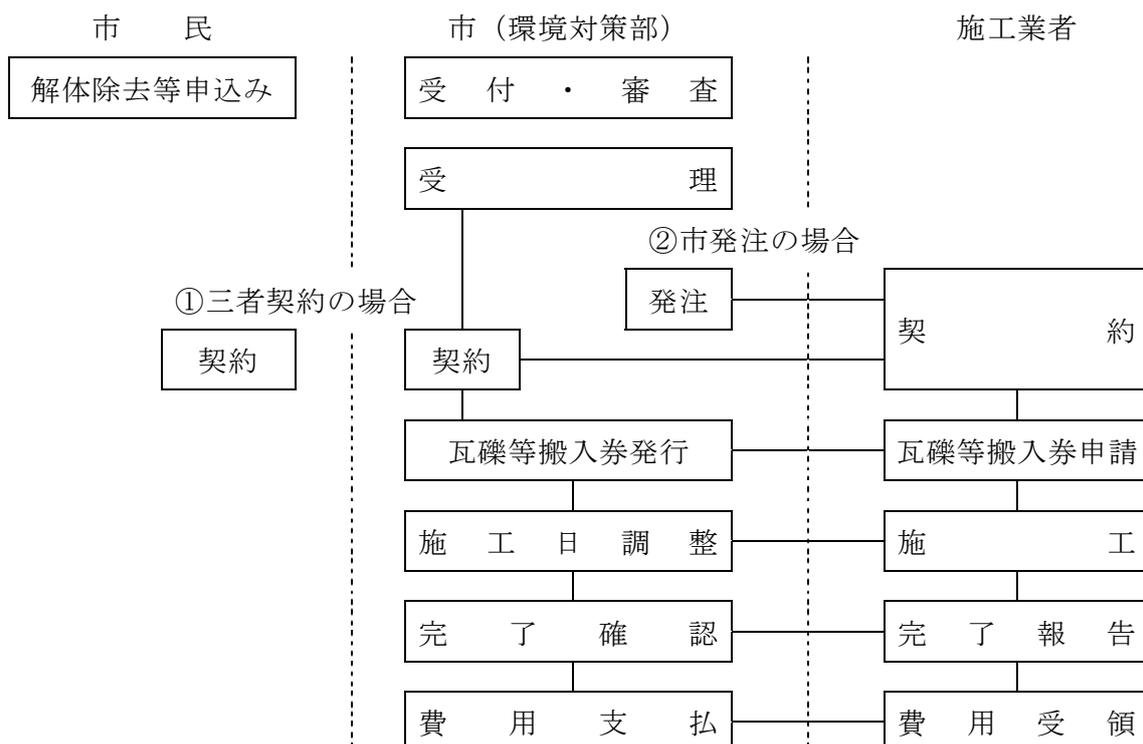
災害ごみが、市の処理能力を大幅に超えて搬出されるおそれがある場合には、公有地又は住民生活に支障のない場所の中から仮置場を確保するとともに、市民への広報等を通じて協力を求める。

なお、広報の手段等については、第 3 部第 1 章第 9 節「災害広報・広聴計画」に準じる。

(3) 損壊家屋等の解体・除去

ア 損壊家屋等の解体・除去は、原則として所有者が行うこととするが、市は、被災状況に応じて被災者の経済的負担の軽減を図るため、国による特別措置（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条）の適用（災害廃棄物処理事業費補助金の活用）について、速やかに県、国と協議する。

国による特別措置（解体・除去等を公費で行う場合）



災害等廃棄物処理事業費補助金の対象

| 区分 | 全壊 | 半壊 |
|-------|----|----|
| 撤去・解体 | ○ | △ |
| 運搬 | ○ | ○ |
| 処理・処分 | ○ | ○ |

○：適用

△：場合により適用

(4) 不法投棄の防止

道路、公園等への不法投棄を防止するため、道路管理者等と連携して啓発等を行う。また、海洋への不法投棄による汚染を防止するため、海上保安庁との連絡を密にする。

4 し尿処理について

災害用トイレの必要数を把握し、配備に努めるとともに収集計画を策定する。
 なお詳細については、第3部第1章第22節「トイレ対策計画」に定める。

(1) 体制

災害時におけるし尿等の処理については、環境対策部環境総務班が応急計画を策定し、実施する。ただし、被害状況に応じ、市のみで対応が困難な場合は、県及び応援協定締結市町村等に応援を要請する。

(2) 収集

収集については、被災者の生活に支障が生じることのないよう、速やかに市委託業者に要請して行う。

なお、バキューム車等が不足する場合は、県及び近隣市町村等に応援を要請する。

(3) 処理

ア し尿の処理は、原則としてし尿処理場、下水道終末処理場等において処分するものとする。

(処理施設は資料編 表3-1-21-3 に示す。)

イ し尿処理については、可能なかぎり市の処理場で処理するが、被災状況によっては県、近隣市町村に応援を要請する。

(新潟市周辺市町村等の施設は資料編 表3-1-21-4 に示す。)

5 死亡獣畜の収集・処理

災害によって死亡した犬、猫等（以下「死亡獣畜」という）は、占有者が処理する。ただし、占有者が不明又は占有権を放棄した場合は、環境対策部環境総務班及び各区本部区民生活班等が関係機関等と連携し、収集・処理を行う。

第22節 トイレ対策計画

地震や風水害等による災害発生時においては、多くの既設トイレが使用できなくなることが予想されることから、し尿の処理対策に関する計画について定める。

| | | | | | |
|--------|-------|----------|-------|--------|------|
| 実施担当 | 福祉対策部 | こども未来対策部 | 環境対策部 | 下水道対策部 | 各区本部 |
| 防災関係機関 | 県 | | | | |

1 トイレの状況把握

- (1) 避難所のトイレの状況把握
各区本部区民生活班は各区本部健康福祉班と連携し、避難所のトイレの状況について把握する。
- (2) 避難所以外の公共トイレの状況把握
各区本部区民生活班は、区域内の公共トイレの状況について、各施設管理者と連携し調査する。

2 携帯トイレ等の応急確保

- (1) 市の備蓄品の供給
各区本部区民生活班は、トイレが使用できない避難所へ備蓄している携帯トイレ及び洋式便座を供給する。(供給については、第3部第1章第18節「支援物資供給計画」参照)また、一時避難場所等公共トイレを有する施設に多数の避難者がいる場合には、可能な限り当該施設へも供給するよう努める。
- (2) 県等への応援要請
携帯トイレ等の応急確保において、不足が生じた場合には、県及び近隣市町村等に応援を要請する。

3 応急仮設トイレの調達及び設置

- (1) 避難所のトイレ及び避難所以外の公共トイレの状況把握
環境対策部環境総務班は、各区本部区民生活班が把握した情報をもとに、避難所のトイレ及び避難所以外の公共トイレの状況を把握する。
- (2) 応急仮設トイレ設置計画の策定
環境対策部環境総務班は把握した情報をもとに、応急仮設トイレ設置計画を策定する。なお、計画策定にあたっては、マンホールトイレ設置状況を考慮する。
- (3) 応急仮設トイレの調達及び設置
 - ア 流通業者等からの調達及び設置
環境対策部環境総務班は、策定した応急仮設トイレ設置計画に基づき、県内外の流通業者等に避難所等への応急仮設トイレの設置を要請する。
 - イ 県等への応援要請
環境対策部環境総務班は、必要に応じ、県及び他市町村等に応援を要請する。

4 要配慮者に対する配慮

- (1) 避難所に高齢者、障がい者、女性、子ども等要配慮者が利用しやすいバリアフリートイレが設置されていない又は使用ができない場合には、直ちに、手すりの設置、面積の確保、洋式便座及び段差の解消などの要件を備えたトイレを設置する。
- (2) 避難所においては、トイレの設置箇所の工夫や介助者の配置等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。

5 快適な利用の確保

- (1) 各区本部は、環境対策部環境総務班と連携し、避難所運営委員会等を通じて避難者へ携帯トイレ及び応急仮設トイレの使用方法及び要配慮者優先のトイレ使用等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。
- (2) 環境対策部及び区本部は、協定締結団体等からトイレトーパー、消毒剤、脱臭芳香剤、トイレの洗浄水、手洗い用水等トイレの衛生対策に必要な物資を調達し、供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者やボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。
- (3) 環境対策部及び区本部は、避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。
- (4) 環境対策部及び区本部は、トイレを利用しやすい設置箇所の検討を行うとともに、照明の設置による安全の確保等トイレを快適に利用するための配慮を行う。
- (5) 環境対策部及び区本部は、男女別にトイレを設置するなど、トイレ使用におけるプライバシーの確保に努める。

6 達成目標

トイレ利用の確保は、概ね次の計画を目安とする。

| | |
|------------------|---|
| 発災後 ～12時間 | <ul style="list-style-type: none"> ○トイレ使用不能な避難所へ備蓄している携帯トイレ及び洋式便座の供給 ○県内他市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達 |
| 〃 ～1日目 程度 | <ul style="list-style-type: none"> ○流通業者等から仮設トイレを調達（市内流通在庫） ○トイレトーパー等のトイレ用品の調達 ○トイレを衛生的に管理する避難所運営体制の確立 ○要配慮者に配慮したトイレの設置 |
| 〃 12時間～2日目 程度 | <ul style="list-style-type: none"> ○流通業者等から仮設トイレを調達（県内外流通在庫） |
| 〃 2日目程度～ | <ul style="list-style-type: none"> ○需要に応じてトイレ追加・再配置 |

第23節 防疫及び保健衛生計画

市は、健康相談などの実施体制を確保し、早期に防疫及び保健衛生対策を実施することにより、被災に伴う健康障がいや感染症を予防できるよう支援する。

| | | | | | |
|--------|-------|--------|----------|-------|------|
| 実施担当 | 環境対策部 | 教育対策部 | 保健衛生対策部 | 水道対策部 | 各区本部 |
| 防災関係機関 | 県 | 新潟市医師会 | 新潟市歯科医師会 | | |

1 被害状況等の把握

保健衛生対策部及び各区本部健康福祉班は、災害発生時に迅速かつ的確な防疫及び保健衛生対策を実施するため、地域保健福祉センター、健康センター、被災地内の医療救護所及び各避難所から以下の事項について情報収集を行う。

- (1) 避難所の衛生状況及び被災者の健康状況
- (2) 仮設トイレの衛生状況及び浸水家屋の状況
- (3) 防疫保健衛生資器材等の需要状況
- (4) 食品及び食品関連施設の被害状況
- (5) 給食施設の被害状況

2 保健衛生体制の推進と支援要請

保健衛生対策等が円滑に実施できるよう各班は相互の活動の連携を図り、その調整に努める。また、市のみで対応が困難な場合、災害対策本部事務局を通じ、県、応援協定締結市町村及び応援協定締結団体に対する支援要請の依頼を行う。

なお、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や保健師等の応援派遣が必要な場合は、保健衛生対策部から県を通じ依頼する。

3 保健衛生対策

生活環境の悪化による被災者の健康状態の変化に対応するため、保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班は、避難所等の適切な衛生状態の維持に努めるとともに、被災者の健康状態を把握し、被災者が健康な生活を送れるよう支援する。

- (1) 初期保健チームによる保健活動の実施

保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班は、避難所の設置情報に基づき保健師等による初期保健チームを編成し、健康相談等を行うとともに、避難所等の衛生維持に努める。
- (2) 巡回保健チーム及び巡回専門チームによる保健活動の実施
 - ア 保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班は、災害の状況に応じて、保健師を中心とする巡回保健チームを編成し、在宅療養者等や避難所を巡回し、健康相談や保健指導等を行うとともに避難所等の衛生維持に努める。
 - イ 保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班は、必要に応じて精神科医師等による精神保健チームや歯科医師等による歯科チームなどの巡回専門チームを編成し、避難所、仮設住宅等の健康相談、保健指導等を実施する。
 - ウ 保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班は、巡回保健チーム員の巡回健康相談が効果的、効率的に実施できるよう巡回計画を定める。
- (3) 巡回健康相談・保健指導

巡回健康相談に当たっては、被災者の健康の確保を図るため、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、医療救護、防疫対策、栄養指導、精神救護及び福祉対策関係者等は、相互に連絡調整を図り被災者に対し適切な処遇を行う。

ア 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等要配慮者の健康状態の把握と保

健指導

- イ 結核患者、難病患者、精神障がい者等に対する保健指導
 - ウ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症患者の健康状態の把握と保健指導
 - エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導
 - オ 不安の除去等メンタルヘルスへの対応
 - カ 口腔保健指導
 - ク 心身の機能の低下予防
- (4) 避難所等の衛生指導
- 避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導等を行うとともに、生活環境の維持に努める。
- ア 食生活の状況（食中毒の予防等への対応）
 - イ 衣類、寝具の清潔の保持
 - ウ 身体の清潔の保持
 - エ 室温、換気等の環境
 - オ 睡眠、休養の確保
 - カ 居室、便所等の清潔
 - キ プライバシーの保護

4 防疫活動実施体制

被災地の生活環境悪化による、感染症発生予防のため被災者の健康調査や健康相談を実施する。

(1) 防疫活動

保健衛生対策部保健対策班・環境衛生班並びに各区本部健康福祉班及び区民生活班は、すみやかに動員計画を定め、災害規模に応じ、迅速に防疫活動を実施する。

- ア 消毒用薬剤等の配布
- イ 情報紙の発行等による感染症発生予防に関する知識の啓発
- ウ 感染症予防のための保健衛生指導

(2) 感染症発生予防対策

各区本部健康福祉班及び区民生活班は、保健衛生対策部保健対策班・環境衛生班と連携し、感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区その他衛生状態の悪い場所を中心に逆性せっけん液等の消毒剤を散布して感染症発生予防対策を実施する。

(3) 感染症発生時の対策

ア 感染症発生時の適切な医療の確保

保健衛生対策部保健対策班並びに各区本部健康福祉班及び区民生活班は、感染症患者が発生した場合は、まん延防止のための必要な措置を講じ、入院が必要な場合は医療機関への連絡調整を行う。収容困難の場合は、災害を逸れた協定締結市町村等各関係機関と連携をとりながら対応する。

- イ 濃厚接触者の健康調査、健康診断、検便等の実施
- ウ 患者の台所、便所、排水溝等の消毒
- エ 防疫対策等の実施

保健衛生対策部保健対策班並びに各区本部健康福祉班及び区民生活班は、感染症のまん延防止のため速やかに消毒が必要な地域を把握し、消毒作業等必要な防疫対策を講じる。

(4) 臨時予防接種の実施

保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班は、防疫上必要と認めるときは、被災地区住民に対し臨時の予防接種を実施する。

(5) 防疫資機材等の備蓄及び調達

防疫資機材等の備蓄及び調達について計画を作成し実施する。

5 飲料水及び食品衛生確保対策

被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する健康被害を防止するため必要と認めるときは、保健衛生対策部食品衛生班・環境衛生班並びに各区本部健康福祉班は、次の活動を行う。

- (1) 緊急食品（援助物資を含む。）の安全確保
 - ア 緊急食品の配給に対する食品衛生確保
緊急食品の保管場所、輸送方法及び保存期間等について把握し、監視指導を行う。また、被災地域への弁当等緊急食品の調達・確保計画に基づき、食品調理施設に対して、監視・指導を実施する。
 - イ 炊き出し施設の把握と食品衛生指導
被災地への炊き出し施設の把握と衛生指導を実施し、特に仮設の炊き出し施設については、原料の調達、保管、調理について指導する。
- (2) 営業施設及び給食施設等の指導監視
 - ア 食品営業施設、給食施設、食品保管施設及びその他の食品関連被災施設に対して、被災状況を確認する。
 - イ 冠水食品や火災食品等の廃棄などの指導を行う。
 - ウ 機能損失食品（冷凍、冷蔵食品の保管維持損失など）の監視指導を行い、適正に措置する。
 - エ 施設内及び器具機材の消毒や手洗いの励行等の指導を行う。
 - オ 被災により直ちに営業等ができない施設については、補修箇所の指摘及び被災した調理器具等の消毒を指導し、すみやかに営業を再開できるよう協力する。
 - カ 仮設店舗等の衛生指導を行う。
- (3) 飲料水の衛生確保
 - ア 水道対策部と協力して飲料水の使用状況を把握する。
 - イ 飲料水の衛生指導
 - (ア) 水道水を利用できない場合は、応急給水・提供物資の飲料水を利用することとする。
 - (イ) 井戸水の飲用に関する相談には、井戸水の水質への影響が不明なため、飲用に使用しないよう指導する。
 - (ウ) 貯水槽の衛生指導を行う。
- (4) 関係団体との連携
 - ア 新潟市食品衛生協会との連携
協会傘下の各組合・支部へ被災状況の把握を要請し、また、食品衛生指導員の協力を得て、被災施設に対する指導を実施する。
 - イ 一般社団法人新潟県貯水槽管理協会新潟支部との連携
協会へ被災状況の把握を要請し、協会と連携を図り、被災施設に対する指導を実施する。
- (5) 広域応援の要請
被災が著しく、市単独での食品衛生の対策が確保できない場合は、国、県及び応援協定締結市町村に応援を要請する。

6 栄養指導対策

保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班は、被災者の栄養確保と自立支援を図るため次の活動を行う。

なお、災害の状況により必要と認めるときは、被災者の栄養指導を行う。保健衛生対策部保健対策班及び各区本部健康福祉班の編成にあたっては、被災地区の規模、状況により必要に応じて栄養士会、調理師会、食生活改善推進委員協議会等の各種関連団体に支援を要請する。

(1) 巡回栄養相談の実施

ア 避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養相談を実施する。

イ 咀嚼・えん下困難な高齢者、離乳期の子ども、制限食を必要とする腎臓病、糖尿病等の在宅食事療法必要者に対し、食生活指導や栄養面からの健康維持指導を行う。

ウ 難病者の健康維持のための食品や低エネルギー食、アレルギー除去食、低塩分食、低たんぱく米等の特別用途食品の入手や、調理方法に問題を抱える被災者からの相談に対して、情報提供を含めた指導を実施する。

(2) 炊き出しの状況把握と栄養管理指導

ア 市が設置した炊き出し実施現場に栄養士が巡回するとともに、各区本部区民生活班と連携し炊き出し内容等の調整及び給食管理指導を行う。

イ 給食業者への食事内容の指導を実施する。

(3) 給食施設への指導

状況を調査し、保健衛生対策部食品衛生班と連携のうえ、給食施設に対する現地指導を行うとともに、給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題が生じないように指導する。

第24節 行方不明者の捜索、遺体の捜索・埋葬計画

市は、災害により行方不明者又は死亡者が発生した場合には、関係機関の協力を得て、行方不明者の捜索、遺体の処置・埋葬等を速やかに講じ、人心の安定を図る。

| | |
|--------|---|
| 実施担当 | 災害対策本部事務局 文化スポーツ対策部 保健衛生対策部 消防対策部 各区本部 |
| 防災関係機関 | 県 県警察 各警察署 新潟海上保安部 自衛隊 日本赤十字社新潟県支部 新潟市医師会 新潟市歯科医師会 新潟県トラック協会 葬祭関係業者 |

1 行方不明者の捜索

(1) 捜索方法

行方不明者（災害により現に行方不明の状態にある者で、かつ周囲の状況から既に死亡していると推測される者も含む。）の捜索は、災害規模等の状況を勘案して、消防対策部、各警察署、新潟海上保安部、自衛隊等の関係機関及び地域住民の協力を得て行う。

(2) 行方不明者等の相談受付窓口の設置

ア 災害対策本部事務局及び区本部広報班は、行方不明者の安否等に関する相談窓口を設置する。

イ 受付の際には、受付票に行方不明者等の住所、氏名、年齢、性別、身長、人相、所持品、着衣、特徴その他必要事項を記載するとともに写真があれば添付する。

(3) 情報の収集及び伝達

災害対策本部事務局及び区本部広報班は、行方不明者等の情報について、消防対策部及び各警察署に連絡し、情報収集するとともに、関係機関及び住民に対して情報の伝達を行う。

2 遺体の処置方法

発見された遺体は、まず検視が行われなければならないため、遺体発見の際は警察に通報する。

通常、遺体は警察により警察署内の検視場所に搬送されるが、大規模災害により一度に多数の遺体が発生した場合は、警察署内の検視場所では対応ができないため、保健衛生対策部遺体埋火葬班が、警察からの依頼を受け、区本部区民生活班と連携の上、遺体安置所を一部区画し検視場所として提供する措置をとる。（資料編 表3-1-24-1）この場合には、遺体安置所に搬送された遺体は、まず検視が行われるが、安置所の職員は遺体の受付時から警察と連携し、検視、検案、安置等を円滑に行う。

警察官の検視を受けた後、遺体は次の要領により処置する。

ア 警察より遺体の引き渡しを受けた後、遺体安置所へ搬送するものとし、運搬車両等が不足する場合は、区本部区民生活班は新潟県トラック協会新潟支部又は新津支部に車両の手配を要請する。（安置所が検視場所となる場合、搬送依頼の必要はない。）

イ 公共施設等から遺体安置所を選定し、埋火葬が行われるまでの間、天幕を張る等して遺体を安置する。

ウ 発見時の状況、遺体の性別、身長、人相、所持品、着衣、特徴その他必要事項の死体調書への記載及び写真撮影を行い、遺留品と併せて保管する。

エ 遺体の洗浄・縫合・消毒及び検案は、日本赤十字社新潟県支部及び新潟市医師会、新潟市歯科医師会等と協力して行う。

オ 遺体の腐敗を防止するため、区本部区民生活班は全日本冠婚葬祭互助協会に棺やドライアイス等の手配をするよう要請する。

なお、棺やドライアイス等が不足する場合、保健衛生対策部遺体埋火葬班は県に協力

を要請する。

3 遺体の埋火葬

- (1) 保健衛生対策部遺体埋火葬班及び区本部区民生活班は、身元不明の遺体の埋火葬について、次の要領により処理する。
- ア 身元不明遺体の身元調査については、警察があたることとなるため、身元確認に必要な情報の提供などを警察へ行き、遺体の身元の判明に努める。
 - イ 遺体で、身元の確認ができない場合は、一定期間経過後に行旅死亡人として、埋火葬を行う。
 - ウ 遺体の火葬は、死体検案書をもって区民生活班及び出張所班で埋火葬手続きをとり、新潟市青山斎場、新潟市新津斎場、新潟市白根斎場、新潟市亀田斎場、新潟市巻斎場で行う。また、阿賀北葬斎場について、使用可否の確認を行うほか、必要に応じて市外火葬場の使用について協議・折衝を行う。
また、災害対策基本法第86条の4により、遺体の埋火葬について特例措置が定められる場合があるので留意する。
 - エ 遺骨は、遺留品とともに一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。
 - オ 死亡者が多数発生した場合、斎場への遺体の搬送について保健衛生対策部遺体埋火葬班を通じて全日本冠婚葬祭互助協会に、骨箱等については、保健衛生対策部遺体埋火葬班を通じて全日本冠婚葬祭互助協会にそれぞれ手配するよう要請する。
- (2) 火葬場（資料編 表3-1-24-2）

4 応援要請

行方不明者の捜索、遺体の処置・埋火葬等の実施が困難な場合、県、自衛隊、近隣市町村、災害時応援協定締結団体（資料編 17「災害時応援協定一覧」）等に応援要請する。

なお、火葬の実施が困難な場合における県へ応援要請は、「新潟県広域火葬実施要領」により行う。

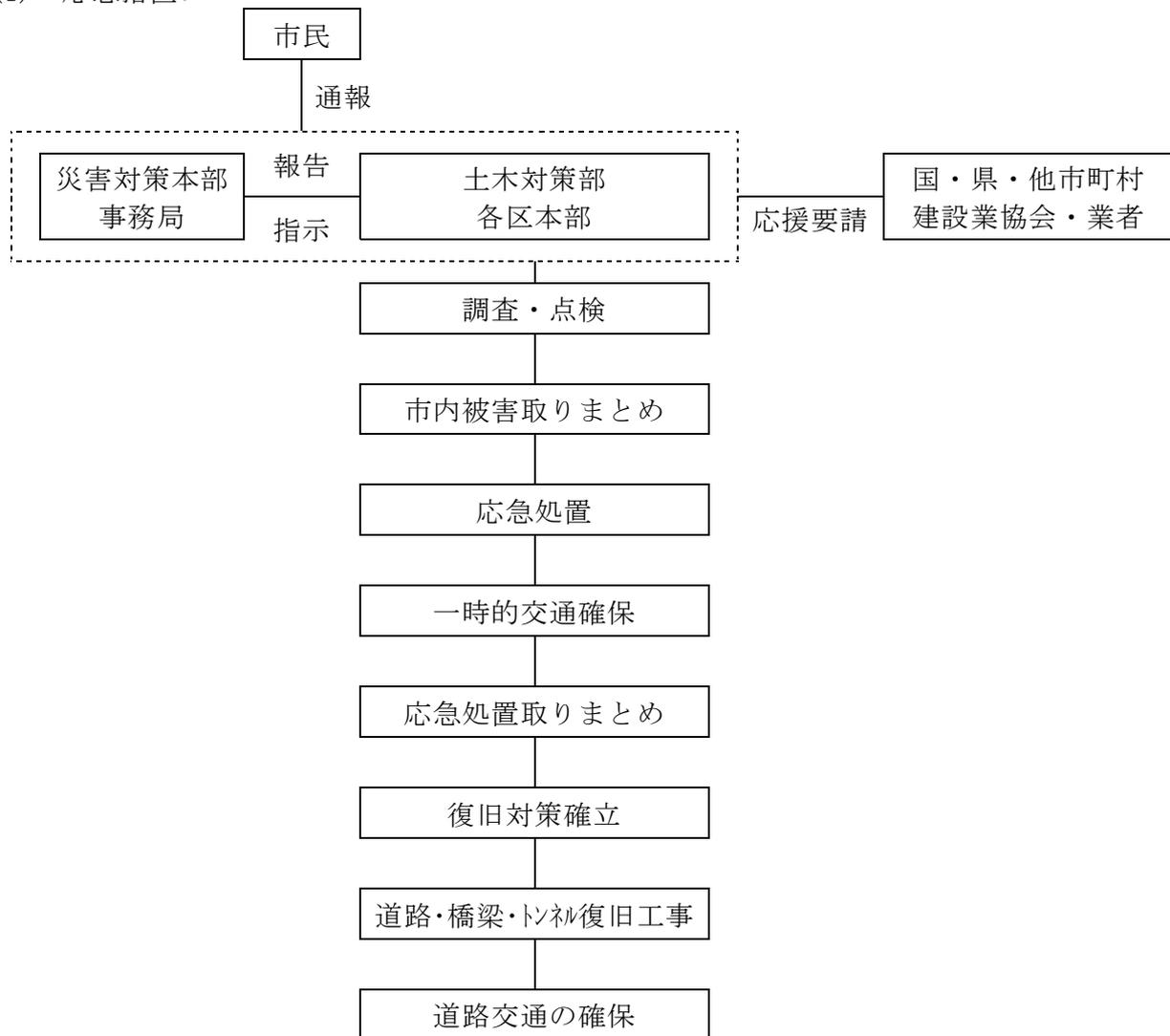
第25節 道路・空港・港湾・漁港施設等災害応急対策計画

災害時において、各種の応急対策活動を支え、都市機能の回復を図るためには、交通機能の確保が極めて重要であるから、道路、空港、港湾及び漁港施設管理者は、各施設の被害状況の把握及び交通確保のための応急対策を迅速・的確に行う。

| | |
|--------|--|
| 実施担当 | 都市政策対策部 土木対策部 農林水産対策部 消防対策部 各区本部 |
| 防災関係機関 | 東京航空局新潟空港事務所 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所 新潟海上保安部 北陸地方整備局新潟国道事務所 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所 県 県警察 各警察署 自衛隊 東日本高速道路株式会社新潟支社新潟管理事務所 |

1 道路・橋梁・トンネル施設等応急対策

(1) 応急措置フロー



(2) 応急対策

災害が発生した場合、各道路管理者はパトロール等により道路、橋梁及びトンネル等の点検、情報収集を行い、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制、迂回路選定等の通行者の安全策を講ずる。

ア 緊急の措置等

道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所、区間において関係機関と連携を図りつ

つ、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講ずる。

また、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、道路の状況について広報に努める。

イ 道路交通の確保

(ア) 関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去や簡易な応急作業により道路の啓開を行う。

(イ) 道路交通の確保は、可能な限り迅速に行い、原則として二車線の通行を確保する。被害の状況によりやむを得ない場合には、部分的に一車線とするが、この場合には危険を回避するため、誘導員及び監視員を置き、徐行誘導等を行う。

(ウ) 路上の障害物の除去について、道路管理者、各警察署、消防対策部及び自衛隊等は、状況に応じ協力して必要な措置をとる。

ウ 防災拠点等のアクセスの確保

上記の緊急の措置及び道路啓開等にあたっては、防災活動拠点、輸送拠点、防災拠点、その他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先して行うとともに、各道路管理者は連携して協力・支援等を行う。

また、道路管理者は、災害により道路の車両が停止又は著しく渋滞し、緊急通行車両の通行を確保する必要があると認められる場合において、災害対策基本法第76条の6を適用し、指定した区間について車両等を移動するなどの必要な措置を行うことができる。

(3) 応急復旧

応急復旧工事は道路啓開の後、施設の重要度・被災状況等を検討し、迅速かつ的確に順次実施する。その際、特に防災拠点等とアクセスする緊急輸送道路の機能回復を優先に迅速に実施する。

(4) 各防災関係機関等への連絡

道路管理者は、災害による道路の被害状況、措置状況の情報を災害対策本部事務局や各防災関係機関へ速やかに連絡する。

(5) 交通規制

災害発生と同時に各警察署と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び道路管理者所有のパトロールカー等により、運転者や通行者に対し道路情報等を提供する。

(6) 占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者に通報するとともに、緊急時には現場付近の立入禁止、避難誘導、広報等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに連絡し、各施設管理者が応急復旧を実施する。

また、道路管理者は必要に応じて協力、支援等を行う。

2 空港・港湾施設応急対策

災害発生直後の空港・港湾施設の被害状況を速やかに、かつ的確に把握する。

そのために、空港にあつては、新潟空港A2-BCPに基づき、東京航空局新潟空港事務所と、港湾にあつては、新潟港港湾BCPに基づき、北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所及び新潟県新潟港湾事務所と、それぞれ連絡・連携を密にしながら情報収集、状況把握及び広報に努める。

また、港湾管理者は、その管理する道路において、緊急通行車両の通行が災害による道路の車両等によって妨害され、この通行を確保する必要がある場合において、災害対策基本法第76条の6を適用し、指定した区間について車両等を移動するなどの必要な措置を行うことができる。

3 漁港・水産施設応急対策

災害発生直後の漁港・水産施設の被害状況を速やかに、かつ的確に把握する。そのために、

新潟県や漁業協同組合等と相互に連携し情報収集、状況把握及び広報に努める。

(1) 漁港

ア 応急対策

(ア) 被害状況の把握

災害発生後、ほぼ一両日の日程で目視観測を中心として、漁港施設の被災概要（被災の有無・大小・位置）を把握するとともに、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するための調査を実施する。

(イ) 緊急処置

二次災害のおそれのある被災箇所については、立入禁止のためのバリケードや警告板設置による安全管理の処置を行う。

また、漁港管理者は、その管理する道路において、緊急通行車両の通行が災害による道路の車両等によって妨害され、この通行を確保する必要が認められる場合において、災害対策基本法第76条の6を適用し、指定した区間について車両等を移動するなどの必要な措置を行うことができる。

(2) 水産施設

ア 被害状況の把握

(ア) 水産施設等の被害状況を把握するため、漁業協同組合等と相互に連携し、被害情報を災害対策本部及び県に報告する。

イ 緊急対策

(ア) 水産施設の被災による二次災害発生防止のため必要があると認めた場合は船舶燃料等の漏出防止や流出油への引火防止措置を漁業協同組合に指示する。

(イ) 大規模な燃料流出等の場合は、新潟海上保安部、県、各警察署、消防対策部に緊急対策を要請する。

ウ 応急対策

(ア) 水産施設の被害状況に応じ、漁業協同組合等と連携し、次の応急措置を講ずる。

a 船舶活動支援施設（給油、給水）の応急修繕

b 県指導漁業無線局及び市内漁業協同組合漁業無線局による就航船舶、出漁漁船に対する漁港施設被害状況の情報提供

c 冷凍、冷蔵施設が被災した場合、他漁港への移送又は緊急出荷等に関しその受け入れ先の確保及び調整等

(イ) 県から災害査定前着工の指示があった施設について、漁協に指示し、速やかに復旧工事を実施させる。

第26節 公共建築物等災害応急対策計画

災害発生時における公共施設の保全を図るとともに、被災地における人命の救助、二次災害の防止、人心の安定、都市機能の早期回復を図るため、公共施設等の災害応急計画について定める。

| | |
|--------|-----------|
| 実施担当 | 各対策部 各区本部 |
| 防災関係機関 | 各防災関係機関 |

1 利用者等の安全対策、避難誘導

災害が発生又は発生するおそれがあるときは、各施設の管理者（指定管理者を含む）は、利用者、来訪者等を安全な場所まで避難誘導する。その後、特に必要と認められるときは、最寄りの避難所等に利用者等を避難させる。

また、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設等の社会福祉施設において避難が必要となったときは、区本部、防災関係機関はもとより、近隣住民に対して避難活動への協力を求めるなど、適切な対応を図る。

2 災害発生直後の施設の緊急点検

各施設の管理者は、災害発生後、緊急点検実施の体制を速やかに整え、緊急点検を実施する。

3 公共建築物の被害調査

緊急点検後の報告により、初動調査、詳細調査にわけて段階的に進めるが、大規模な被害を受けた施設については、復旧方法の経済性・機能性・緊急性を比較検討して応急対策計画をたてる。また、建築物被害だけでなくガス漏れや停電復旧に伴う漏電による被害も緊急調査として考慮する。

4 公共建築物の応急復旧

応急対策計画に基づき、市民生活への影響度を考慮して優先順位を定め、速やかに応急復旧を行う。

第27節 公園緑地施設災害応急対策計画

震度 5 弱以上の地震、風水害等が発生した場合は、パトロール等により公園緑地の被害状況を速やかに把握し、倒木による周辺住民への被害処理を最優先にするとともに、二次災害防止策の措置を講ずる。

| | |
|--------|------------|
| 実施担当 | 土木対策部 各区本部 |
| 防災関係機関 | 県 |

1 パトロールによる調査・点検（被害状況の把握）

震度 5 弱以上の地震、風水害等が発生した場合は、公園緑地のパトロールを実施し、樹木や遊具等の調査点検を行うとともに、市民からの通報も含め、公園緑地の被害状況を把握する。

2 倒木・遊具等の応急処理（被災箇所の処置）

公園緑地の樹木等が、隣接する住宅等に支障をきたしているものについては、至急、撤去するなどの措置を講じるとともに、公園内の被災状況に応じて危険箇所は防護柵などで囲うなど二次災害の防止に努める。

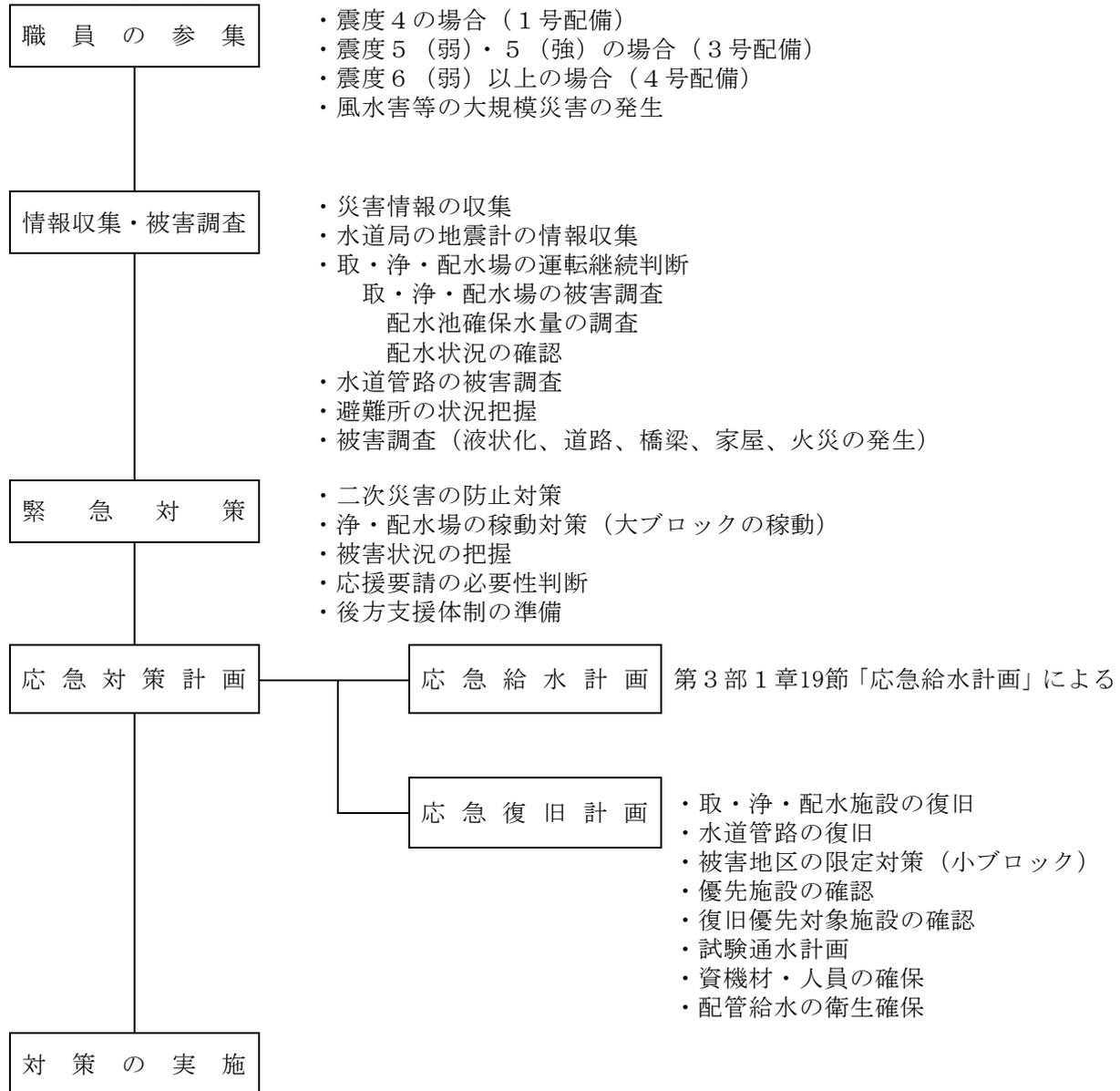
第28節 上水道施設等災害応急対策計画

災害時における飲料水をはじめ、生活水の確保及び被害施設の早期復旧に対処するため、水道対策部は、これに必要な人員、車両ならびに資機材の確保、情報連絡体制等を確立する。

災害発生時初期は被害の状況に応じ、飲料水の供給に努めるとともに、被害地域の限定対策により、可能な限り広範囲での生活水の供給と、早期復旧に向けて効率的に復旧作業を進める。

| | |
|------|----------------------------|
| 実施担当 | 水道対策部 災害対策本部事務局 各区本部 消防対策部 |
|------|----------------------------|

1 応急対策の流れ



2 初動体制

(1) 非常配備体制

災害の規模、発生時刻等を考慮しながら、警戒配備及び非常配備に関する要綱に定められた配備内容、参集内容等に従う。

(2) 初動業務

所属場所に参加後、各班に割り振られた初動業務を遂行する。
業務にあたっては、各班作成の応急対策マニュアルを参照する。

(3) 初期被害情報の収集

初動業務で収集すべき情報として、職員に係る安否の確認及び参加状況、水道施設及び管路の被害状況、都市インフラ設備の被害状況などがある。初期の水道応急復旧における情報収集項目を次に示す。

ア 水道施設及び管路の被害

- (ア) 取・浄・配水施設の運転状況
- (イ) 配水池等の保有水量
- (ウ) 水道施設及び管路の被害及び修理状況

イ 都市インフラ設備関係

- (ア) 液状化発生地域
- (イ) 主要道路の被害
- (ウ) 橋梁の被害
- (エ) 火災発生地域
- (オ) 応急給水を必要とする施設等の把握

(4) 緊急措置

初動時において水道施設の二次被害の防止及び被害発生地区の分離に努め、被害拡大を防止する。

ア 二次被害の防止措置

- (ア) 火災発生時の速やかな消火活動
- (イ) 浄水処理・水質分析用薬品等の漏出防止措置
- (ウ) 緊急遮断弁の作動状況確認
- (エ) 配水池の保有水量確保
- (オ) 消防対策部への連絡（水道の減断水状況、配水池の緊急遮断弁の作動状況等）消化活動が適切に行われるよう配慮する。

イ 被害発生地区の分離

被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水が不可能な地区を選別し、配水管のバルブ操作等により配水区域を切り離し、配水池の浄水の漏出防止を図る。

3 応急復旧計画

災害後の応急給水では、必要水量と供給水量とのギャップが極めて大きい。

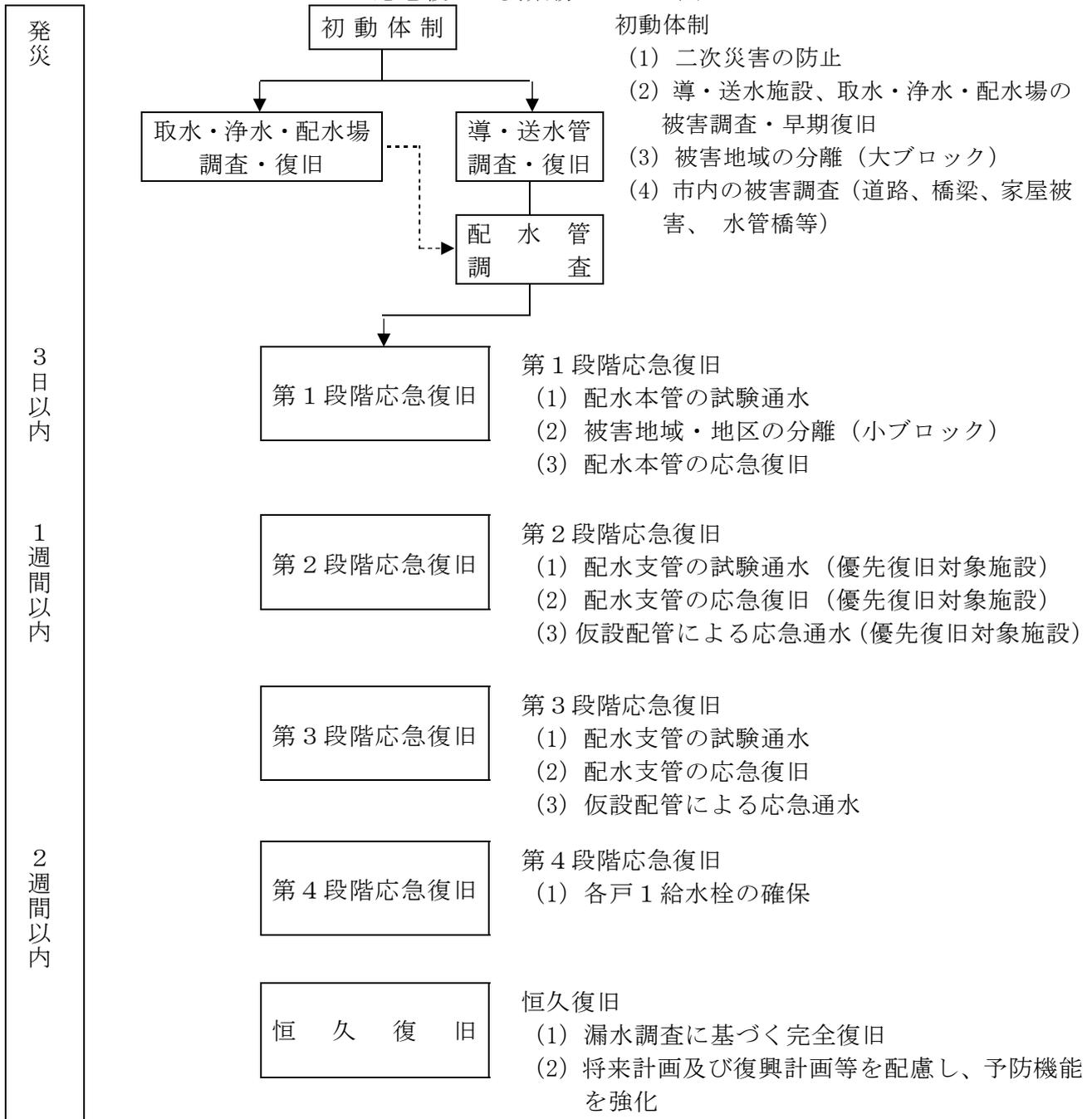
水道は都市基盤施設として飲料水だけでなく、生活用水、都市活動用水の供給機能を確保すべく、可能な限り早く応急復旧を進め、「配管給水」の状態に近づけるものとする。

(1) 目標水準

応急復旧は水道の基幹施設である取水施設、導水施設、浄水施設の早期復旧による浄水プロセスの確保、次に送水管、配水施設、配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧作業を進める。

応急復旧作業着手後、2週間以内での応急復旧（各戸での1給水栓の確保）を目標に作業を進める。

応急復旧主要業務のフロー図



(2) 復旧の範囲

応急復旧は、各戸1給水栓程度確保するまでとする。それ以降の給水装置の復旧は所有者に委ねられる。

(3) 復旧の優先順位

応急復旧に際し、全体を可能な限り早く復旧することが原則であるが、被害状況や特に浸水状況等により一律に実施することは困難である。復旧計画策定にあたっては、管路被害状況やその他の被害状況を総合的に考慮して、復旧順序を決定する。

ア 水道施設

被災直後においては二次被害の防止対策を施し、被害状況の把握に努めなければならない。早急に浄水機能回復を図り、管路被害調査により応急復旧計画を策定する。

管路の復旧作業は、試験通水により被害管路の切り離し・無被害管路の通水等、順次進めていく。また通水可能管路については、消火栓に仮設給水栓を接続し、応急給水拠点とする。

(ア) 取・浄・配水施設

過去の災害事例からも、浄水施設の被害は軽微なものと思われるが、浄水施設の被害は、その後の応急給水・応急復旧におよぼす影響が大きいいため、迅速に浄水機能回復をはからなければならない。

(イ) 導・送水管

導水管が被害を受けた場合は、応急復旧を最優先に行う。また、被害が甚大な場合は河川等から直接原水を取り入れるための仮設取水設備等により、浄水処理を行う。

送水管が被害を受けた場合は、配水池の遮断弁を閉止し、応急給水に必要な水量を確保する。配水場の機能停止が長期化しないよう、導水管同様、最優先に復旧を行う。

(ウ) 配水管

配水管路の復旧は、被害の程度によるが、復旧計画に基づき配水池を起点とする配水本管、配水支管の順で復旧する。また、復旧計画策定にあたっては優先復旧対象施設のあるラインを考慮する。

a 被害調査をもとに、直接給水が継続できる地域（大ブロック）と、できない地域（大ブロック）を確定する。

b 直接給水が継続できない地域（大ブロック）については、配水本管と小ブロックを切り離し、第一に配水本管の被害箇所を特定する。この被害箇所を修理するか、使用を中止するかは幹線のバックアップ等の管網状況による。

c 復旧した幹線を通水し、消火栓を利用した給水拠点を確保する。

d 配水本管の通水の見通しがついた段階で、順次配水支管ブロック単位（小ブロック単位）での復旧に入る。

e 被害の大きい小ブロックでは、優先復旧対象施設から試験通水を開始し、通水ルートと非通水ルートを確認する。

f 通水ルートには順次仮設給水所を設置し、非通水ルートについては、応急復旧、又は仮設配管の布設を進めていく。

g ある程度通水ルートが確保できた時点で、各戸給水へと復旧の範囲を広げる。

イ 優先復旧対象施設

復旧計画立案の段階で、人命の救護、さらに社会的な混乱を招かないよう、次の関係機関を優先して応急復旧を進めていく。

(ア) 病院等、人命に関わる医療機関

(イ) 避難所及び福祉施設

(ウ) 災害対策の中核となる官公署、放送、交通網等の公益・公共機関

(エ) 銭湯等公衆衛生に関わる施設

(4) 復旧用資機材等の手配

復旧用資材は、市場ならびに関係団体との協定等により調達するものとする。また、機材等も同様に、関係団体より優先的に調達するものとする。

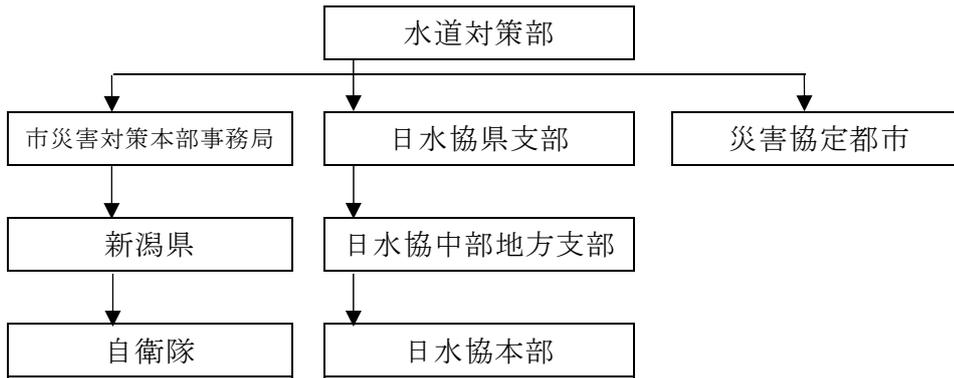
4 応援要請

大規模の災害被害に対しては水道対策部単独での応急対策は、その実施が困難であると想定されるため、被害の状況に応じて応急給水、応急復旧、資機材及び後方支援等に係る関係機関等に速やかに応援要請を行う。

(1) 応急給水

応急給水に係る支援を要請する際には、市災害対策本部事務局、県生活衛生課と調整を図りつつ、原則として、日本水道協会災害相互応援協定（新潟県支部・中部地方支部）及び大都市水道局災害相互応援に関する覚書等にもとづいて、速やかに行う。

応急給水支援要請フロー図

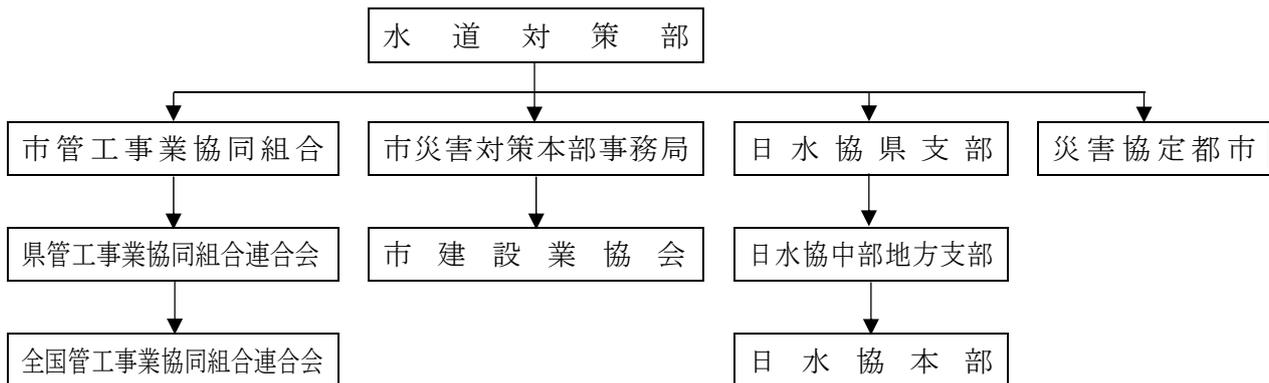


(2) 応急復旧

応急復旧に係る支援を要請する際には、市災害対策本部事務局、県生活衛生課と調整を図りつつ、原則として、日本水道協会災害相互応援協定（新潟県支部・中部地方支部）及び大都市水道局災害相互応援に関する覚書等にもとづいて、速やかに行う。

また、応急復旧に必要な資機材等が不足する場合には、関係団体等と調整を図りつつ、新潟市内各地区の管工事業協同組合及び建設業協会等に支援の要請を行う。

応急復旧支援要請フロー図



(3) 資機材等の調達

水道施設の応急復旧等に必要な資機材等が不足する場合には速やかに製造業者及び代理店等に支援又は手配の要請を行う。

(4) 車両・燃料等の調達

応急給水及び応急復旧等に必要な車両が不足する場合には速やかに関係団体及び関係業者等に支援又は手配の要請を行う。また、水道施設の非常用発電機燃料及び車両の燃料等についても、協力事業者及び他水道事業体等に緊急手配等の要請を行う。

(5) 後方支援

後方支援では、支援団体等への食料の供給や宿舎の手配について、関係団体及び関係業者等に支援又は手配の要請を行う。

(6) 冬期間における対応

冬期間における応急対策については、施設・道路等の除雪作業をはじめとして各拠点基地の熱源確保及び応援事業者等への防寒用具、宿舎、食料等についても関係団体等へ手配の要請を行うとともに適切な対応を図るものとする。

5 広報体制

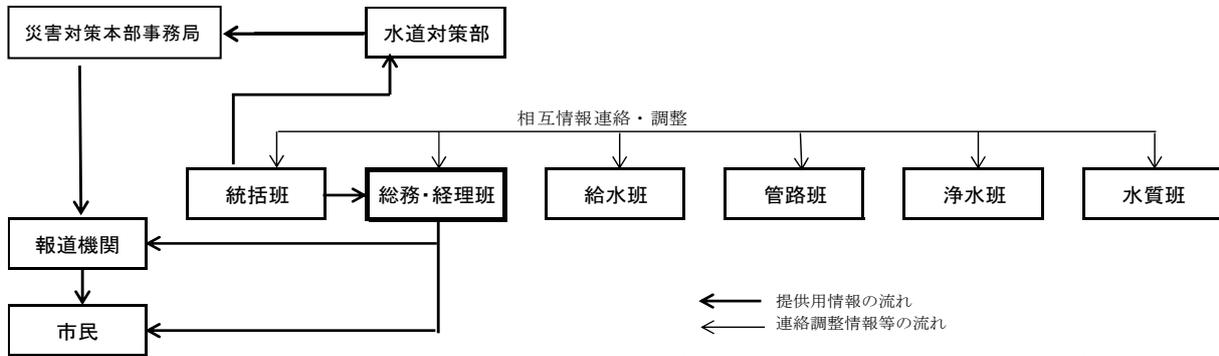
減断水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報する

ことにより、市民の不安解消に努めるものとする。

(1) 広報の流れ

- ア 災害対策本部事務局、各区本部及び水道対策部内の情報収集、伝達、連絡調整に関する事項は統括班が行う。
- イ 報道機関等への情報提供及び市民への広報、問い合わせに関する事項は総務・経理班（広報担当）が行う。

広報フロー図



(2) 広報する情報の内容

応急対策の目標水準ごとに広報する情報の内容は次のとおりとする。

目標水準ごとに広報する情報内容

| | |
|-------|--|
| 災害後 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道施設及び管路の被害状況 ・ 断水区域の範囲 ・ 応急給水の場所と給水方法（時間等） ・ 飲料水の衛生対策 ・ 漏水の停止及び停止方法（止水栓の閉止方法等） ・ 復旧の見通し |
| 3日以内 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 断水区域の範囲 ・ 復旧計画及び復旧の見通し ・ 応急給水の場所と給水方法（時間等） ・ 仮設給水所の設置場所 ・ 飲料水の衛生対策 ・ 漏水の停止及び停止方法（止水栓の閉止方法等） |
| 1週間以内 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 断水区域の範囲 ・ 復旧計画（各戸1栓が基本） ・ 仮設給水所の設置場所 ・ 応急給水の場所と給水方法 ・ 飲料水の衛生対策 |
| 2週間以内 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 断水区域の範囲 ・ 復旧計画（各戸1栓が基本） ・ 仮設給水所の設置場所 ・ 応急給水の場所と給水方法 ・ 飲料水の衛生対策 |

6 応急給水計画

第3部第1章第19節「応急給水計画」による。

第29節 下水道施設等災害応急対策計画

下水道施設等は、ライフライン施設として市民の生活基盤の一翼を担うものである。被災時には多くの場合に補修・復旧が困難であるが、市民に与える影響が大きいため、早期復旧を図る。

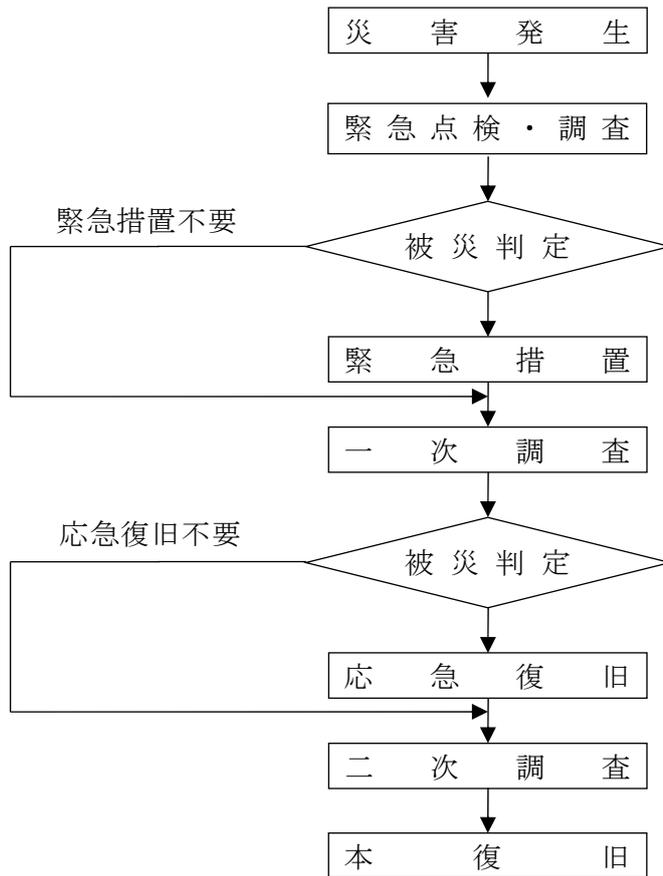
| | |
|--------|--------------------------------------|
| 実施担当 | 下水道対策部 農林水産対策部 各区本部 |
| 防災関係機関 | 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 県 |

1 下水道施設・公設浄化槽応急対策

災害時における下水道機能の確保及び被害施設の早期復旧に対処するため、これに必要な人員、車両及び資機材の確保、情報連絡体制等を確立する。被災時は災害の状況に応じ、二次災害の防止に努めるとともに、施設の被害状況を迅速かつ正確に把握し、早期復旧に向けての基礎づくりを行う。

なお、公設浄化槽については、必要に応じ対応する。

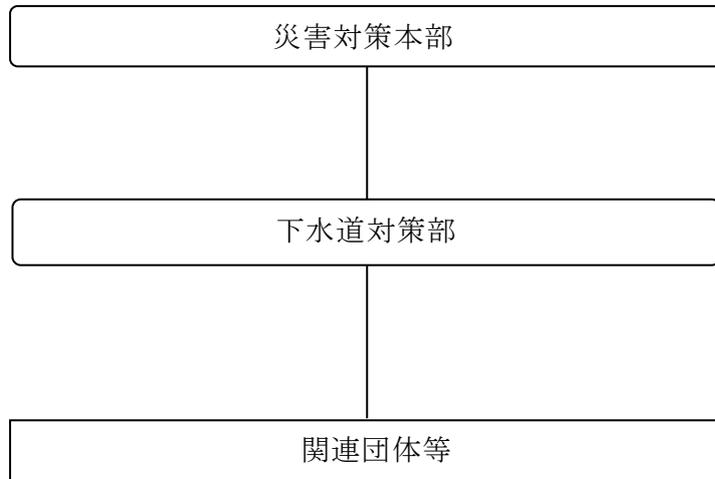
(1) 応急対策のフロー



(2) 応急対策における主な作業項目

| 段 階 (作業項目) | | 管 渠 | 処 理 場 | ポ ン プ 場 | 公 設 浄 化 槽 |
|---------------|-------------|--|--|--|---|
| 第 1 段 階 | 緊急点検 | ————— | <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害につながる二次災害の未然防止 (有毒ガス、燃料の流出防止等のための元弁の完全閉止、機器の運転停止等) | <ul style="list-style-type: none"> ・処理場と同じ | ————— |
| | 緊急調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・被害の拡大、二次災害防止のための調査 (主に地表からの調査) ・重要幹線等の被害状況の把握 | <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の概要把握 ・大きな機能障害につながる二次災害防止のための調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・処理場と同じ | ————— |
| | 緊急措置 (例) | <ul style="list-style-type: none"> ・陥没部への土砂投入 ・危険箇所での交通規制 ・可搬式ポンプによる仮排水 ・下水道施設の使用中止の広報等 | <ul style="list-style-type: none"> ・火気の使用禁止 ・施設内への立ち入り禁止 ・漏洩箇所の仮止水措置等 | <ul style="list-style-type: none"> ・処理場と同じ | ————— |
| 第 2 段 階 | 一次調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・被害の拡大、二次災害防止のための調査 (管内、マンホール内までに範囲を拡げての調査) | <ul style="list-style-type: none"> ・処理場施設の暫定機能確保のための調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ場施設の暫定機能確保のための調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じた、機能的、構造的な被害程度の調査 |
| | 応急復旧 (例) | <ul style="list-style-type: none"> ・管内、マンホール内の土砂の浚渫 ・止水バンドによる圧送管の止水 ・可搬式ポンプによる下水の排除 ・仮管渠の設置等 | <ul style="list-style-type: none"> ・コーキング等による水路の仮締切 ・仮配管の布設 ・弁操作による配管ルートの変更 ・可搬式ポンプによる揚水 ・固形塩素剤による消毒等 | <ul style="list-style-type: none"> ・コーキング、急結セメント等による仮復旧 ・可搬式ポンプによる揚水 ・仮配管の布設等 | <ul style="list-style-type: none"> ・機能回復のための応急的修繕 |
| 第 3 段 階 | 二次調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・流下能力や構造的障害の程度を調査 ・本復旧工事の施工方法などの判断 | <ul style="list-style-type: none"> ・構造的障害の程度を調査 ・本復旧工事の施工方法などの判断 | <ul style="list-style-type: none"> ・処理場と同じ | <ul style="list-style-type: none"> ・処理場と同じ |
| | 本復旧 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設本来の機能を回復 | <ul style="list-style-type: none"> ・管渠と同じ | <ul style="list-style-type: none"> ・管渠と同じ | <ul style="list-style-type: none"> ・管渠と同じ |

(3) 応急対策体制の概念図



第 30 節 農地・農業用施設等応急対策計画

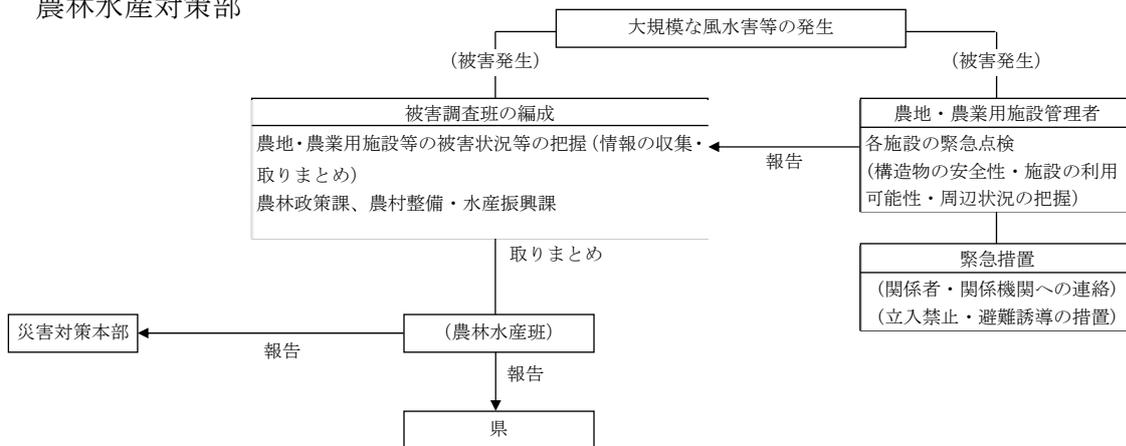
大規模な災害により農作物、農林業関係施設、水産業関係施設等に多大な被害が出ることが予測される。

そのため、災害時には県及び農林水産業関係団体等と密接に連携を図り、被害等の情報収集に努めるとともに、被災した施設等については機能を回復するための応急対策について定める。

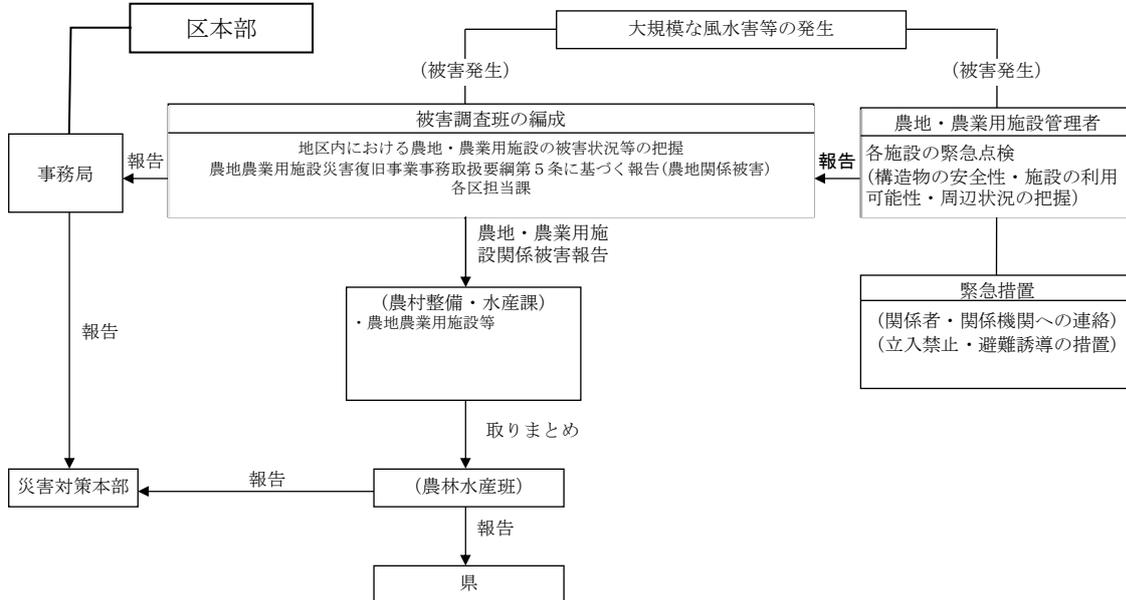
| | | | | |
|--------|---------|-------|---------|-----------|
| 実施担当 | 農林水産対策部 | 消防対策部 | 保健衛生対策部 | 各区本部 |
| 防災関係機関 | 北陸農政局 県 | 土地改良区 | 農業協同組合 | 施設管理者 県警察 |

1 農地・農業用施設等被害状況把握フロー図

(1) 農林水産対策部



(2) 区本部



2 農地・農業用施設等応急対策

(1) 計画の基本方針

農地及び農道、用排水施設、ため池等の農地・農業用施設等の管理者は、気象情報の把握により、事前に被害を軽減するための措置を的確に行うとともに、地震発生時には被害を軽減するための措置を行い、災害発生時には関係機関と連携し各管理施設の被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、機能確保に努める。

(2) 非常配備体制の確立

- ア 亀田郷土地改良区の水利施設総合管理システム、白根郷排水水管理システム及び農林水産省防災ネットシステムの活用
- イ 農林水産対策部農林水産班、各区本部、北陸農政局、県、北陸地方整備局阿賀野川河川事務所、信濃川下流河川事務所、各排水機場管理者、排水機場管理委託者、排水機場運転委託従事者、各排水路管理者及びため池管理者等との非常配備体制の確立
- ウ 応急工事に必要な建設資材及び重機械、車両等の確保について関連業者等との体制確立

(3) 主な取組

ア 風水害等対策

- (ア) 緊急的な被災状況の把握を随時行う。
- (イ) 施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合に実施する緊急点検において、過去に被害が生じた個所や主要構造物等の点検及び監視を行う。
- (ウ) 用排水施設管理者は、洪水の発生が予想される場合には、ため池、頭首工、排水機場、水門等適切な操作を行う。また、その操作にあたり、危険を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通知するとともに市民に周知させる。
- (エ) 災害発生後3日以内に被害概要調査及び点検調査を行うとともに、必要に応じて二次災害防止措置を講ずる。
- (オ) 点検調査の結果、緊急的に機能回復を行う必要のある施設等においては、災害発生後速やかに応急復旧を行う。
- (カ) 施設の被災により、市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、避難の勧告、指示及び避難誘導を実施する。

イ 地震災害対策

(ア) ため池の点検及び報告

a 対象ため池

堤高15m未満のため池（本市に堤高15m以上のため池無し）で、堤防決壊等により付近住民等に危険を及ぼす可能性のあるため池。

b 対象地震

堤高15m未満は、ため池地点周辺が震度5弱以上

c 緊急点検内容

目視による外観点検（地震発生後3時間以内：把握している状況報告）

緊急点検（24時間以内に報告）

(イ) 排水機場及びその他の施設の点検及び報告

排水機場、その他の施設及び事業実施中の工事現場で、被災により付近住民等に危険を及ぼす可能性のあるものは、震度5弱以上になった場合に緊急点検を行い、24時間以内に関係機関に報告を行う。

(ウ) 施設管理者は、緊急点検の結果、危険と認められる箇所については、速やかに二次災害防止措置を講ずるとともに、緊急的に機能回復を行う必要がある農地・農業用施設においては、速やかに応急復旧を行う。

(エ) 施設の被災により市民等へ被害が及ぶおそれがある場合は、避難の勧告、指示及び避難誘導を実施する。

(4) 要配慮者への配慮

避難行動要支援者の住家や利用が想定される施設に近接する農業用施設等の応急対策にあたっては、優先して行うよう努める。

3 それぞれの責務

(1) 市の責務

ア 市（農林水産班及び各区本部）は、各所管課で定める被害調査班を編成し、気象情報や洪水発生等の水象情報及び地震発生直後の被災情報の収集・連絡にあたりるとともに、土地改良区等施設管理者と協力して農地・農業用施設等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、施設の機能回復に努める。

イ 各区本部は、把握した被害状況をそれぞれの本庁所管課へ報告し、本庁所管課は所管する被害について農林水産班長（農林政策課長）へ報告をおこなう。農林水産班長（農林政策課長）は被害状況を取りまとめ、災害対策本部事務局に報告するとともに「農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱」に基づき、県へ報告する。

なお、各区本部においては各区本部事務局へも被害状況を報告する。

(2) 県の責務

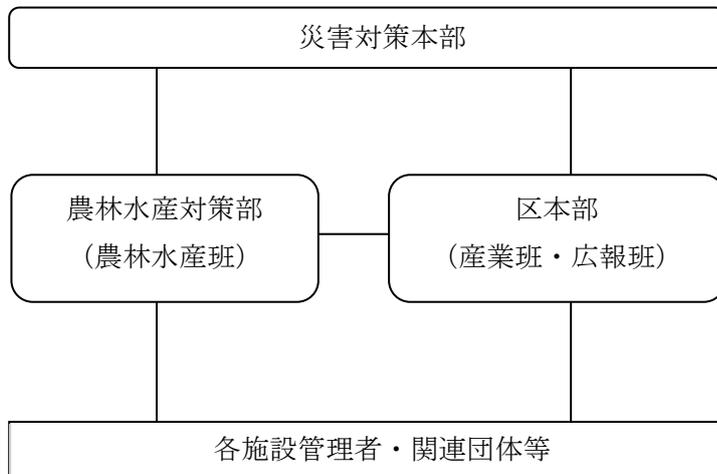
気象情報や洪水発生等の水象情報及び地震発生直後の被災情報の収集・連絡にあたりるとともに、県管理施設等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設の機能回復に努める。

また、県及び他市町村職員の応援派遣等により市を支援する。

(3) 土地改良区・施設管理者の責務

気象情報や洪水発生等の水象情報及び地震発生直後の被災情報の収集・連絡にあたりるとともに、市（農林水産班及び各区本部）等と協力して各管理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握及び緊急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設の機能回復に努める。

4 応急対策体制の概念図



第31節 危険物施設等応急対策計画

災害による危険物施設等の損傷は、危険物等の流出を伴いさまざまな災害が発生する可能性が高い。災害発生の際には危険物等取扱事業所の管理者は、災害防止のための応急措置をその施設の形態等にあわせて迅速、的確に行い、国、県、市及び関係機関との連携を密にし、地震による被害の軽減化を図る。

| | |
|--------|---|
| 実施担当 | 消防対策部 |
| 防災関係機関 | 県 県警察 各警察署 新潟海上保安部 北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所 |

1 石油類等の危険物施設の応急対策

災害発生時に危険物取扱事業所は、次の措置を各施設の実態に応じて講ずるとともに、関係機関と連携して被害の軽減化を図る。

- (1) 施設の応急点検
災害発生後直ちに施設の応急点検を実施し、異常の有無を確認する。
- (2) 関係機関への通報
危険物の流出等が発生した場合、消防署、各警察署等の機関に通報するとともに、隣接事業所に事故状況等を伝達し、隣接事業所並びに県、市、消防及び新潟県東部排出油等防除協議会等の機関との連絡体制を確保し、協力体制を確立する。
- (3) 災害発生時の自主防災活動
災害発生時には、予防規程等であらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を実施する。この場合には、当該機関等との連携体制を密にして活動を実施する。
- (4) 流出、漏洩等の拡大・拡散防止
危険物の流出、漏洩等が発生したときは、危険物施設の損傷箇所の補修、オイルフェンス、吸着剤、油処理剤等を活用した拡大・拡散防止措置を実施すると共に速やかに回収する。
- (5) 付近住民への広報
被害が発生し、その影響が周辺に及ぶおそれがある場合には、付近住民の安全を確保するため、速やかに概要を広報し、避難誘導等適切な措置を講ずるとともに、市、各警察署等の機関にも住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

2 毒物劇物保管施設等の応急対策

災害発生時に毒物劇物を取り扱う事業所は、次の措置を各施設の実態に応じて講ずるとともに、県、市及び関係機関と連携して被害の軽減化を図る。

- (1) 施設の応急点検
災害発生後直ちに施設の応急点検を実施し、異常の有無を確認する。
- (2) 災害発生時の対応
災害発生時には、被害状況に応じ、関係事業所の毒物劇物取扱従事者等の協力を得て、適切な対応を図る。

3 高圧ガス製造施設等の応急対策

高圧ガスを取り扱う事業所は、災害発生後直ちに事業所内を巡回し、ガス漏洩検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏洩への対応を図る。

4 放射性物質保管施設の応急対策

放射性物質保管施設の管理者は、施設の破壊による放射線源の露出、流出等が発生した場合又はそのおそれがある場合は、被害の拡大防止に努め、また被害状況に応じ警戒区域を設定するとともに、国及び各警察署等の機関への通報を行う等適切な対応を図る。

5 危険物等流出応急対策

- (1) 河川、海域等に大量の危険物等が流出又は漏洩した場合、事故の関係者及び発見者は速やかに市、各警察署、新潟海上保安部、河川管理者及び港湾管理者等の機関に通報する。
- (2) 危険物等が大量に流出した場合は、事業者及び当該機関が協力し、拡散防止等の防除作業を実施する。

第32節 農林水産業対策計画

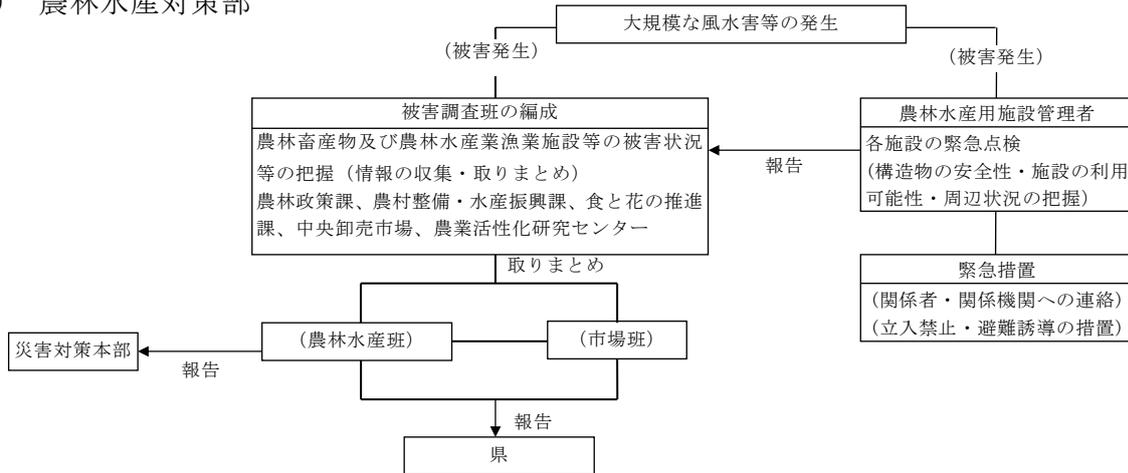
大規模な災害により農作物、農林業関係施設、水産業関係施設等に多大な被害が出ることが予測される。

そのため、災害時には県及び農林水産業関係団体等と密接に連携を図り、被害等の情報収集に努めるとともに、被災した施設等については機能を回復するための応急対策について定める。

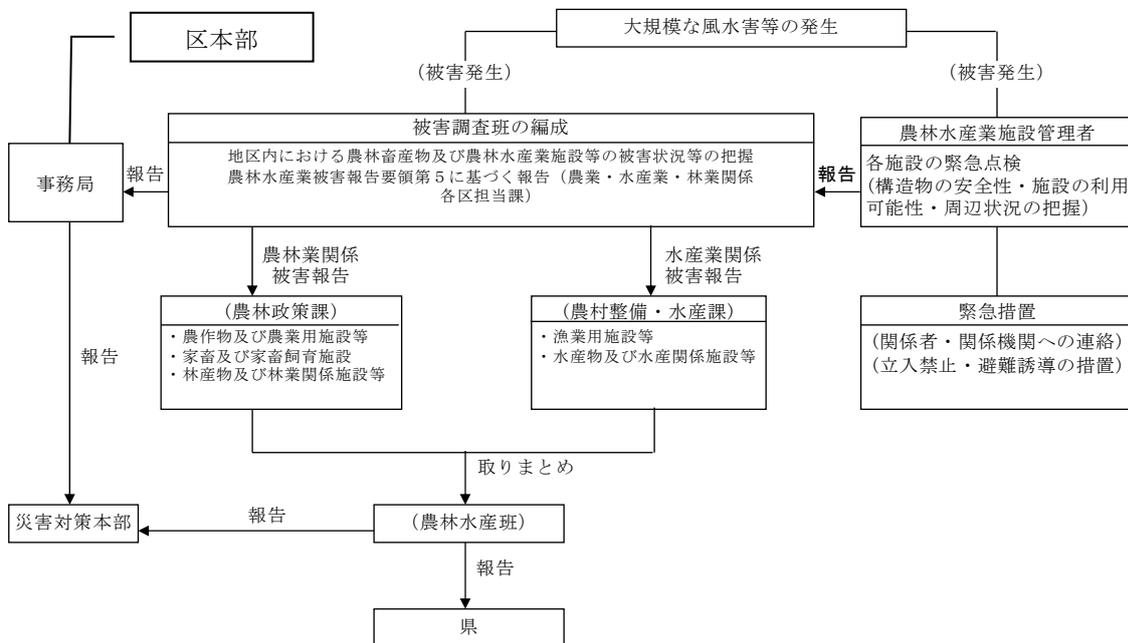
| | |
|---------------|--------------------------------|
| 実施担当 | 農林水産対策部 消防対策部 保健衛生対策部 各区本部 |
| 防災関係機関 | 県 新潟海上保安部 全国農業協同組合連合会新潟県本部 県警察 |

1 農林水産業施設等被害状況把握フロー図

(1) 農林水産対策部



(2) 区本部



2 農作物及び農業用施設の被害状況把握及び報告

- (1) 農林水産班及び各区本部は、大規模な災害が発生した場合、直ちに各所管課で定める被害調査班を編成し、農作物や農業用施設の被害状況を農業関係団体等の協力を得ながら、速やかに把握する。
- (2) 農業用施設の施設管理者は、災害による被害が発生又は発生するおそれがある場合、直

ちにパトロールを実施し、各施設の主要構造物等の緊急点検を行う。その際に危険箇所が認められるときは、市（農林水産班及び各区本部）及び関係機関等へ連絡するとともに付近住民に対する避難のための勧告・指示等適切な避難誘導を実施するものとする。

- (3) 各区本部は把握した被害状況をそれぞれの本庁所管課へ報告し、本庁所管課は所管する被害について農林水産班長へ報告をおこなう。農林水産班長は被害状況を取りまとめ、災害対策本部事務局に報告するとともに「新潟県農林水産業被害報告要領」に基づき、県へ報告する。

なお、各区役所においては各区本部事務局へも被害状況を報告する。

3 農作物及び農業用施設の緊急対策及び応急対策

- (1) 二次災害防止のための緊急対策

農林水産班及び各区本部は、農業用施設の被害状況により必要があると認めるときは、二次災害を防止するため農業協同組合及び関係農家に対し、次の指導又は指示を行う。

- ア 農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置
- イ 農業用燃料の漏出防止措置
- ウ 農薬の漏出防止措置

- (2) 応急対策

農林水産班及び各区本部は、農業関係団体や農家等と連携協力し、農作物及び農業用施設の被害状況を把握し、県に報告するとともに、被害状況に応じた応急対策を講ずるものとする。

- ア 種苗の供給体制の確保

災害により農作物に被害を受けた場合、種苗が緊急に必要なことから、市内の農業協同組合や県を通じて種苗の供給体制の確保を図るものとする。

- イ 病虫害の予防

災害により農作物に病虫害の発生が予測される場合、速やかに薬剤を確保するとともに農業協同組合や農業共済組合を通じた病虫害防除のための薬剤散布を実施する。

- ウ 中央卸売市場の早期開場措置

市場班は、市場関係者の協力を得て、市場開設区域及び周辺地域の青果物の流通実態を把握し、早期の市場開設に努める。

- エ 応急対策用農業用資機材の円滑な供給

- オ 農作物の生育段階に対応した生産管理技術指導

4 家畜及び家畜飼養施設の被害状況把握及び報告

- (1) 農林水産班及び各区本部は、大規模な災害が発生した場合、直ちに各所管課で定める被害調査班を編成し、家畜及び家畜飼養施設の被害状況を畜産業関係団体等の協力を得ながら、速やかに把握する。
- (2) 家畜飼養施設の施設管理者は、災害による被害が発生又は発生するおそれがある場合、直ちにパトロールを実施し、各施設の主要構造物等の緊急点検を行う。その際に危険箇所が認められるときは、市（農林水産班及び各区本部）及び関係機関等へ連絡するとともに付近住民に対する避難のための勧告・指示等適切な避難誘導を実施するものとする。
- (3) 各区本部は把握した被害状況を本庁所管課へ報告し、本庁所管課は所管する被害について農林水産班長（農林政策課長）へ報告をおこなう。農林水産班長（農林政策課長）は被害状況を取りまとめ、災害対策本部事務局に報告するとともに「新潟県農林水産業被害報告要領」に基づき、県へ報告する。

なお、各区役所においては各区本部事務局へも被害状況を報告する。

5 家畜及び家畜飼養施設の緊急対策及び応急対策

- (1) 二次災害防止のための緊急対策

農林水産班及び各区本部は、被害の状況により必要があると認めるときは、二次災害を防止するため農業協同組合及び飼育農家に対し、次の指導又は指示を行う。

- ア 畜舎の二次倒壊防止措置及び生存家畜の速やかな救出措置
- イ 家畜の逃亡防止及び捕獲、収容による住民への危害防止措置

(2) 応急対策

農林水産班及び各区本部は、農業協同組合等との連携・協力のもと、家畜被害に対する応急対策を講じ、又は関係機関に要請を行う。

ア 家畜の防疫等

家畜に伝染病が発生又は蔓延するおそれのある場合は、県中央家畜保健衛生所、関係農業協同組合（又は市内関係農業協同組合）及び農業共済組合を通じ緊急に予防接種や畜舎の消毒を実施する。

イ 家畜等の死体処理

河川、海岸等で家畜の死体が発見されたときは、消毒等の措置を速やかに行い、県中央家畜保健衛生所の検視を受けたのち、へい獣処理場へ処理を依頼する。

6 水産物及び水産関係施設の被害状況把握及び報告

- (1) 農林水産班及び関係各区本部は、大規模な災害が発生した場合、直ちに各所管課で定める被害調査班を編成し、水産物及び水産関係施設の被害状況を水産業関係団体等の協力を得ながら、速やかに把握する。
- (2) 水産関係施設の施設管理者は、災害による被害が発生又は発生するおそれがある場合、直ちにパトロールを実施し、各施設の主要構造物等の緊急点検を行う。その際に危険箇所が認められるときは、市（農林水産班及び各区本部）及び関係機関等へ連絡するとともに付近住民に対する避難のための勧告・指示等適切な避難誘導を実施するものとする。
- (3) 関係各区本部は把握した被害状況をそれぞれの本庁所管課へ報告し、本庁所管課は所管する被害について農林水産班長へ報告をおこなう。農林水産班長は被害状況を取りまとめ、災害対策本部事務局に報告するとともに「新潟県農林水産業被害報告要領」に基づき、県へ報告する。

なお、各区本部においては各区本部事務局へも被害状況を報告する。

7 水産物及び水産関係施設の緊急対策及び応急対策

(1) 二次災害防止のための緊急対策

農林水産班及び関係各区本部は、水産関係施設の被害状況により必要があると認めるときは、二次災害を防止するために市内漁業協同組合及び漁家に対し、次の指導又は指示を行う。

- ア 流失した船舶、漁業用資機材等の早期回収措置又は新潟海上保安部、県、新潟県漁業協同組合連合会、市内漁業協同組合への協力要請
- イ 船舶燃料等の漏出防止措置及び拡散防止又は新潟海上保安部、新潟県漁業協同組合連合会、消防対策部、県、市内漁業協同組合への協力要請
- ウ 流出油の拡散防止、回収、無害化措置又は新潟海上保安部、新潟県漁業協同組合連合会、消防対策部、県、市内漁業協同組合への協力要請

(2) 応急対策

農林水産班及び関係各区本部は、被害状況に応じ、次の応急措置を講じ、関係者への指導、関係機関への協力要請を行う。

ア 漁港及び西港漁港区等の施設

漁港施設や冷凍・冷蔵施設、給油・給水施設等に被害が生じた場合、県及び市内漁業協同組合と連携を図りながら応急措置を実施する。

イ 流出や転覆した漁船等

漁船等の転覆による船舶燃料等の流出、引火、拡散等の防止を消防対策部、県、新潟

海上保安部、市内漁業協同組合と連携を図り対処する。

また、流出した漁業用資機材や転覆・流出船の処理対策についても協力して対応するものとする。

ウ 魚市場の早期開場措置

被災した魚市場が応急工事で開設可能な場合は、市場開設者の協力を得て速やかに工事を行い、開設するものとする。

なお、開場が不可能な場合、県及び市場開設者と協議し、他の開場可能な場所で仮設魚市場を開場するよう努める。

エ 応急対策用資材の円滑な供給

8 林産物及び林業関係施設の被害状況把握及び報告

- (1) 農林水産班及び関係各区本部は、大規模な災害が発生した場合、直ちに所管課で定める被害調査班を編成し、林産物及び林業関係施設の被害状況を林産業関係団体等の協力を得ながら、速やかに把握する。
- (2) 林業関係施設の施設管理者は、地震による被害が発生した、又は発生するおそれがある場合、直ちにパトロールを実施し、各施設の主要構造物等の緊急点検を行う。その際に危険箇所が認められるときは、市（農林水産班及び各区本部）及び関係機関等へ連絡するとともに付近住民に対する避難のための勧告・指示等適切な避難誘導を実施するものとする。
- (3) 関係区本部は把握した被害状況をそれぞれの本庁所管課へ報告し、本庁所管課は所管する被害について農林水産班長へ報告をおこなう。農林水産班長は被害状況を取りまとめ、災害対策本部事務局に報告するとともに「新潟県農林水産業被害報告要領」に基づき、県へ報告する。

なお、各区役所においては各区本部事務局へも被害状況を報告する。

9 林産物及び林業関係施設の緊急対策及び応急対策

(1) 二次災害防止のための緊急対策

農林水産班及び関係区本部は、林業関係施設の被害状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するために関係者への指導又は指示を行う。

ア 山腹崩壊、地すべり、海岸林侵食等（林野関係）により、人家、道路、林業関係施設等に直接被害を与え、又は与えるおそれがある場合は、警察、消防対策部等の協力を得て、迅速・的確な住民避難及び交通規制等の措置（広報対応を含む）

（海岸林侵食危険箇所を資料編 図3-1-32-1 に示す。）

イ 地すべり又は亀裂等（林野関係）が生じた場合は、シートで覆う等の緊急措置

ウ 人家、道路、林道等への倒木被害（林野関係）が発生した場合は、速やかな除去

エ 林道の通行に危険があると認めたときは、通行止め等の措置

(2) 応急対策

農林水産班及び各区本部は、被害状況に応じ、次の応急措置を講じ、関係者への指導、関係機関への協力要請を行う。

ア 林業関係施設被害の復旧は、県と連携を図り、災害査定等の実施が容易となるよう所要の手続きをとり、復旧事業の促進が期されるよう努める。

第33節 商工業対策計画

災害による商工業の被害調査をいち早く実施し、食料や生活関連物資等の安定供給を図るとともに災害復旧のための労働者の確保や被災商工業者への融資対策等の早期実施による経済の安定を図る。

| | |
|--------|--------------------|
| 実施担当 | 経済対策部 市民生活対策部 各区本部 |
| 防災関係機関 | 新潟商工会議所 |

1 被害状況調査

被害状況の調査に関しては、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築し、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

(1) 食料、物資等にかかわる事業所の被害状況の緊急調査

災害時において食料や生活関連物資の安定確保に資するため、緊急に当該物資の製造、流通にかかわる主要事業所の被害状況の調査を実施する。

ア 調査対象範囲

市内の主要な製造事業所及び流通（卸売店、百貨店、量販店、小売店、小売市場など）にかかわる事業所

イ 対象品目

食料品、日用品などの生活関連物資

ウ 調査・監視体制

経済対策部及び各区本部の職員による面接調査及び可能な通信手段によるヒアリングによる聴取

エ 調査内容等

(ア) 店頭価格及び価格動向

(イ) 物資の需給動向及び流通状況

(2) 一般被害状況調査

災害融資対策等事後の災害復旧に資するため、災害を受けた全ての事業所について被害状況を調査する。

ア 調査対象範囲

市内の災害を受けた全ての事業所*（物の生産又はサービスの提供を業務として行っている個々の場所）ただし、日本標準産業分類「大分類A－農業」「大分類B－林業」「大分類C－漁業」に属する事業所は除外する。

* 全ての事業所－総務省統計局の事業所統計調査の対象事業所

イ 調査の単位

総務省統計局の事業所統計調査に準じる。

ウ 調査の方法

調査票による被災事業所からの自計申告を基本とする。ただし、必要により調査員面接聴取による他計申告も併用する。

エ 調査体制

調査は経済対策部及び各区本部の職員によるが、災害の状況によっては事業協同組合、商工会等の商工関係団体、自治会・町内会長への委嘱による体制とする。

オ 調査事項

事業所被害状況調査表による。

2 食料、生活関連物資の安定供給対策

(1) 事業所等に対する指導、要請

経済対策部及び市民生活対策部は、被害状況調査や総合相談窓口及び市民相談窓口等に

寄せられた相談のうち、売り惜しみや便乗値上げ等の行為が認められる事業所に対して、各区本部と連携して、速やかに食料、物資等の適正な価格や安定供給についての指導や要請を行う。

(2) 被害状況調査及び要請内容等の情報提供

被害状況調査及び要請内容等については、災害対策本部事務局及び各区本部を通じ適宜、住民に情報提供するものとする。

3 雇用対策

災害復旧に関わる建設業等の労働者が不足した場合には、公共職業安定所と連携を図り確保に努めるものとする。

4 事業者の責務

災害による事業中断を最小限にとどめるため、BCP（事業継続計画）を策定し、災害時はこれにより必要な初動対策を講じる。

5 市の責務

中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第34節 文教対策計画

災害発生時における幼児・児童・生徒の安全確保及び教育活動の再開、それらに伴い必要となるその他の措置並びに学校以外の文教施設等の応急対策について定める。

| | |
|--------|--|
| 実施担当 | 教育対策部　こども未来対策部　財務対策部　文化スポーツ対策部 各区本部 |
| 防災関係機関 | 県 |

1 学校教育対策

(1) 風水害等発生前の措置

ア 気象情報等により風水害等の災害発生が予測される場合の措置

校長は、臨時休校や授業短縮による一斉下校等の措置をとる。

下校措置にあたっては、帰宅経路等の安全確認及び保護者への連絡を行ったうえ、児童・生徒を速やかに下校させる。下校に際しては、事故のないよう十分に注意を与え、同一方向、同一地域ごとに集団行動をとらせるものとし、必要に応じて教職員が地域別に付き添う。ただし、保護者への連絡が出来ない場合、帰宅しても保護者がいない場合又は河川のはん濫のおそれ等により下校させることが著しく危険であると判断した場合には、児童・生徒を下校させず、学校で保護する。

イ 校外活動中に風水害等の発生が予測される事態となった場合の措置

引率教職員は活動を中止して本校に連絡をとり、児童・生徒を安全に帰校させる。交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、児童・生徒の安全を確保したうえで本校に連絡し、校長等と協議して関係機関に協力を要請するなどの対応を行う。

(2) 災害発生時の措置

ア 在校時の場合

児童・生徒が在校している時に災害が発生した場合、児童・生徒の安全確保のため、次の措置を順次、速やかに行う。

(ア) 災害発生直後の安全確保

教職員は、安全確保のため児童・生徒に的確な指示を行うとともに、火災等の二次災害の防止に努める。

(イ) 避難誘導

教職員は、避難経路の安全確認のうえ、児童・生徒をより安全な場所へ避難させる。

(ロ) 安全確認等

学級担任等は、速やかに人員及び負傷者の確認を行い、学年主任、教頭、校長の順に報告する。

校長は、人命救助が必要な場合、全教職員を指揮して、救助に当たる。

また、必要に応じて外部機関へ出動の要請を行う。

校長は、把握した状況を教職員に周知するとともに、児童・生徒に対しては、動揺が拡大しないよう不安の除去に努める。

(エ) 下校措置

校長は、帰宅経路等の安全確認のうえ、児童・生徒を速やかに下校させる。幼稚園児・小学生・中学生・特別支援学校（学級）児童・生徒については、あらかじめ保護者へ連絡のうえ、教職員等による引率又は保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。ただし、保護者への連絡が出来ない場合、帰宅しても保護者がいない場合又は地域の被災状況、道路の損壊等により下校させることが著しく危険であると判断した場合には、児童・生徒を下校させず学校で保護する。

イ 校外活動中に地震が発生した場合の措置

引率教職員は、活動を中止して本校に連絡をとり、児童・生徒を安全に帰校させる。

交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、児童・生徒の安全を確保したうえで本校に連絡し、校長等と協議して関係機関に協力を要請するなどの対応を行う。

ウ 登下校時の場合

児童・生徒の登下校時に災害が発生した場合、校長は、校内にいる児童・生徒の安否と所在を確認するとともに、通学路上の児童・生徒についても、可能な限り、その安否の確認に努める。

保護した児童・生徒は、上記ア(エ)に準じた措置をとる。

エ 学校にいない場合

児童・生徒が学校にいない時に災害が発生した場合、次のとおりとする。

(ア) 教職員の対応

a 避難所を開設した場合、あらかじめ指名された教職員は、直ちに勤務校に参集する。

b 震度 5 弱・5 強の地震が発生した場合、校長、教頭及びあらかじめ指名された教職員は直ちに勤務校に参集する。

c 震度 6 弱以上の地震が発生した場合、全教職員は、直ちに勤務校に参集する。

(イ) 被害状況調査及び休校措置等

校長は、被害状況（児童・生徒、教職員、施設・設備）等を調査し、災害の程度や範囲等に応じて、休校措置その他必要な措置をとる。この場合、口頭、電話その他の確実な方法で保護者及び児童・生徒に連絡する。

(3) 災害発生後に学校が行う措置

ア 被害状況等の収集・伝達

校長は、被害・被災状況（児童・生徒、教職員、施設・設備）、住民の避難状況等を調査し、その結果を直ちに防災無線その他の使用可能な通信手段により各教育支援センター一班等へ報告する。

学校指導班は、各教育支援センター一班と互いに連携を取り、前段の情報を整理し、教育総務班へ伝達するとともに、必要な措置について関係機関へ要請する。

イ 休校措置

校長は、次に該当する場合は、休校措置をとる。

なお、休校措置を児童・生徒の登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話その他の確実な方法で保護者又は児童・生徒に連絡する。

(ア) 校舎の破損、倒壊等により、児童・生徒の履修が困難な場合

(イ) 通学路の壊滅等により児童・生徒の通学が困難な場合

(ウ) 教職員の確保が困難で授業が困難な場合

(エ) その他校長が休校を必要と認めた場合

ウ 学校班の組織

学校班は、情報連絡係、巡視係、消火係、救助係、搬出係、誘導係、避難所支援係（避難所となった場合に限る。）等を組織して、被害状況等に応じて対策にあたる。

エ 避難所開設及び運営の協力

学校班は、避難所担当職員、各区本部健康福祉班、自主防災組織、自治会・町内会及び地域コミュニティ協議会等と連携して避難所の開設・運営に積極的に協力する。

(ア) 学校班の基本的役割

学校班は、避難所運営担当の避難所担当職員及び各区本部健康福祉班が出動困難な場合における避難所初期対応を行う。また避難所担当職員及び各区本部健康福祉班到着後は、避難所施設管理者としての業務を次のとおり行う。

a 校長—施設管理者として、避難者、自主防災組織及び市担当職員等で構成される避難所運営委員会と連携し、避難所の管理・運営に協力する。

b 教頭、教諭—校長の指揮のもとで学校の避難所運営に協力する。

c 養護教諭—学校医と連絡をとり、避難所の救護活動に協力する。

- d 栄養教諭等一学校の調理施設を利用し、炊き出しに協力する。
- e 事務職員等一教育対策部学校指導班等との情報連絡、学校施設のライフライン確保にあたる。

(イ) 避難所の優先順位

避難所には、浸水深等を考慮した上、体育館、普通教室、会議室、避難者を受け入れ可能な特別教室などを優先的にあてるものとし、避難者の受け入れに適さない場所などは、原則として避難所としては使用しない。

なお、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児等には、和室等条件の良好な部屋を優先的に提供する。

また、医療救護所が開設される場合には、保健室及び周辺の必要なスペース等を医療救護所として使用する。医療救護活動を行う場合には、保健室で保管されている医薬品及び医療資機材を必要に応じて使用する。

(4) 教育活動の再開

校長は、学校及び地域の復旧状況を踏まえて、速やかな教育活動の再開に努める。

被害が甚大である場合、学校施設等の復旧状況、教職員の確保状況、登校可能な児童・生徒の状況等を把握したうえで、次のとおり応急教育を実施する。

ア 児童・生徒等に対する措置

教職員は、児童・生徒の動向（避難先等）及び児童・生徒のより具体的な被害状況（教科書、学用品、制服等）を把握するとともに、児童・生徒の心理面への影響を確認する。

また、保護者との連絡体制を確立する。

イ 応急教育の区分

校長は、教育委員会と協議のうえ、短縮授業、合併授業、二部授業、分散授業、複式授業、振替授業、前記の併用授業等の応急教育を実施する。

ウ 学校施設等の確保

校長は、通学路の安全確保と安全指導を行う。

校長は、授業形態の工夫により残存施設を活用するとともに、教育委員会と協議のうえ、校舎等の応急措置、安全点検（危険度判定調査）、設備の復旧を進める。

なお、教育委員会は、学校施設の使用が不可能な場合、校長その他関係者と協議のうえ、次のような措置をとる。

- (ア) プレハブ等仮設施設を建設するとともに、用水等の確保を図る。
- (イ) 被害を免れた最寄りの他の学校、公民館、神社等の利用を図る。
- (ウ) 隣接市町村に対し類似施設の使用を要請する。

エ 教育実施者の確保

教育委員会は、教員の被災等により通常の授業が実施できない場合、校長の報告を踏まえて、次の方法により教員確保の応急措置を実施する。

- (ア) 各学校で、教員の出勤状況に応じて一時的な教員組織を編成する。
- (イ) 交通事情等により勤務校に出勤できない教員は、教育委員会と協議のうえ、可能な学校へ赴き指導する。
- (ウ) 県教育委員会に対し補助教員の配置を要請する。
- (エ) 県教育委員会に対し県内外の教職員の人的支援を要請する。

オ 児童・生徒の健康保持等

校長は、被災した児童・生徒に対しては、その被災状況に応じて保健指導、カウンセリング等を実施し、児童・生徒の健康の保持、心のケア等に努める。

教育委員会は、校長、学校医と連携を密にし、必要に応じ次の事項について、関係機関の協力を得て、学校の保健、衛生管理に努める。

- (ア) 児童・生徒の健康観察を強化し、健康診断を行う。
- (イ) 防疫上必要と思われる場合は、保健所の指導により臨時の予防接種を行う。
- (ウ) 飲料水の水質検査を実施する。

- (エ) 校舎消毒用薬品の確保を図る。
- (オ) し尿及び汚物の処理を行う。
- (5) 学用品の調達・支給
災害により住家が被害を受け、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童・生徒に対して、災害救助法施行細則に定めるところにより、学用品を支給する。
 - ア 支給対象者
災害により住家が全壊、全焼、半壊、半焼、流失及び床上浸水等の被害を受け、就学に支障を生じている小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒並びに中等教育学校前期課程生徒を含む。）とする。
 - イ 対象者の把握
教育委員会は、校長の協力を得て、救助対象者の確実な学年別人員数等必要な事項を把握する。
 - ウ 学用品の調達
教育委員会は、校長の報告に基づき、必要な学用品を調達する。
 - エ 学用品の支給
学用品は、学校を通じて支給対象者に支給する。
 - オ 学用品の範囲
学用品の範囲は、教科書、教材、文房具及び通学用品とする。
 - カ 費用の限度
教科書及び教材は実費とし、文房具及び通学用品は県の定める額を限度とする。
 - キ 支給期間
教科書及び教材は災害発生の日から 1 か月以内に、文房具及び通学用品は災害発生の日から 15 日以内に支給を完了する。
- (6) 学校給食の措置
 - ア 児童・生徒に対する学校給食は、次の場合には一時中止する。
 - (ア) 感染症その他の危険の発生が予想される場合
 - (イ) 災害により、給食食材の入手困難な場合
 - (ウ) 給食施設が被災し、実施が不可能となった場合
 - (エ) 避難所となった学校において、食料供給上の緊急措置として、学校給食施設で炊き出しを実施する場合
 - (オ) その他、給食の実施が適当でないと認められる場合
 - イ 学校施設の被災により中断された給食を再開するため、次の措置をとる。
 - (ア) 給食施設・設備、給食関係職員、納入業者等の被害状況を把握し、学校再開にあわせて学校給食が実施できるよう努める。
 - (イ) 被害状況等により完全給食の実施が困難な場合は、状況に応じて簡易給食を実施する。
 - (ウ) 完全給食の再開にあたっては、施設・設備の清掃消毒及び衛生検査並びに給食関係職員の健康診断を実施し、衛生管理について万全を期すとともに、再開可能校から逐次実施する。

2 生涯学習施設、文化施設及び体育施設の応急対策

教育対策部、文化スポーツ対策部又は施設の管理者は、気象情報等により風水害等の災害発生が予測される場合は、その状況に応じて臨時休館や開館時間の短縮等の措置を講ずる。

災害が発生した場合は、速やかに被害の発生状況を把握し、その状況に応じた措置を講ずる。

- (1) 利用者の安全確保
施設の管理者は、直ちに施設で行われている事業を中止し、人命の安全確保を図る。
- (2) 避難誘導

施設利用者については不特定多数である場合が多く、混乱が予想されるため、施設の管理者は速やかに適切な指示と避難誘導を行う。

(3) 被害状況等の情報収集・伝達

施設の管理者は、速やかに被害状況等を把握し、教育対策部に報告する。

(4) 避難所や食料等の集積場所となった場合の対応

施設が避難所や食料等の集積場所となった場合は、施設の管理者は災害対策本部及びその他関係機関と緊密に連絡調整を図り、施設使用について適切な対応措置をとる。

(5) 臨時休館等

施設の管理者は、施設の破損等により一般の利用（貸館・事業）が困難な場合は、臨時休館や開館時間の短縮等の措置を講じ、その概要について広報を行う（広報の手段等については、第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に準じる。）。

3 文化財の応急対策

文化財の応急対策については、次の措置を実施する。

(1) 文化スポーツ対策部等への報告

所有者又は管理者は、区本部又は文化スポーツ対策部に被災状況を報告する。文化スポーツ対策部は区本部に被災状況の照会を行い、区本部は把握している被災状況について報告する。

(2) 被害拡大防止のための応急措置

文化スポーツ対策部は、被害状況の把握を行うとともに、前項による被害状況の報告を受けたときは、直ちに文化財の被害拡大を防止するために必要な措置をとるよう指示する。また、必要に応じ、所有者、管理者からの相談や協力要請に応じる。

第35節 ボランティア活動支援計画

被災者・被災地支援のために活動する災害ボランティアを円滑に受け入れ、効果的なボランティア活動へつなげるため、新潟市社会福祉協議会、日本赤十字社新潟県支部、市内青年会議所、ボランティア団体等との連携体制を構築するとともに、被災者ニーズの把握や情報の提供等、ボランティア活動に対する支援体制について定める。

| | |
|--------|---|
| 実施担当 | こども未来対策部 各区本部 |
| 防災関係機関 | 新潟市社会福祉協議会 日本赤十字社新潟県支部 市内青年会議所 新潟県看護協会 |

1 新潟市災害ボランティア情報センターの設置

新潟市社会福祉協議会災害対策本部は災害発生後、新潟市災害対策本部と協議の上、ボランティア活動の必要性が考えられる場合、新潟市総合福祉会館3階に「新潟市災害ボランティア情報センター」を設置し、関係機関の緊密な連携のもと、以下の活動を行う。

なお、新潟市災害ボランティア情報センターの設置及び運営にあつては、感染症への対応を徹底するとともに、新潟県社会福祉協議会・新潟県災害ボランティア調整会議との協力体制を構築する。

- ア 関係機関・団体との連絡調整
- イ 区災害ボランティアセンター間の連絡調整（資材等の調整、人員管理）
- ウ 災害ボランティアの募集等の情報の集約と発信

2 区災害ボランティアセンターの設置

区社会福祉協議会災害対策本部は、被災状況に応じて、市社会福祉協議会災害対策本部や区災害対策本部と調整の上、区災害ボランティアセンターを設置する。

区災害ボランティアセンターでは、感染症への対応を徹底するとともに、新潟市災害ボランティア情報センター等と連携を取りながら以下の活動等を行う。

必要に応じて、被災地周辺にボランティア活動拠点となるサテライトを設置する。

- ア 被災者ニーズの把握、相談対応
- イ ボランティアの受付、保険加入確認
- ウ ボランティア活動調整と紹介・説明
- エ 資機材の貸出・管理
- オ ボランティア活動報告を受け、継続調整

3 災害ボランティアセンターの体制

市災害ボランティア情報センターおよび区災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会を中心に、市内新潟青年会議所やボランティア団体等によって運営し、活動方針や運営については、災害ボランティアセンター自らの決定に委ねることとし、市はその運営に協力する。

また、日本赤十字社新潟県支部は、新潟市災害ボランティア情報センターに職員を派遣し、その運営を支援する。

4 災害ボランティア活動内容の例

- ア がれきの撤去・分別
- イ 泥だし、室内清掃
- ウ 引っ越しの手伝い
- エ 物資等の仕分け
- オ 炊き出し
- カ 災害ボランティアセンター運営の手伝い

キ こころのケアや交流活動の手伝い
 ク コミュニケーション支援

5 災害ボランティア活動への支援

市は、新潟市災害ボランティア情報センター及び各区災害ボランティアセンターの運営や災害ボランティア活動に対し、次の支援を行う。

- (1) 災害や被害の状況、災害応急対策の状況等の情報提供
- (2) 机や電話、市内地図などの資機材の提供
- (3) 活動拠点の提供
- (4) 職場や学校へ提出するための従事証明書の発行
- (5) 光熱水費及び消耗品費などの経費の負担
- (6) 病人・けが人への対応（日本赤十字社新潟県支部、新潟県看護協会等と連携）

6 ボランティア活動保険への加入

災害ボランティア活動者については、災害ボランティア活動時の事故等の補償のため、ボランティア活動保険加入を行う。

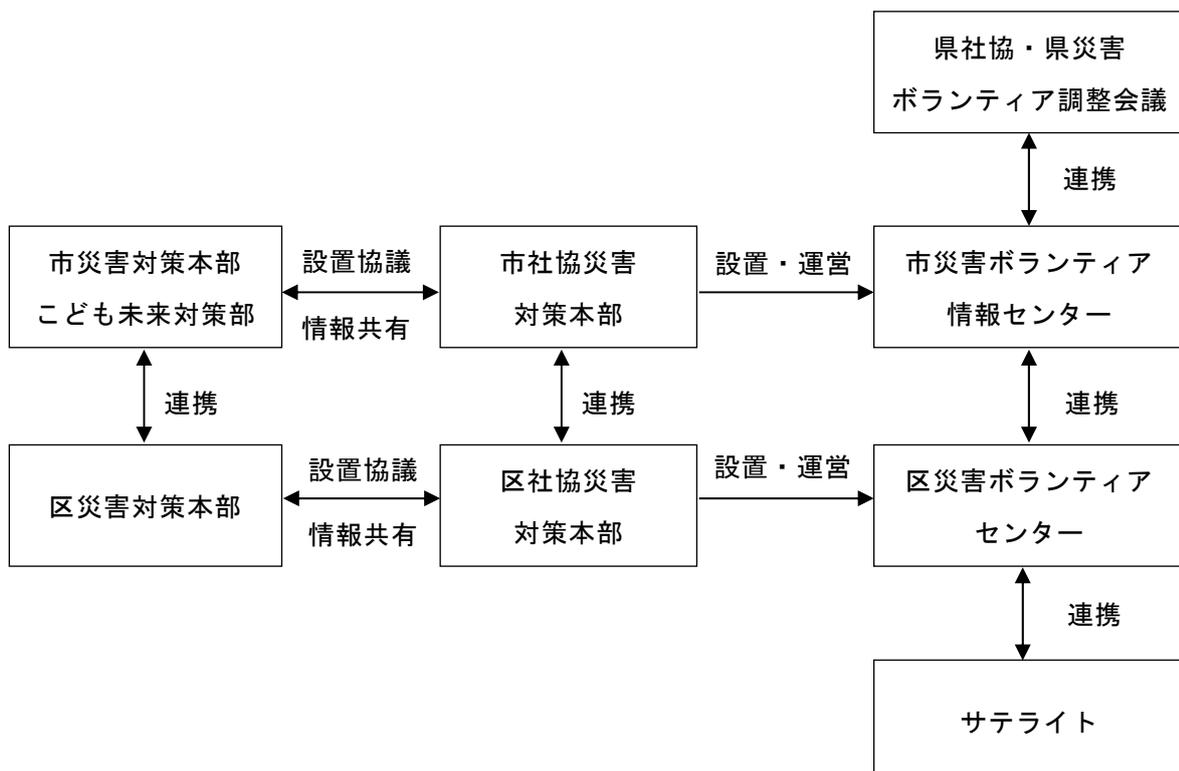
市外からの活動者については、事前に参加するよう広報する。

7 新潟市災害ボランティア情報センター・区災害ボランティアセンターの閉所

市社会福祉協議会災害対策本部・区社会福祉協議会災害対策本部は、被災者のニーズの変化や復興支援に見通しが立つ等、タイミングを見極め、新潟市災害対策本部・区災害対策本部と協議の上、新潟市災害ボランティア情報センター・区災害ボランティアセンターの閉所を判断する。

閉所後、市社会福祉協議会は、市民生活復興に向けた取り組みを市や関係団体と連携し実施する。

災害ボランティアセンター設置等の連携イメージ



第36節 災害救助法による救助計画

市域に大規模な災害が発生し、被災者が応急的な救助を必要としている場合は、災害救助法の適用を要請するための所定の手続きを行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を実施し、被災者の基本的生活の保護と全体的な社会秩序の保全を図る。

| | |
|--------|-----------|
| 実施担当 | 災害対策本部事務局 |
| 防災関係機関 | 県 |

1 災害救助法の適用基準

次の(1)～(4)のいずれか一つに該当する場合

- (1) 住家の滅失した世帯が、市域内で150世帯以上に達した場合
- (2) 県内の住家滅失世帯数2,000世帯以上であって、本市における住家滅失世帯が75世帯以上に達したとき
- (3) 県内の住家滅失世帯が9,000世帯以上あって、本市における住家滅失世帯が多数であるとき
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める次の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき
 - ア 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める次の基準のいずれかに該当するとき。
 - ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数のものが、避難して継続的に救助を必要とするとき。
 - イ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とするとき。

2 滅失世帯の判定基準

- (1) 滅失世帯の認定
 - ア 住家が全壊、全焼、又は流失した世帯を標準
 - イ 住家が半壊、又は半焼した世帯は2世帯をもって住家滅失世帯として取り扱う。
 - ウ 住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができない状況となった世帯は3世帯をもって住家滅失世帯として取り扱う。
- (2) 住家滅失の認定

| 被害区分 | 判定基準 |
|------------------------|--|
| 全壊 全焼 流出 (滅失) | 住家が滅失したもの 住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの 具体的には ア 住家の損壊・焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損 |
| 半壊 半焼 | 住家の半壊、半焼する等著しく損傷したもの 住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの |

| | |
|---------|--|
| | 具体的には ア 住家の損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの |
| 床 上 浸 水 | 浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの 土砂・竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの |

3 災害救助法の適用手続き

(1) 被害報告・適用申請

市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ的確に被害状況を把握し速やかに県に報告するとともに、併せて法の適用を要請する。

ア 災害救助法の適用申請事務は市長の指示により災害対策本部事務局が行う。

イ 報告内容は以下のとおり

- (ア) 災害発生の日時及び場所
- (イ) 災害の原因及び被害の概況
- (ウ) 被害状況調べ
- (エ) すでにとった救助措置及びとろうとする措置
- (オ) その他必要事項

4 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等

(1) 救助の種類

救助は、国の責任において行われるが、その実施については知事に全面的に委任されていることから、知事は国の機関として救助にあたる。また、知事は救助を迅速に行うため、救助の実施に関する職権の一部を、災害救助法第13条第1項により、本部長（市長）に委任することができる。

5 災害救助法が適用されない場合の救助

知事は、法が適用されない災害に際して、市長が応急的に必要な救助を行う場合は、新潟県災害救助条例に基づき、その費用の一部を負担し被災者の保護を図る。

- (1) 法が適用されない場合の救助については、原則として市長がするものとし、救助は新潟市災害救助条例に基づき実施する。
- (2) 被害の程度が県条例に定める適用基準に該当し、適用を受けようとする場合は、救助の種類及び内容について、速やかに県と協議を行う。（新潟県災害救助条例参照）

| | 新潟県災害救助条例 | 新潟市災害救助条例 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--|---|---------|----------|----|--------------------|----|---------------------|----|---------------------|----|---------------------|----|----------------------|----|-----------------------|----|------------|----|--|
| 救助の実施基準 | <p>災害救助法が適用されない災害に際し、市町村が応急的に必要な救助を行う場合、県が費用の一部を負担することによって被災者の保護を図ることを目的とし、市町村の区域を単位とする被害が次に該当する場合に適用される。</p> <p>(1) 次の表に定める数以上の世帯が滅失した場合 (2) 特に知事が必要と認めた場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村の区域内の人口</th> <th>住家滅失世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000人未満</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>5,000人以上 10,000人未満</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>10,000人以上 20,000人未満</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>20,000人以上 30,000人未満</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>30,000人以上 50,000人未満</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>50,000人以上 100,000人未満</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>100,000人以上 300,000人未満</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>300,000人以上</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table> | 市町村の区域内の人口 | 住家滅失世帯数 | 5,000人未満 | 10 | 5,000人以上 10,000人未満 | 15 | 10,000人以上 20,000人未満 | 20 | 20,000人以上 30,000人未満 | 25 | 30,000人以上 50,000人未満 | 30 | 50,000人以上 100,000人未満 | 40 | 100,000人以上 300,000人未満 | 50 | 300,000人以上 | 75 | <p>災害救助法及び新潟県災害救助条例が適用されない、次に定める程度の災害が発生し、当該災害にかかり現に救助を必要とするものに対して行う。</p> <p>(1) 住家滅失世帯が、原則として県条例第 2 条第 1 号の表に定める 2 分の 1 以上 (2) 前記の基準には達しないが、住家滅失世帯が多数で市長が特に必要があると認めた場合 (3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合</p> |
| 市町村の区域内の人口 | 住家滅失世帯数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5,000人未満 | 10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5,000人以上 10,000人未満 | 15 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10,000人以上 20,000人未満 | 20 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20,000人以上 30,000人未満 | 25 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 30,000人以上 50,000人未満 | 30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 50,000人以上 100,000人未満 | 40 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 100,000人以上 300,000人未満 | 50 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 300,000人以上 | 75 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 救助の種類等 | <p>(1) 炊き出しその他による食品の給与 (2) 被服、寝具その他生活必需品の給与 (3) 応急仮設住宅の供与 (4) 被災した住宅の応急修理 (5) 被災者の救出 (6) 知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者に対する金銭の支給 ただし、(3)、(4)は生活困窮者を対象</p> | <p>(1) 避難所の設置 (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与 (4) 災害にかかった者の救出 (5) 応急仮設住宅の設置 (6) 災害にかかった住宅の応急修理 (7) 障害物の除去 ただし、(5)から(7)までの救助については、生活困窮者を対象</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 救助の程度、方法及び期間 | <p>新潟県災害救助条例施行規則による</p> | <p>災害救助法施行規則第5条に定める範囲内において行う。 市長が特に必要と認めた場合、救助の期間を延長して行うことができる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第3部 災害応急対策計画

第2章 震災応急対策計画

第 1 節 被災建築物応急危険度判定計画

地震発生後、迅速に被災建築物の応急危険度判定を実施し、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図る。

| | |
|--------|------------|
| 実施担当 | 建築対策部 各区本部 |
| 防災関係機関 | 国 県 |

1 資機材の備蓄

応急危険度判定に必要な資器材の備蓄に努める。

2 情報収集

地震発生時の建築物の被害状況を調査し、情報を収集するとともに被害状況の把握を行う。また、得られた情報から、建築物被害の予測を行う。

3 判定実施要否の決定

建築物被害の状況により、応急危険度判定実施の要否を決定し、県に報告する。

4 判定体制の構築

判定にあたり、実施本部及び判定拠点を設置するとともに判定コーディネーターを配置する。また、判定実施計画を策定し、必要に応じて、県に判定支援の要請を行う。

5 判定実施の住民への周知

判定にあたり、住民に対し、危険度判定作業に関する広報を実施する。

この際、応急危険度判定は、人命の安全性を確保するための緊急的に危険度を判定する作業であり、被災宅地危険度判定調査や罹災証明のための住家被害認定調査など、他の調査との必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について正確に広報する。

6 判定の実施

判定実施にあたり、応急危険度判定士（被災建築物応急危険度判定を行う者として、都道府県等で登録された者をいう。以下「判定士」という。）の受け入れを行い、判定資機材を供給するとともに判定士を判定実施地区に誘導する。判定士は、応急危険度判定結果を、判定した建築物の入口若しくは外壁等の見やすい位置に表示する。また、実施本部は、判定結果を集計し、県に報告する。

第 2 節 被災宅地危険度判定計画

地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減・防止し、住民の安全の確保を図ることを目的とする。

| | |
|--------|--------------|
| 実施担当 | 都市政策対策部 各区本部 |
| 防災関係機関 | 国 県 |

1 判定区域

地震の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、その対象となる区域及び宅地を定める。

2 調査対象

被害状況調査及び危険度判定の対象は下記のとおりとする。

- (1) よう壁
- (2) 宅地地盤、切土・盛土、のり面及び自然のり面
- (3) 排水施設

3 危険度判定

- (1) 危険度判定の円滑な実施のための体制を整える。
- (2) 危険度評価基準により危険度を判定し、緊急を要する場合には応急措置を講ずる。
- (3) 被災の規模等により必要があると認めるときは、危険度判定実施のための支援を県に要請する。

4 危険度判定制度の住民への周知

判定活動の円滑な実施と、判定結果に基づく応急補強の措置などについて、市民の理解を得られるよう周知を図る。

第3節 河川施設等災害応急対策計画

河川施設等は、日常生活での生命の安全と財産を保全するとともに、地震発生時の応急対策活動では防災上の根幹施設として重要な役割を果たすものである。

このため、これらについては、地震による損壊箇所の機能確保のために早急に応急対策を行う。

| | |
|--------|--|
| 実施担当 | 土木対策部 下水道対策部 各区本部 水道対策部（必要か要判断） |
| 防災関係機関 | 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所 県 自衛隊 |

1 応急対策

施設管理者は、浸水等の二次災害防止の観点から早急なる応急対策を実施するものとする。

(1) 点検

施設管理者は、土木対策部、各区本部及びその他関係機関等と連携し、早急な点検を実施する。

(2) 応急対策

施設管理者は、点検において被害が確認された施設については、二次災害の防止等の観点からその危険の程度を調査して、水防関係機関や自衛隊と密接な連絡のもとに人的な被害を拡大させないように、適切な措置を講ずる。

ア 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置の実施

堤防等河川構造物や河川に関連する施設の損傷は、震災後の堤防の決壊等重大な災害につながるおそれがあるため、震災直後の点検や調査で異常が確認された場所については、資材や施工規模を考えて応急措置を実施する。

イ 低標高地域の浸水対策の実施

低標高地域では、浸水が長期化しやすく復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

ウ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策の実施

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、被害の拡大を防止する措置をとるとともに、危険な箇所は人的な事故の発生を防止するため立入り禁止等の必要な措置をとる。

エ 海岸応急対策

(ア) 被害の拡大防止及び二次災害発生防止のための対策

海岸保全施設では地震のみでなく津波等により災害を受けやすく、気象等による波浪で被害が拡大しやすい。そのため、地震により被害を生じた箇所では、地震直後の陸地での被害の拡大防止措置や二次災害発生防止のための応急的措置のほか、海上が安定した段階で応急資材を用いた対策を講ずる。

(イ) 事故等人的被害の発生防止のための対策の実施

海岸保全施設では、地震及び津波等で施設そのものの損傷や海岸線での予想外の被害が生じやすい。そのため、点検等で確認した被災箇所については、人的被害の発生を防止することを目的に、人の進入を禁止するための対策を講ずる。

(ウ) 被災箇所の巡回等危険防止のための監視

地震及び津波等で被災し危険な状態にある箇所については、パトロール要員等を配置して巡回を行い、監視による危険防止の措置を講ずる。

2 応急工事

(1) 応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて実施する。

- (2) 応急工事は、各施設管理者が被害の状況を把握し、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

3 住民に対する広報

- (1) 災害対策本部は、被災箇所に浸水又は浸水のおそれがある場合や、人家集落、道路等に直接被害を与え、危険な状況を発生させるおそれが生じた場合は、速やかに関係各機関を通じ、必要な情報の提供を行う。
- (2) 災害対策本部は、震災により河川水質に異常事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、速やかにその状況を関係機関に通報するとともに、必要に応じ報道機関等を通じて市民への周知を図る。

第 3 部 災害応急対策計画

第 3 章 風水害応急対策計画

第1節 水防活動計画

市域にかかる河川、湖沼、海岸等での迅速・適切な水防対策を行うための水防活動体制の確立や応急活動について定める。

| | |
|--------|---|
| 実施担当 | 災害対策本部事務局 土木対策部 消防対策部 各区本部 |
| 防災関係機関 | 新潟地方气象台 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所 県 消防団 |

水防活動計画については、別に定める新潟市水防計画による。

第 2 節 雪害対策計画

雪害対策は、車両の安全走行や歩行者の安全対策など冬期道路交通の確保により市民生活の安定を図るとともに、雪崩対策などを講じ、市民の安全確保を図る。

| | |
|--------|--|
| 実施担当 | 災害対策本部事務局 こども未来対策部 環境対策部 福祉対策部 都市政策対策部 土木対策部 消防対策部 教育対策部 各区本部 |
| 防災関係機関 | 北陸地方整備局新潟国道事務所 県警察 各警察署 県 新潟市社会福祉協議会 |

1 冬期道路交通確保

(1) 道路除雪

市は、国等の関係機関と協議し、毎年除雪対策本部を立ち上げるまでに「道路除雪計画」を定め、冬期道路交通の確保を図る。

(2) 市民との協働

市は、市民及び市民団体と協働した歩道除雪を実施し、冬期道路の歩行空間の確保を図る。

(3) 市民の協力

ア 「おもいやりのひとかき運動」の推進

市は、新潟市社会福祉協議会と協力し、地域の人たちのお互いの思いやりと助け合いの心を育むため、次の「おもいやりのひとかき運動」を呼びかける。

(ア) バス停付近等の除雪

(イ) 横断歩道付近等の除雪

(ウ) 通学路の除雪

(エ) ゴミステーションの除雪

イ 除雪等に対する市民への呼びかけ

市は、「市報にいがた」等の広報を通して、市民の除雪への協力を呼びかける。

(ア) 路上駐車禁止

(イ) 自宅の出入り口の除雪

(ウ) 車道へ雪を投げ出さない

(エ) 除雪作業の支障となるものの撤去

(オ) 指定場所以外の雪捨て禁止

(カ) 大雪時のマイカー使用の自粛

2 豪雪対策

(1) 災害警戒本部及び災害対策本部の設置

ア 災害警戒本部の設置

危機管理監は、市域において大雪による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害に対する警戒のため災害警戒本部を設置することができる。

イ 災害対策本部の設置

市長は、市域において豪雪による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置し、災害に即応できる組織を編成する。

(2) 雪崩対策

市並びに国、県及び関係機関は、雪崩危険箇所（以下「危険箇所」という）のパトロール及び事前回避措置の実施により雪崩による災害の発生防止に努める。また、雪崩により被害が発生した場合は、救助活動等の応急措置を迅速に行い、被害の軽減と二次災害の発生防止に努める。

保全対策及び危険箇所の対策として次の措置を行う。

- ア 危険箇所の周知
雪崩災害防止のため、住民に対し雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所図等により危険箇所の周知を図る。
 - イ 注意喚起
気象状況、積雪の状況、危険箇所の巡視の状況等を分析し、雪崩の発生の可能性について住民に適宜広報を行い、注意を喚起する。
 - ウ 警戒区域の指定
人命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要がある場合は、警戒区域を指定する。
 - エ 警戒区域の巡視
指定した警戒区域内の状況を把握し、未然防止に努める。
 - オ 緊急時の態勢
雪崩発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めたときは、地元消防団を動員し、警戒区域の監視の強化を図るとともに、当該地区の住民に対し避難の勧告又は指示を行うものとする。
 - カ 被害報告
巡視や住民等からの通報により雪崩の発生を確認したときは、直ちに被害の有無を確認し、速やかに関係機関に報告する。
 - キ 二次災害等被害の拡大防止
雪崩が河川等の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。
 - ク 危険箇所
危険箇所を資料編 表3-3-2-1 に示す。
- (3) 不要・不急の道路利用を控える周知
集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。
- (4) 屋根雪等による事故防止の周知
核家族化や高齢化の進行に伴い、高齢者などの雪下ろしによる事故が懸念されることから、市は、屋根雪等による人身事故防止について以下の事項を市民へ周知するとともに、地域、ボランティア等の共助による雪処理を支援する。
- ア こまめな雪下ろしの励行
 - イ 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止
 - ウ 雪下ろし中の転落による事故防止
 - エ 出入り口の確保
- (5) 要配慮者のみの世帯への生活相談対応
各区の実情に応じ、多量の降雪により、対象者（一人暮らし高齢者等の支援者のいない高齢者・障がい者等の要配慮者のみの世帯）の日常生活に支障が出ることが予想される又は支障が出ていると認められる場合に、降雪による生活上の困りごとの相談に応じる窓口を開設する。
- (6) 情報の収集及び発信
関係対策部は雪害による市内の影響を把握するとともに、各種広報手段により住民への周知を図る。
- (7) 道路管理者等の関係機関の連携
市は、国、県、高速道路会社が管理する道路において、集中的な大雪に伴う大規模な車両滞留が発生した場合、関係機関と連携し、速やかな乗員保護活動に協力する。

第 3 節 土砂災害応急対策計画

土砂災害の発生時及びその前兆現象が確認された場合等において、被害の拡大や二次災害の防止を図るため、その応急対策について定める。

| | |
|--------|------------------|
| 実施担当 | 土木対策部 消防対策部 各区本部 |
| 防災関係機関 | 県 県警察 各警察署 |

1 被災地の巡視

各区建設班は、新潟県より土砂災害前ぶれ注意情報が発表された場合や土砂災害が発生した場合に、巡回パトロールを行い、現地の点検及び被害状況の確認を行う。

2 被害の拡大及び二次災害の防止

点検、巡視で土砂災害やその前兆現象、また治山・砂防施設の被災等が確認された場合、その危険の程度を調査し関係機関と密接な連携のもとに、次により応急措置を実施する。

- (1) 人家や道路施設等への危険が予想される場合は、避難誘導、立ち入り禁止等の必要な措置を実施する。
- (2) 施設被害が拡大するおそれがある場合は、巡回パトロールや監視要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

3 市民の役割

土砂災害やその前兆現象、また治山・砂防施設の被災等を確認した場合は、市、県、消防署、警察署へ連絡する。

第 3 部 災害応急対策計画

第 4 章 津波災害応急対策計画

第1節 津波災害における情報収集・伝達計画

地震発生後の津波被害を最小限にとどめるため、関係機関からの情報収集機能及び監視体制の整備を図り、災害情報のより早く、より確実な収集・伝達に努める。

なお、ここに記載の無い事項については、第3部第1章第2節「情報収集・伝達計画」に準じることとする。

| | |
|--------|------------------------|
| 実施担当 | 災害対策本部事務局 消防対策部 関係各区本部 |
| 防災関係機関 | 新潟地方気象台 県 県警察本部 |

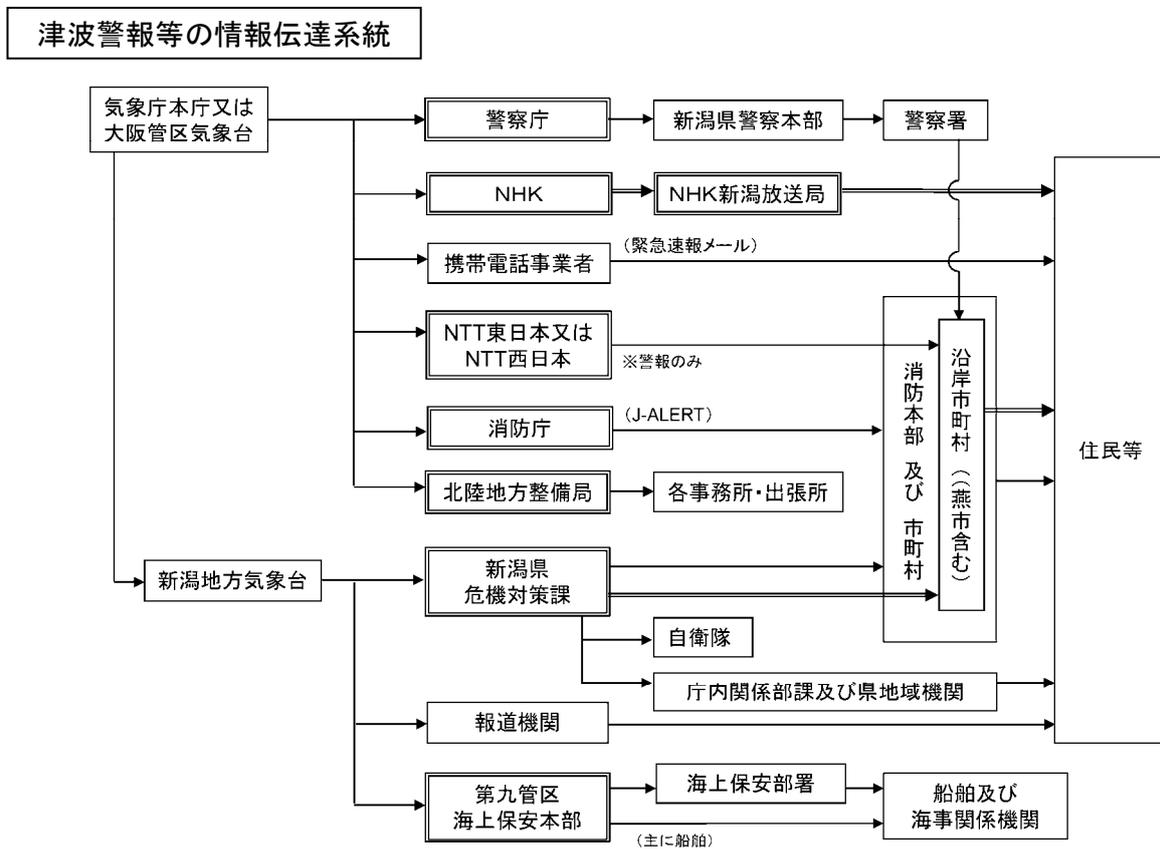
1 津波警報等の情報収集体制の確立

地震による津波被害の軽減を図るため、迅速かつ確実な情報収集体制の整備を図る。

(1) 情報収集

新潟地方気象台からの情報収集の手段の複数化・多重防護化を図る。

(津波の警報等の伝達系統を以下に示す。)



※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

注)二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

(2) 地震・津波の警報等の種類

気象庁が発表する警報・注意報は次のとおり。

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

| 等 の 津 波 警 報 種 類 | 発表基準 | 発表される津波の高さ（注2） | | 想定される被害と取るべき行動 |
|--------------------------------------|---|------------------------|----------------|---|
| | | 数値での発表 （津波の高さ予想の区分） | 巨大地震の場合 の発表 | |
| 大 津 波 警 報 （注1） | 予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。 | 10m超 （10m<予想高さ） | 巨大 | （巨大） 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビル等、安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 |
| | | 10m （5m<予想高さ≤10m） | | |
| | | 5m （3m<予想高さ≤5m） | | |
| 津波警報 | 予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。 | 3m （1m<予想高さ≤3m） | 高い | （高い） 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 |
| 津波注意報 | 予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。 | 1m （0.2m≤予想高さ≤1m） | （表記しない） | 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。 |

注1）大津波警報を特別警報に位置づけている。

注 2) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※ 津波警報等の留意事項等

- (ア) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- (イ) 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。
- (ウ) 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- (エ) どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- (オ) 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

イ 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

| 情報の種類 | 発表内容 |
|--------------------------------|---|
| 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報（注 1） | 各津波予報区の津波の到達予想時刻（注 2）や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載）を発表 |
| 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 | 主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表 |
| 津波観測に関する情報 | 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（注 3） |
| 沖合の津波観測に関する情報 | 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（注 4） |

注 1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML 電文では「津波警報・注意報・予報」（VTSE41）に含まれる。

注 2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも 1 時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

注 3) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第 1 波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

| 警報・注意報の発表状況 | 観測された津波の高さ | 内容 |
|-------------|------------|------------------------------|
| 大津波警報 | 1 m超 | 数値で発表 |
| | 1 m以下 | 「観測中」と発表 |
| 津波警報 | 0.2m以上 | 数値で発表 |
| | 0.2m未満 | 「観測中」と発表 |
| 津波注意報 | (すべての場合) | 数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現） |

注 4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第 1 波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第 1 波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値（注））の発表内容

| 発表中の津波警報等 | 沿岸で推定される津波の高さ | 発表内容 |
|-----------|---------------|--------------------------------|
| 大津波警報 | 3 m超 | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表 |
| | 3 m以下 | 沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表 |
| 津波警報 | 1 m超 | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表 |
| | 1 m以下 | 沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表 |
| 津波注意報 | (すべての場合) | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表 |

(注) 沿岸から距離が 100 km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(ア) 沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定され

る沿岸での推定値（第一波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

- (イ) 最大波の観測地及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測地）又は「推定中」（沿岸での数値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- (ウ) ただし、沿岸からの距離が 100 km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測地については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※ 津波情報の留意事項等

- (ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては 1 時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局部的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- (イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- (ウ) 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- (エ) 沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで 5 分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

ウ 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

| 発表される場合 | 発表内容 |
|--|--|
| 津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表) | 津波の心配なしの旨を発表 |
| 0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表) | 高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表 |
| 津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表) | 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表 |

(注) 「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML 電文では、「津波警報・注意報・予報」(VTSE41) で発表される。

エ 地震情報の種類とその内容

| 地震情報の種類 | 発表基準 | 内容 |
|----------------|---|---|
| 震度速報 | 震度 3 以上 | 地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。 |
| 震源に関する情報 | 震度 3 以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない） | 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 |
| 震源・震度情報 | ・震度 1 以上 ・大津波警報・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時 | 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。 |
| 推計震度分布図 | 震度 5 弱以上 | 観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。 |
| 長周期地震動に関する観測情報 | 震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合 | 地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）。 |
| 遠地地震に関する情報 | 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある | 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表 |
| その他の情報 | 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など | 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。 |

オ 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等を周知するために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

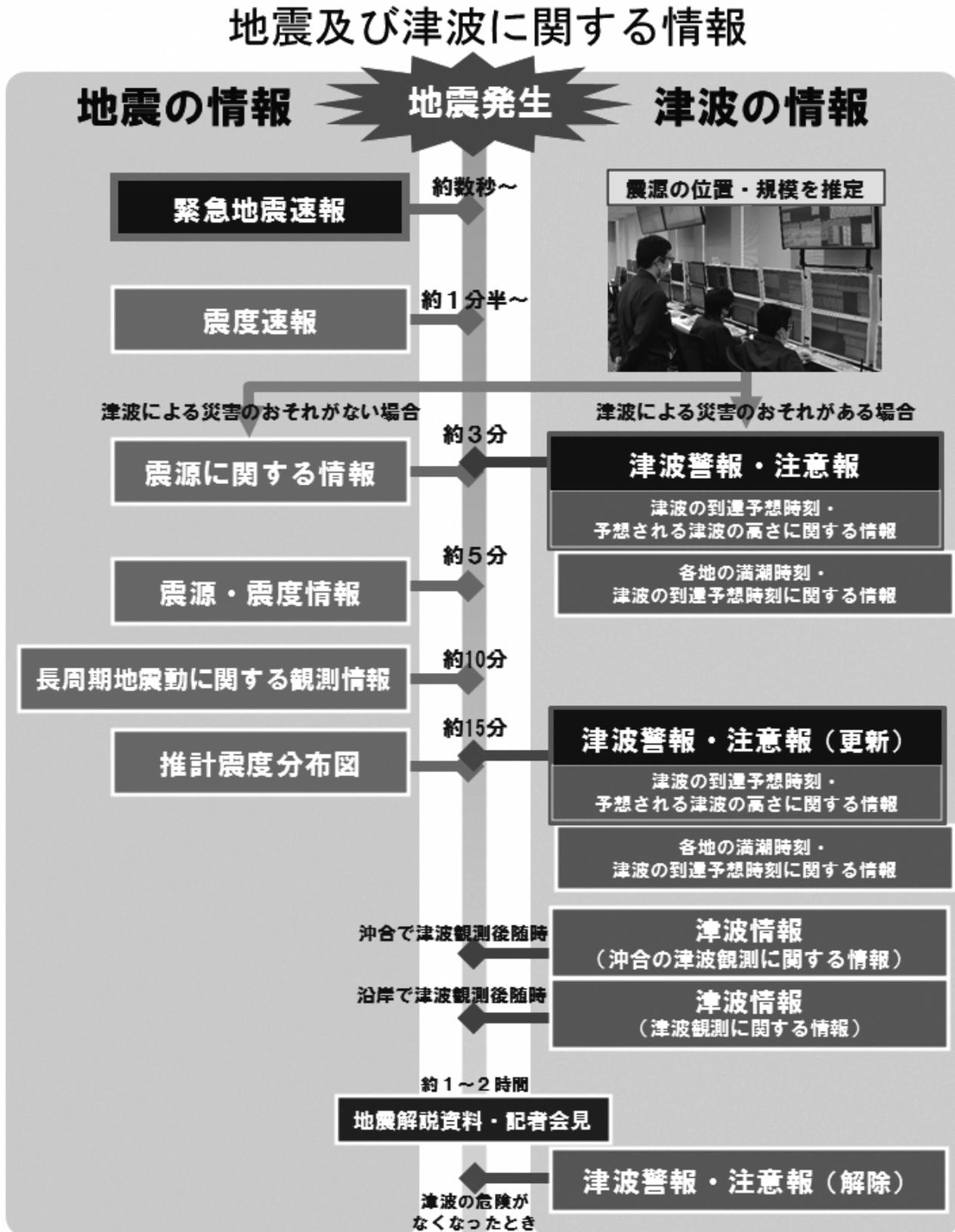
| 解説資料等の種類 | 発表基準 | 内容 |
|-------------------------|--|---|
| 地震解説資料 (全国速報版・地域速報版) | 以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報、津波注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・(担当地域で) 震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。） | 地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料 ・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県 |
| 地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版) | 以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生 | 地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況に応じて、単独で提供されることもある） |
| 地震活動図 | ・定期（毎月初旬） | 地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の新潟県及びその地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。 |
| 週間地震概況 | ・定期（毎週金曜） | 防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。 |

カ 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて周知するもので、この情報の種類と発表条件は以下のとおり。

| 情報名 | 情報発表基準 |
|-------------------|--|
| 南海トラフ地震 臨時情報 | <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合 |
| 南海トラフ地震 関連解説情報 | <ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p> |

(3) 地震及び津波警報等発表の流れ



注：津波の心配がない場合はその旨を地震の情報に記載する。

注：若干の海面変動が予想される場合は、地震の情報に記載すると共に「津波予報」を発表し、対象予報区を記載する。

キ 緊急地震速報

- ・気象庁は、震度 5 弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級 3 以上を予想した場合に、震度 4 以上が予想される地域又は長周期地震動階級 3 が予想される地域（新潟県上越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の 4 区分）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上もしくは長周期地震動階級 1 以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が 6 弱以上または長周期地震動階級 4 の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

- ・気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市区町村の防災無線等を通して住民に伝達する。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

2 津波監視体制の整備

消防対策部及び関係区本部は他の対策部と連携し、津波による被害を防止するため、気象台から発表される情報等により、あらかじめ定める巡回監視ルートにおいて、異常な海象等を確認するものとする。ただし、津波の監視場所は監視者の安全を確保できる場所とし、あらかじめ定める。

(1) 海面監視

津波注意報が発表されたときに実施する。

なお、大津波警報・津波警報が発表された場合は海面監視を実施しない。

(2) 監視パトロール

津波の襲来が予想される場合や大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合、異常な海象等を確認するため、あらかじめ定めた巡回監視ルートにおいて監視パトロールを実施する。

なお、パトロール中に海岸・河口部にいる者を発見した場合は、注意や避難を促す。

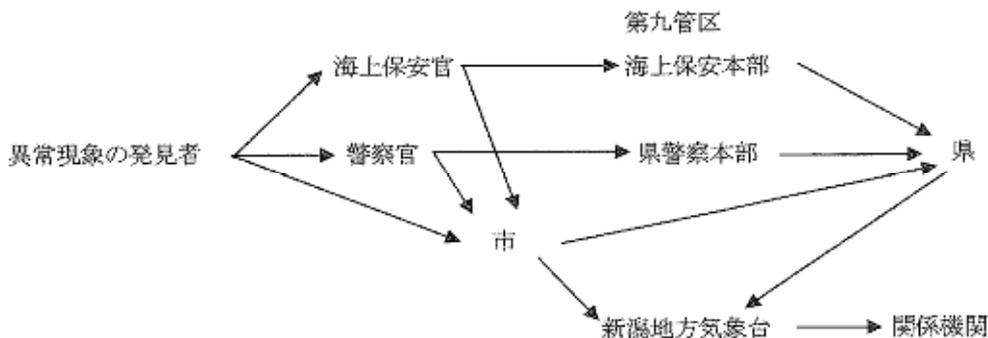
(3) 高所カメラによる監視

地震発生直後から津波による被害が予想されるときには、画像伝送システムの高所カメラを使用して、遠方監視を合わせて実施する。

(4) 異常情報を発見した場合の通報

海面の昇降等異常現象を発見した者は、市長又は警察官、海上保安官のうち最も通報に便利な者に速やかに通報する。この場合において、市長がこれを受けた場合は県知事（危機対策課）及び新潟地方気象台へ、警察官又は海上保安庁がこれを受けた場合は市長及び県知事へ速やかに通報するものとし、県知事は速やかに新潟地方気象台に通報する。

【異常現象発見時の速報系統図】



3 沿岸住民等への情報伝達

災害対策本部事務局、消防対策部及び関係する各区本部は、大津波警報・津波警報・津波注意報の発表と同時に、第3部第4章第2節「避難及び避難所計画」に定める避難指示等の伝達手段に準じて沿岸住民等へ津波に関する情報を伝達する。

なお、避難誘導にあたる要員の安全確保のため、津波到達予想時刻の20分前までには車両による沿岸の巡回広報を停止し、高台等への避難を完了する。

【サイレン】

| | | |
|-------|-------------------|----------------------|
| 注意報 | 10秒 2秒 10秒 2秒 10秒 | (1m程度の津波が予想されます。) |
| 津波警報 | 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 | (3m程度の津波が予想されます。) |
| 大津波警報 | 3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 | (3m程度を超える津波が予想されます。) |

【標識（予報警報標識規則より）】

| 標識の種類 | 標 識 | |
|-------------------------------|--------------------------|---------------------------|
| | 鐘 音 | サイレン音 |
| 津波注意報標識 | (3点と2点との斑打) ●—●—● ●—● | (約10秒) (約2秒) |
| 津波注意報、 津波警報及び 大津波警報解除標識 | (1点2個と2点との斑打) ● ● ●—● | (約10秒) (約1分) (約3秒) |
| 津波警報標識 | (2点) ●—● ●—● ●—● | (約5秒) (約6秒) |
| 大津波警報標識 | (連点) ●—●—●—● | (約3秒) (約2秒) (短声連点) |

※ 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする

第 2 節 避難及び避難所計画

地震発生後の津波から住民等の生命・身体等の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難活動を実施するとともに、避難に必要な措置と避難所の管理運営等について定める。

なお、ここに記載の無い事項については、第 3 部第 1 章第 10 節「避難及び避難所計画」に準じることとする。

| | |
|--------|---|
| 実施担当 | 災害対策本部事務局 こども未来対策部 福祉対策部 消防対策部 教育対策部 観光・国際交流対策部 各区本部 |
| 防災関係機関 | 各警察署 新潟海上保安部 自衛隊 日本赤十字社新潟県支部 県 県警察本部 報道機関 |

1 避難指示

(1) 実施者

避難指示の発令は、原則として市長が行うこととするが、市長が発令するいとまがないときは、市長に代わって危機管理監及び区本部長（区長）が行うことができる。この場合、発令後直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

(2) 避難指示の発令基準

津波からの避難は特に緊急を要すことから、住民への避難情報は避難指示を原則とする。また、避難指示は、次の状況が認められるときを基準として発令する。

- ア 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合
- イ その他災害の状況により、市長等が必要と認める場合

(3) 避難指示の内容

避難指示を発令する場合、指示の内容は次の事項とする。

- ア 避難を要する理由
- イ 避難の対象地域
- ウ 避難先
- エ その他必要な事項

(4) 伝達手段

ア 災害対策本部による避難広報

災害対策本部は、ホームページ、にいがた防災メール、緊急速報メール、SNS、サイレン、警鐘、同報無線、緊急告知FMラジオ及び広報車等利用可能なあらゆる広報手段により、住民等に対して速やかに情報を伝達する。また、広報の際は、自主防災組織等地域の協力を得る。

イ 防災関係機関への避難広報の要請

(ア) 報道機関

報道機関にテレビ、ラジオ等による避難の広報について要請する。

なお、要請にあたっては、新潟県緊急時情報伝達連絡会が定める情報伝達ルート及び手段を活用する。

(イ) 県等

県、県警察本部、第九管区海上保安本部にヘリコプターによる広報の協力について要請する。

(5) 避難指示の解除

市長は、津波警報等が解除されるなど、避難の必要がなくなったときは、避難している住民等に対して直ちにその旨を公示する。

なお、公示は避難指示の伝達手段に準じた方法により行う。

(6) 避難指示により住民に求める行動

避難指示が発令された地域の住民は、津波避難ビルや津波避難場所へ直ちに避難行動を開

始する。そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を開始する。

なお、津波警報等が解除されるなど津波災害の危険性がなくなるまで、避難活動を継続する。

2 避難誘導

避難にあたっては、要配慮者や地理に不案内な観光客等に十分配慮する。

なお、避難誘導にあたる要員の安全確保のため、津波到達予想時刻の20分前までには避難誘導などの活動を停止し、高台等への避難を完了する。

3 住民等の避難行動

(1) 避難行動の原則

津波災害からの避難は特に緊急を要することとなるが、以下の点に留意する。

ア 「強い揺れ」「長い揺れ」を感じた場合、又は、揺れを感じなくても津波警報等を見聞きしたら、迷うことなくできるだけ高い場所に避難する。

イ 避難は原則として徒歩による。

ウ 自ら率先した避難行動をとり、声掛けをするなど他者の避難行動に結びつけるように努める。

(2) 要配慮者への支援

近隣住民同士で、避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準をあらかじめ検討し、避難の際に、可能な限り呼びかけを行うなど、避難の支援に努める。

(3) 避難開始の時期

住民等が避難行動を開始する時期は避難行動の原則によるほか、次のとおりとする。

ア 津波警報（津波又は大津波）が発表され、津波による家屋の破壊、浸水等の危険が認められる場合

イ 避難指示が発令されたとき

4 津波避難ビルの開設及び避難者の受入れ

(1) 開設の方法

津波避難ビルの開設は、新潟県上中下越に津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表されてから解除されるまでの期間とする。

津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合、津波避難ビルの鍵を委託されている者は、施設管理者や地域住民の協力を得て、速やかに津波避難ビルを開設する。

(2) 避難者の受入れ

ア 避難階

津波の浸水深等を考慮した上、津波避難ビルの上層階を使用する。

イ 受入場所

避難者の受入れは集会室、会議室などのあらかじめ指定したスペースをあてるものとし、施設の管理に必要な事務室等は原則として受入場所として使用しない。

5 避難所の開設及び避難者の受入れ

第3部第1章第10節「避難及び避難所計画」に準じるものとするが、津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合、津波の浸水が想定されない地域において、危機管理監又は区長が避難所開設の必要があると判断したときは避難所を開設する。（秋葉区及び南区を除く。）津波により避難所又は避難所の周囲に浸水が見込まれる地域は、津波注意報、津波警報又は大津波警報が解除されてから開設の必要性を判断するものとする。

第 3 節 水防活動計画

市域にかかる河川、湖沼、海岸等での迅速・適切な水防対策を行うための水防活動体制の確立や応急活動について定める。

| | |
|--------|---|
| 実施担当 | 災害対策本部事務局 土木対策部 消防対策部 各区本部 |
| 防災関係機関 | 新潟地方気象台 北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 北陸地方整備局阿賀野川河川事務所 県 消防団 |

水防活動計画については、別に定める新潟市水防計画による。